総務委員会資料

所管事務の調査（報告）
川崎市国土強靱化地域計画及び川崎市地震防災戦略の５か年の取組結果について

資料１　川崎市国土強靱化地域計画及び
川崎市地震防災戦略５か年の取組結果
（平成 28 年度～令和 2 年度）

資料２－１　「川崎市地震防災戦略」
５か年の取組結果【一覧】

資料２－２　「川崎市国土強靱化地域計画」
５か年の取組結果【一覧】

令和４年２月４日
総　務　企　画　局

資料１

川崎市国土強靱化地域計画及び川崎市地震防災戦略　5か年の取組結果（平成28年度～令和2年度）①

１　川崎市国土強靱化地域計画及び川崎市地震防災戦略の策定経緯等

（1）　計画策定の経緯等

本市は、平成21年度に実施した地震被害想定調査に基づき、川崎市直下地震による人的被害に対する減災目標の達成に向けた施策を取りまとめた計画として、**平成23年3月に川崎市地震防災戦略を策定**し、地震被害を軽減させるための取組を進めてまいりました。

その後、平成25年12月の「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（国土強靱化基本法）の制定及び平成26年6月の国の国土強靱化基本計画の策定を踏まえ、**平成28年3月に、**本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画として、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間とする**川崎市国土強靱化地域計画を策定**するとともに、**川崎市 地震防災戦略との連携を図りながら「強靭な地域」をつくるための取組を進めてまいりました**。

（2）　計画の進捗管理等

川崎市国土強靱化地域計画と川崎市地震防災戦略は、計画期間が同じであること、また、川崎市国土強靱化地域計画に位置付けられた111施策（再掲を除く）のうち4割となる46施策が川崎市地震防災戦略の施策項目と重複していることから、**効率的・効果的な防災・減災施策の推進を図るため、両計画を併せて進捗管理を行ってまいりました。こうしたことから、5か年の取組結果も、両計画を併せて取りまとめを行い報告をするものです**。

（3）　計画の推進体制

川崎市国土強靱化地域計画及び川崎市地震防災戦略の進捗管理は、市長を会長とする**「川崎市国土強靱化地域計画推進会議」**において、**毎年度、両計画の施策の進捗状況を確認し、取組を評価**してまいりました。

〇川崎市国土強靱化地域計画推進会議の組織
　会長…市長　副会長…副市長
　委員…上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長、各局区（本部）長、危機管理監、会計室長、市民オンブズマン事務局長、教育委員会事務局教育次長、
　　選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長

（4）　かわさき強靱化計画の策定

近年の災害の頻発化・激甚化等を踏まえると、強靭な地域づくりは引き続き喫緊の課題となっています。

このような中、近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて、強靭な地域づくりを更に進めるため、計画期間の満了に伴い、**効果的かつ効率的な施策の推進と進捗管理等の観点から、川崎市地震防災戦略を川崎市国土強靱化地域計画に整理・統合し、令和3年3月に「かわさき強靱化計画」を策定**しました。

引き続き、今後起こりうる大規模自然災害に備え、これまで以上に「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりを推進してまいります。

地震防災戦略と国土強靱化地域計画の関係及び計画期間

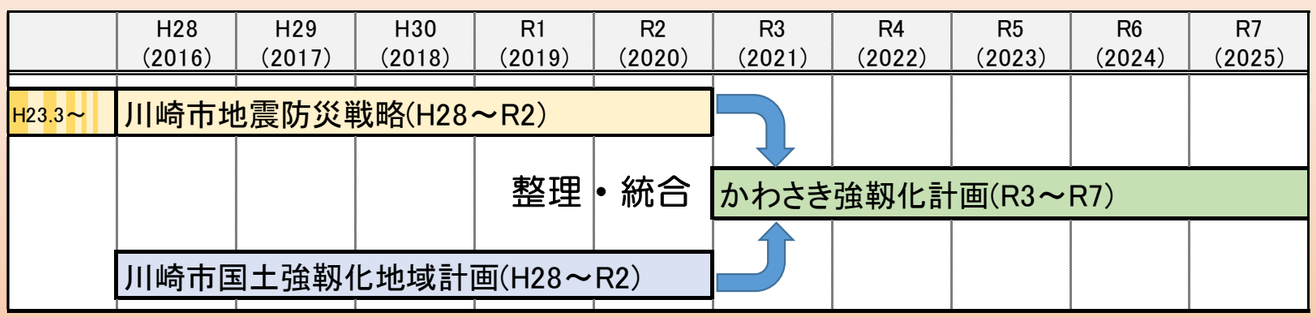

川崎市国土強靭化地域計画及び川崎市地震防災戦略　5か年の取組結果（平成28年度～令和2年度）②

２　川崎市地震防災戦略について

川崎市地震防災戦略の減災目標は、令和2年度までのできるだけ早期に、川崎市直下の地震で想定される死者数の半減及び津波による想定死者数ゼロを目標としました。

また、施策の体系は、基本目標から行動計画までの3階層となっており、さらに39の行動計画のもと、163の施策項目を位置づけ、減災目標の達成に向けて取組を推進してきました。

〇減災目標

項　目	目　　標
地震による想定死者数	計画期間（平成32年度まで）のできるだけ早期に、川崎市直下の地震（平成21年度想定）で想定される死者数の概ね半減を目標とします。
	約1,140人 ⇒ 約570人
津波による想定死者数	慶長型地震で想定される津波による想定死者数ゼロを目標とします。
	約5,820人　⇒ 0人

〇施策の体系

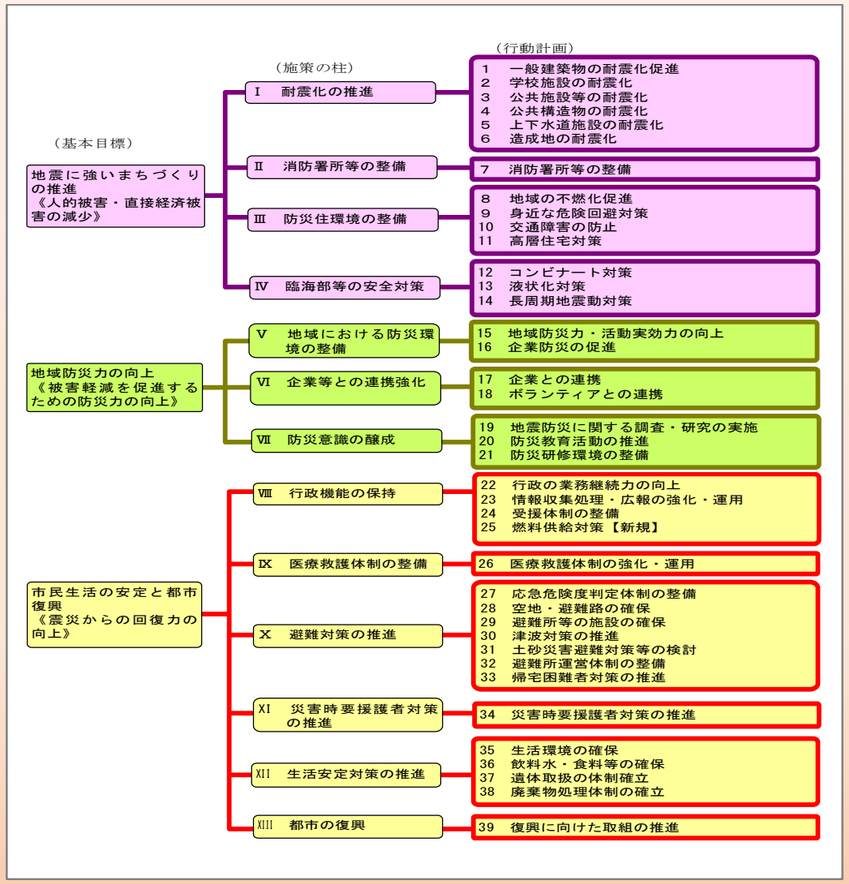

３　川崎市地震防災戦略における減災目標の達成状況

（1）　地震による想定死者数【目標：570人 ⇒ 結果：514人】

川崎市地震防災戦略では、平成21（2009）年度に実施した地震被害想定調査での川崎市直下地震の想定死者数（1,143人）からの半減を目標とし、各種地震対策を推進してきました。

計画期間の満了年度である令和2（2020）年度に減災効果を解析したところ、想定死者数は514人で、減災目標の570人を大幅に上回る結果となり、目標を達成しました。

川崎市直下地震による想定死者数及びその内訳

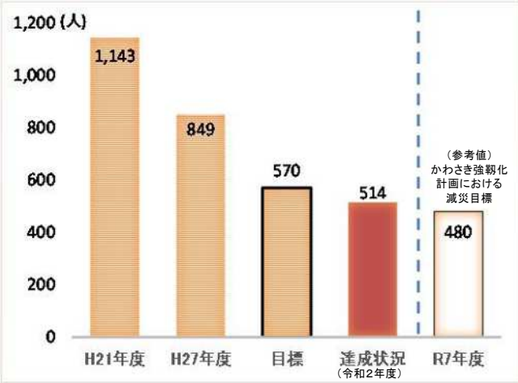

	計画時点 平成21年度	達成状況 令和2年度末	減少率
地震による想定死者	1,143人	514人	55.0%
内訳　建物倒壊	826人	352人	57.4%
火災	263人	157人	40.3%
その他	54人	5人	90.7%

〇解析方法

令和2（2020）年度時点での最新の建物課税データ及び都市計画データに基づく建物ごとの構造・建築年代・階数などを基礎データとし、平成21（2009）年度地震被害想定調査と同様の解析手法を用いたうえ、再計算を行いました。

想定死者数の内訳をみると、建物倒壊による死者については、旧耐震基準の建物の減少等により、計画時点の826人に対して令和2年度末は352人に減少しました。

また、火災による死者については、耐火造の建築物の割合の増加や耐震化率の向上による初期消火率の改善などの効果により、計画時点の263人から令和2年度末は157人に減少しました。

なお、その他については、ブロック塀の倒壊や家具の転倒などによるものですが、これらの取組の進展により、計画時点の54人から令和2年度末は5人に減少しました。

（2）　津波による想定死者数【目標：0人 ⇒ 結果：減少傾向】

津波被害による想定死者数については、慶長型地震の場合、津波の到達まで80分～90分かかると想定されており、1時間以内に避難できれば想定死者数は0となりますが、逃げ遅れなどにより人的被害が発生する可能性があります。

こうしたことから、避難訓練など、地震防災戦略に位置付けられた各施策の計画期間中の実施状況を踏まえ、減災効果を定性的に「減少傾向」と評価しています。

川崎市国土強靭化地域計画及び川崎市地震防災戦略　5か年の取組結果（平成28年度～令和2年度）③

４　川崎市地震防災戦略における主な取組①

地震による死者数等の減災目標の達成に寄与したと考えられる施策及び地域防災力の向上、経済・産業などの主なソフト対策を抜粋

行動計画	施策項目	内　容	目　標	所管局	計画期間（H28～R2）総括	総合評価※
1　一般建築物の耐震化促進	2　民間の特定建築物の耐震化	大地震等の発生による民間の特定建築物（多数の者が利用する建築物、危険物を貯蔵・処理する建築物、緊急輸送道路沿いの建築物などのうち、一定規模以上の建築物）の倒壊等を防止し、災害に強い安全なまちづくりを促進するため、耐震診断や設計・改修工事等にかかった費用の一部を助成します。さらに、本市独自の助成制度により、小規模の福祉施設等についても耐震化を促進します。	「川崎市耐震改修促進計画」の目標年度である平成32年度までに、特定建築物の耐震化率95%を目標	まちづくり局	「川崎市耐震改修促進計画」の目標年度である令和2年度までに、特定建築物の耐震化率95%と定めた目標について、令和2年度末に95.2%となると推計され、目標を達成しました。 【5ヶ年の実績（H28～R2）】 ・特定建築物等耐震改修等事業助成制度は、耐震診断4件、耐震設計1件、耐震改修4件を実施しました。 ・耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度は、耐震診断96件、耐震設計7件、耐震改修8件を実施しました。 ・耐震診断義務化沿道木造建築物診断士派遣制度は、耐震診断27件を実施しました。	B
6　造成地の耐震化	17　川崎市宅地防災工事助成金制度の充実	大雨や大地震等の発生による老朽化した擁壁の倒壊等を防止し、災害に強い安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するため、擁壁の改修工事費用の一部を助成します。	擁壁改善の宅地防災工事や擁壁の補強・補修等の宅地減災工事を助成し、老朽化擁壁等の倒壊等を防止	まちづくり局	・計画期間で当該助成制度を活用した擁壁の改修工事等を14件実施しました。	B
7　消防署等の整備	23　消防団の充実強化	地域防災の要である消防団員の入団を促進するために、町内会、自治会及び消防団協力事業所等の協力を求め、消防団への入団促進と地域の消防力の充実強化を図ります。	消防団員数を確保することは、地域防災力の向上につながり、災害に強い都市の形成には必要不可欠であることから、消防団員の現充足率87%以上を目指し、災害対応力の向上を推進	消防局	・高齢化や被雇用者の増加などの理由により、計画期間中に消防団員が減少し、充足率も81.2%に減少しました。 ・平成28年4月1日現在の消防団員数…1,177人 ・令和3年4月1日現在の消防団員数…1,092人 （条例定数1,345人）	C
9　身近な危険回避対策	30　危険なブロック塀の改善・指導の実施	平成9 年から平成11 年までの3 年間で実施した、幅員1.8m以上の通学路に面するブロック塀、石積み、組み立てコンクリート塀などを対象に調査した結果をもとに、地震により倒壊の恐れがあるブロック塀等（約300 件）の耐震改修のための啓発・指導を実施します。	危険なブロック塀等の改善・指導を実施	まちづくり局	・倒壊の恐れがあるブロック塀等について、追跡調査を行い、改善がみられないものについて（95件）指導を実施しました。 （調査が20年以上前のため、新たに設置されたブロック塀がある等課題があります） ・平成30年11月よりブロック塀等撤去促進助成金を開始し、倒壊の恐れがあるブロック塀等の撤去を推進しました。（助成件数191件）	B
	32　屋内収容物の地震対策の普及・促進	阪神・淡路大震災において、家屋の倒壊とともに死因の多くを占めた、屋内収容物（家具、家電等）の移動・転倒・落下の危険性を周知し、自助による防止対策を促進するとともに、ひとり暮らしの高齢者及び障害者に対する家具転倒防止事業を推進し、被害の軽減を図ります。	一人暮らし等の高齢者・障害者を対象とした家具転倒防止金具の取付を実施していくとともに、「ぼうさい出前講座」の実施や、防災啓発冊子等の配布を通じて普及啓発	健康福祉局 危機管理室	・一人暮らし等の高齢者・障害者を対象とした家具転倒防止金具の取付を実施しました。（取付業務委託　H28～R2 受付61件）（健康福祉局） ・「ぼうさい出前講座」の実施機会や啓発冊子「備える。かわさき」の配布等を通じ、家具の転倒防止の必要性を説明しました。（危機管理室）	B
14　長周期地震動対策の推進	60　高層住宅における地震被害特性の啓発	年々増加する高層住宅においては、電気・水道等ライフラインの停止によって生活に支障をきたしてしまうほか、エレベーターの停止による移動困難が生じ、高層階に居住する住民が孤立してしまう可能性があります。また、長周期地震動により高層部で揺れが大きく、そして長時間揺れ、屋内什器類の転倒・移動や天井・内装材等の損傷による人的被害、歩けないなどの行動の困難などの影響が懸念されます。 このため、東日本大震災の教訓を踏まえ、想定される危険性と、適切な対応方法についての市民への普及・啓発に努めます。	高層集合住宅における地震被害の特性について防災啓発冊子等を通じた普及・啓発を実施	危機管理室	・「備える。かわさき」等の啓発冊子の配布を通じ、高層集合住宅における地震被害の特性について普及啓発しました。 ・高層集合住宅の居住者を対象とした「ぼうさい出前講座」では、特有の被害やリスクの説明等を重点的に実施しました。	B

※　総合評価　A…計画以上に進捗している　B…計画通りに進捗している（取組完了も含む）　C…計画通りに進捗していない

川崎市国土強靱化地域計画及び川崎市地震防災戦略　5か年の取組結果（平成28年度～令和2年度）④

４　川崎市地震防災戦略における主な取組②

地震による死者数等の減災目標の達成に寄与したと考えられる施策及び地域防災力の向上、経済・産業などの主なソフト対策を抜粋

行動計画	施策項目	内　容	目　標	所管局	計画期間（H28～R2）総括	※ 総合評価
15　地域防災力・活動実効力の向上	72　地域住民との協働による防災まちづくりに向けた検討	地域住民と防災上の課題の共有化を図りながら、防災コミュニティの形成を支援し、防災関連の各施策とも横断的な連携のもとで、地域の実情に応じた地域主体の防災まちづくりの本格実施に向けたモデル地区での試行を推進します。	平成28年度は、防災まちづくりモデル地区の検証、平成29 年度以降は大きな焼失被害の発生が懸念される地区から毎年優先的に取組む地区を抽出し、地域住民との協働による防災まちづくりのための計画を策定し、地域住民が主体となった計画推進のフォローアップを実施。その他、各種協議会や区民会議等を通じて、地域住民等による防災まちづくりの課題解決に向けた協議を推進	まちづくり局 区役所	（防災まちづくり関係） ・平成28年度までの防災まちづくりモデル地区の検証を経て、平成29年度から毎年3地区を選定し、それぞれの地区で3年間の防災まちづくり支援を実施しました。 ・各地区で年4回ワークショップやイベント等を実施し、地域主体の防災活動を喚起して、自助・共助による災害に強いまちづくりを推進しました。 ・各地区では、ブロック塀の改修や消火資器材の購入といったハード面の取組や、避難困難者への支援や民間事業者との協定締結といったソフトの取組が地域主体で行われ、地域防災力の向上に寄与しました。（まちづくり局） （その他の各区取組） ・各自主防災組織の実情に合わせた、地区防災計画策定に向けて取り組みを推進しました。（幸区） ・平成25年度に区民会議で提案された家具転倒防止策事業を継続して実施しました。（麻生区）	B
20　防災教育活動の推進	83　防災教育用テキストの活用	各学校に防災学習テキストを配付し、教育機関における防災教育を推進します。 （小学校1・2・3年生用、小学校4・5・6年生用、中学生・高校生用）	防災学習テキストの見直しと修正を図るとともに、各学校は避難訓練に併せて防災教育の実施、防災学習テキストや備蓄物資を活用した防災教育を実施し、防災リーフレットを児童に配布等により、防災意識の向上を推進	教育委員会	・毎年、防災学習テキストや児童生徒用備蓄物資の配布や各学校における避難訓練の実施等の取組を継続的に行い、防災意識の向上を推進しました。	B
21　防災研修環境の整備	86　リスクコミュニケーションの普及・促進	地域住民が自らの地域の危険度を認識し、情報を共有することにより、自助・共助の理念の普及と地域防災力の向上を図ります。	災害図上訓練の実施や住民によるハザードマップの作成を通して、リスクコミュニケーションの手法を広く周知し、地域やコミュニティレベルでの情報の共有を促進	危機管理室 各区役所	・地域防災のリーダー等に対して、my減災マップの作成やHUG等を活用した訓練・研修会などを実施し、災害対応力の向上を推進することができました。 ・令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症のまん延を受け、改めて自助・共助の重要性や必要性について周知啓発を促進しました。 （危機管理室） ・地域防災のリーダー等に対する災害図上訓練の研修を実施し、災害対応力の向上を推進しました。 ・ハザードマップマップを活用した訓練・研修会を実施しました。 （各区）	B
31　土砂災害避難対策等の推進	136　土砂災害警戒区域避難対策の推進	神奈川県が新たに指定した土砂災害警戒区域を含め、引き続き土砂災害警戒区域の住民等に対し、土砂災害の危険性を周知するとともに、避難対策を進めていきます。 ※平成27 年10 月現在の川崎市内における土砂災害警戒区域は759 区域	「ぼうさい出前講座」や防災啓発冊子等を通じて、土砂災害ハザードマップを周知、土砂災害ハザードマップ等を活用しながら、土砂災害の危険性などについて広く周知を推進	まちづくり局 危機管理室	・HPへの掲載、区役所窓口への備え付け、防災フェア等のイベントへの参加などにより、土砂災害ハザードマップを周知しました。 ・県が多摩区において土砂災害特別警戒区域を指定したことから、同区のハザードマップを改訂し、同区の土砂災害警戒区域・特別警戒区域にハザードマップを全戸配布しました。 ・「ぼうさい出前講座」を通じて、土砂災害警戒区域の対象地域に土砂災害ハザードマップを配布し、土砂災害の危険性や避難の考え方、情報の入手方法等を説明するなどの普及啓発を推進しました。（まちづくり局） ・「ぼうさい出前講座」や各種イベント等を通じて防災啓発冊子やハザードマップを配布し、土砂災害の危険性や避難方法等について周知し、危機意識の向上と啓発を推進しました。 （危機管理室）	B
39　復興に向けた取組の推進	162　震災復旧・復興体制の整備・運用	復旧・復興本部体制と設置根拠、復興基本方針など事前に検討する体制の整備を行います。また、大地震等の発生直後の混乱期に、できる限り早期に適切な復旧・復興対策が実施できるよう、復興マニュアル等を用いて、復旧・復興のための手順・手法・被害調査の方法などを整理・検討します。	被災後の混乱時に適切な都市復興計画を迅速に策定が可能となるよう、平常時から復興への事前準備に資する検討や訓練等を実施。	総務企画局 危機管理室 まちづくり局	・円滑な復興体制の構築に向けた職員向けの研修や被災地へのヒアリングを実施しました。（総務企画局） ・関係課と連携し、復興までの大まかな流れを含めた復興体制について検討し、復旧・復興ハンドブック（内閣府）を踏まえ必要な取組を整理しました。（危機管理室） ・柔軟な復興対策が可能となるよう発災前の復興準備を行い、質の高いすみやかな都市復興を実現できる体制の向上を図りました。（まちづくり局）	B

※　総合評価　A…計画以上に進捗している　B…計画通りに進捗している（取組完了も含む）　C…計画通りに進捗していない

川崎市国土強靱化地域計画及び川崎市地震防災戦略　5か年の取組結果（平成28年度～令和2年度）⑤

５　川崎市国土強靱化地域計画について

川崎市国土強靱化地域計画は、大規模な自然災害が起こっても機能不全に陥らない「強靱な地域」をつくりあげるため、国の国土強靱化基本計画を踏まえ、4つの基本目標と8つの事前に備えるべき目標を設定しました。さらに32の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定し、脆弱性評価を実施したうえで、リスクシナリオを回避するため、ハード・ソフトを組み合わせた132の施策項目を位置づけ、取組を推進してきました。

○主な取組事例（進捗状況）の様子

（写真左・右上）五反田川放水路整備事業
（写真右下）臨港道路東扇島水江町線整備事業

こども防災塾の様子

基本目標

1　人命の保護が最大限図られる
2　市域の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される。
3　市民の財産及び公共施設に係る被害の最少化
4　迅速な復旧復興

備えるべき目標

1　大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
2　大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。
3　大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
4　大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。
5　大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。
6　大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気・ガス・上下水道・燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
7　制御不能な二次災害を発生させない。
8　大規模自然災害であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1-1	建物・交通施設等の不特定多数が集まる施設の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災による死傷者の発生
1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
1-4	大規模な火山噴火・土砂災害等の発生や情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2-1	被災地での食料・飲料水・医薬品等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-2	消防等の被災等による救助･救急活動等の絶対的不足
2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水･食料等の供給不足
2-5	被災等による医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、搬送・支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3-1	市役所及び地方行政機関の職員･施設等の被災による機能の大幅な低下
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
4-2	テレビ･ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
5-6	生産拠点の操業停止や農地の荒廃などによる食料等の安定供給の停滞

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
6-5	異常渇水等により用水の供給の途絶
7-1	海上・臨海部の広域複合災害の発生
7-2	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
7-3	有害物質の大規模拡散･流出
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧･復興が大幅に遅れる事態
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-4	鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧･復興が大幅に遅れる事態
8-5	広域地盤沈下等による広域･長期にわたる浸水被害の発生により復旧･復興が大幅に遅れる事態

川崎市国土強靱化地域計画及び川崎市地震防災戦略　5か年の取組結果（平成28年度～令和2年度）⑥

６　川崎市国土強靱化地域計画における主な取組①

地震による死者数等の減災目標の達成に寄与したと考えられる施策及び地域防災力の向上、経済・産業などの主なソフト対策を抜粋

リスクシナリオ / 施策項目	項目番号	推進方針（個別事項）	所管局	計画期間（H28～R2）総括	※総合評価
1-1　建物、交通施設等の不特定多数が集まる施設の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災による死傷者の発生					
1 建築物の耐震化の推進	4	民間の住宅・建築物等の耐震化を促進するため、耐震改修助成制度等を継続的に行います。また、市内で開催される各種イベントへの出展や相談会などを通じ、耐震改修への働きかけを図ります。	まちづくり局	・「川崎市耐震改修促進計画」の目標年度である令和2年度までに、木造戸建、共同住宅等を合わせた住宅全体の耐震化率95%と定めた目標について、令和2年度末に95.6%となると推計され、目標を達成しました。 【5ヶ年の実績（H28～R2）】 ・木造住宅耐震診断士派遣制度1181件、木造住宅耐震改修助成制度は診断・設計187件、改修173件を実施しました。 ・マンション予備診断は30棟、耐震診断639戸、耐震設計412戸、耐震改修170戸を実施しました。 ・木造住宅所有者へのダイレクトメール送付を全区で実施するとともに「防災フェア」「マンション管理組合交流会」等の各種イベントにおいて普及啓発を実施しました。	B
2 密集市街地の改善の推進	5	人命確保の観点などで多くの課題を有する密集市街地において、大規模地震時の想定焼失棟数の削減割合の向上に向けた取組を推進します。	まちづくり局	・平成28年3月策定の新たな取組方針に基づき、防災面の課題が特に大きい小田周辺地区と幸町周辺地区を不燃化重点対策地区として位置付け、不燃化推進条例を平成28年12月に制定（平成29年7月全面施行）、抜本的に制度を見直した補助要綱等を平成29年3月に制定、平成29年度から各種補助制度を実施し、密集市街地の改善に取り組みました。 【5ヶ年の実績（H28～R2）】 ・不燃化推進条例と補助制度の活用により、住宅等の不燃化（老朽建築物除却工事補助・耐火性能強化工事補助）280件、防災空地の整備3件、共同化（調査設計計画）1件を実施しました。	B
3 道路の確保等の推進	13	橋りょうの耐震化については、阪神・淡路大震災以降、緊急輸送路などに架かる重要な橋りょう124橋について耐震対策は完了しましたが、災害に強いまちづくりをより一層、推進するためには、市民に密着した生活道路など、その他の橋りょうについても、大規模地震に備えた対応が必要であることから、引き続き、耐震対策を進めます。また災害時における道路啓開は、適宜啓開作業及び情報収集ができるよう防災訓練等を通じて国、県、建設業協会等関係機関との連携を図ります。	建設緑政局	・橋りょうの耐震化については、平成28（2016）年に策定した「川崎市橋梁耐震化計画」に基づき、主要な橋りょうで耐震性能が不足しているものや、防災上の観点から重要度の高い橋りょうを対象として、耐震対策を計画通りに実施し、耐震化率61%を達成しました。	B
	15	大規模地震において、下水道の損壊により軌道や緊急交通路等が陥没し、交通の障害となることを防ぐため、軌道横断や緊急交通路等に布設されている重要な管きょについて、老朽管が多く、また、地盤の液状化が予想される川崎駅以南を集中的に耐震化を行ってきましたが、川崎駅以北についても耐震診断を行い、引き続き耐震化を推進していきます。	上下水道局	・川崎駅以南の地域の軌道横断や緊急輸送路等に布設されている重要な管きょについては、現場条件に合わせた施工方法の再検討などの影響により、一部路線で令和2年度中に耐震化が完了しなかったため、目標を下回りましたが、令和3年度の完了に向けて令和3年2月に再度発注を行い、現在は耐震化を完了しています。また、川崎駅以北の地域の重要な管きょについては、平成30年度中に耐震診断を完了し、耐震化工事に着手しました。	C
1-2　広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生					
6 避難場所の確保	22	津波浸水が想定される区域において津波避難施設の指定拡充を行い、津波避難施設には、避難誘導に資する蓄光式標識や誘導看板等を設置します。	危機管理室 川崎区	・新たな津波避難施設の指定の取組を推進し、R2年度で合計104施設を指定、要避難者数約15万人に対し、津波避難施設で約15万人、津波避難場所を含めると約25万人分の収容人数分を確保しました。 ・津波避難施設において、迅速な避難が実現や周知等を行うため、標識や避難誘導に資する蓄光式の標識を設置しました。	B
8 大規模津波等への対応力の向上	24	適切な避難に必要な避難場所・避難経路及び避難の判断に資する情報等を最新に更新するとともに、神奈川県津波浸水想定を踏まえて、津波ハザードマップを更新し、配布します。	危機管理室 川崎区 関係局	・津波避難場所・避難経路及び避難の判断等を考えてもらう機会を増やすため、津波ハザードマップを各種防災訓練や関係機関にて配布、また、川崎区への転入者への配布等を行いました。 ・津波ハザードマップは、新たな津波避難施設の追記等による情報の更新のため、H28年度・R2年度に改訂し、最新の情報を市民へ広く周知を行いました。 ・H30年度に津波ハザードマップ外国語版を発行し、公共施設や関係機関、宿泊施設等での配布を行い、広く周知を図りました。 （危機管理室、川崎区）	B

※　総合評価　A…計画以上に進捗している　B…計画通りに進捗している（取組完了も含む）　C…計画通りに進捗していない

川崎市国土強靱化地域計画及び川崎市地震防災戦略　5か年の取組結果（平成28年度～令和2年度）⑦

６　川崎市国土強靱化地域計画における主な取組②

地震による死者数等の減災目標の達成に寄与したと考えられる施策及び地域防災力の向上、経済・産業などの主なソフト対策を抜粋

リスクシナリオ / 施策項目	項目番号	推進方針（個別事項）	所管局	計画期間（H28～R2）総括	※総合評価
3-1　市役所及び地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下					
33 業務継続体制の整備・充実	70	業務継続計画に基づく研修・訓練等により、計画の実効性の検証を行い、適宜、計画の改定を行うことで、初動体制・応急体制の充実を図ります。	危機管理室 関係局区	・各局室区にて様々な内容の研修・訓練を実施し、それを踏まえて各所属の災害対応マニュアルの改訂等を行うことにより、本市における初動体制・応急体制の充実を推進しました。 （危機管理室、各局室区） ・令和2年度には、過去の被災地派遣や令和元年東日本台風での災害対応の検証を踏まえ、計画の対象となる災害の範囲や発動基準、非常時優先業務の考え方等について抜本的な見直しを図り、本市の業務継続計画を震災対策編から自然災害対策編へと改訂しました。 （危機管理室）	B
5-1　サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下					
40 個別企業BCPの策定の促進	79	川崎商工会議所等経済団体と協力するなどして、企業のBCP策定推進に向けて普及・啓発を行うとともに、BCP策定及び見直しのための支援を行います。	経済労働局	・当該計画期間においては、企業のBCP策定推進に向けた周知・啓発を主たる事業として行ってきましたが、令和2年度においては、実効性の強化を図るため、補助金制度を創設しました。 ・中小企業におけるBCPの策定率は未だに低迷しているので、今後も引き続き、啓発をはじめとする策定促進を行います。	B
5-3　石油コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等					
46 石油コンビナート等防災計画の見直し等の実施	85	神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正を踏まえて、臨海部防災対策計画を見直し、引き続き臨海部の防災対策を推進します。	危機管理室 臨海部国際戦略本部 港湾局 経済労働局 消防局 川崎区	・神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正を踏まえ、平成29年度、令和2年度に臨海部防災対策計画を修正し、市民や事業所へ周知しました。 ・神奈川県石油コンビナート防災本部図上訓練に参加し、連絡体制の強化を行いました。 ・臨海部広域防災訓練を実施し、実動訓練として、船舶等を活用した孤立化対策訓練の実施、情報受伝達訓練として、メーリングリストや県石油コンビナート防災相互無線を活用した訓練を実施し、関係機関等と、災害時の対応確認・連携強化を推進しました。 （危機管理室、臨海部国際戦略本部） ・川崎臨海部広域防災訓練への参加をとおして、臨海部の防災対策を推進しました。 （港湾局） ・神奈川県石油コンビナート防災本部図上訓練に参加し、連絡体制の強化を行いました。 ・川崎臨海部広域防災訓練へ参加し、臨海部の防災対策を推進しました。（消防局） ・川崎臨海部広域防災訓練に参加し、災害時における対策を推進しました。（経済労働局）	B
6-2　上水道等の長期間にわたる供給停止					
59 上水道施設等の耐震化の推進	102	上水道施設については、配水池・配水塔等の基幹施設耐震化を進めるとともに、老朽管更新に伴う管路耐震化を進めます。また、小学校・高校等の避難所となる施設への供給ルート耐震化を進めます。	上下水道局	・配水池・配水塔など基幹構造物の耐震化を推進し、耐震化率が98.5%となりました。 ・重要施設（市立小・中・高等学校等の避難所及び重要な医療機関）への供給ルートや、震災時の被害が懸念される老朽配水管などの重要な管路の優先的な耐震化を推進しました。	B
8-3　地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態					
77 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	126	自主防災組織が訓練や会議を継続的に行い、自主防災組織同士のつながりや避難所運営会議の活動が推進されるよう支援を行うことで地域の自主的な防災体制の強化を図ります。	各区	・自主防災組織の結成や活動支援活動を行った結果、自主防災組織の結成数も、730から757組織へと増加しました。 ・各種助成制度に基づき、訓練や啓発活動の支援を実施し、訓練等の回数及び助成金の交付件数について増加傾向を継続していました。（※新型コロナウイルス感染症のまん延等がみられるようになってからは減少に転じましたが、それ以前は訓練回数は増加傾向でした。）（危機管理室） ・自主防災組織による防災訓練や啓発活動等、日頃からの地域活動を推奨するとともに、助成制度の活用を推進し地域防災力の向上を図ることができました。（各区）	B

※　総合評価　A…計画以上に進捗している　B…計画通りに進捗している（取組完了も含む）　C…計画通りに進捗していない

川崎市国土強靭化地域計画及び川崎市地震防災戦略　5か年の取組結果（平成28年度～令和2年度）⑧

7　5か年の取組結果

（1） 評価結果の総括

各施策における平成28年度から令和2年度までの取組について評価を実施したところ、両計画とも9割以上が計画通りに進捗しました。

一方で、国土強靭化地域計画で3施策、地震防災戦略で2施策が「C」となりました。計画通りに進捗しなかった施策としては、下水道施設の耐震化と消防団員の確保に関する施策となっております。

	国土強靭化地域計画	地震防災戦略
A	0 施策	0 施策
B（取組完了）	108 施策	122 施策 7
C	3 施策	2 施策
再掲等	21 施策	39 施策
合計	132 施策	163 施策
A・Bの割合	97.7 %	98.8 %

A…計画以上に進捗している
B…計画通りに進捗している
（取組完了も含む）
C…計画通りに進捗していない

○取組が完了している施策
市立病院の耐震化
社会福祉施設の耐震化
卸売市場（南部・北部）の耐震化
消防署所・消防団器具置場等耐震化対策
緊急消防援助隊活動拠点の整備
応急復旧（占用）工事の効率化
同報無線受信機の整備と情報伝達の強化

（2） 評価Cとなった施策項目と主な理由

施策項目		理由
（リスクシナリオ）1-1 建物・交通施設等の不特定多数が集まる施設の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災による死傷者の発生 ○道路の確保等の推進	強靭化_15	・川崎駅以南の地域の重要な管きょについて、施工方法の再検討などの影響により、一部路線で令和２年度中に耐震化が完了しなかったため。
（リスクシナリオ）2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 ○下水道施設の耐震化の推進	強靭化_65	
（リスクシナリオ）6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 ○下水道施設等の耐震化の推進	強靭化_104	
（行動計画）5 上下水道施設の耐震化 ○下水道施設の耐震化	地震防災戦略_16	
（行動計画）7 消防署等の整備 ○消防団の充実強化	地震防災戦略_23	・高齢化や被雇用者の増加などにより、消防団員が減少したため。

○下水道施設の耐震化については、現場条件に合わせた施工方法の再検討などの影響により、川崎駅以南の地域の重要な 管きょの一部路線で令和2年度中に耐震化が完了しなかったため、目標を下回りましたが、令和3年2月に再度発注を行い、令和3年10月に耐震化を完了しています。

なお、川崎駅以北の地域の重要な管きょについては、平成30年度中に耐震診断を完了し、平成30年9月から耐震化工事に着手しています。

○消防団の充実強化については、消防団員の処遇改善や機能別団員の導入により充足率向上を目指して取組を行っております。

また、全庁的に消防団の課題を共有し、各局の取組事業などで消防団の案内チラシを配布するなど、協力体制を敷いて課題解決に向けた取組を推進しました。

【機能別団員】消防団の災害対応能力の向上及び消防団員の確保を目的として活動内容を限定した団員

種別		役割・活動
大規模災害団員	災害対応活動	大規模災害時等における基本団員の補助
	後方支援活動	大規模災害時等における救護所等での活動
広報活動団員		イベント等における消防広報活動

8　川崎市防災対策検討委員会における総括等

（1）川崎市防災対策検討委員会の構成

防災対策の充実・強化を図り、災害による被害を軽減することを目的として、川崎市防災会議の部会として学識者により構成

防災対策検討委員会　委員名簿（令和2年4月以降）

	氏名	所属	職名
◎委員長	目黒　公郎	東京大学生産技術研究所・大学院情報学環　総合防災情報研究センター所長	教授
	田中　淳	東京大学大学院情報学環　総合防災情報研究センター	特任教授
	村尾　修	東北大学災害科学国際研究所	教授
	加藤　孝明	東京大学生産技術研究所	教授
	庄司　学	筑波大学　システム情報系	教授
	古村　孝志	東京大学 地震研究所　災害科学系研究部門	教授
	大原　美保	国立研究開発法人土木研究所　水災害・リスクマネジメント国際センター　水災害研究グループ	主任研究員

（2）川崎市防災対策検討委員会における総括等

ア　施策の進捗状況等について

川崎市は、これまで国土強靭化地域計画及び地震防災戦略に基づき、両計画の連携を図りながら、強靭な地域を作るための取組を推進してきた。

施策全体の進捗状況と取組結果に関して、一部の施策では指標の実績値が計画期間内に目標値に達しなかったことや取組の効果が現れていないことを理由として、C評価（計画通りに進捗していない）とされている。これらの施策については、今後の取組や進捗状況を十分に注視していく必要があるが、それぞれの施策は着実に取組を進めており、川崎市が進める国土強靭化地域計画及び地震防災戦略の目標達成に向けて一定の進捗をしていると認められる。

強靭化の取組は、経済、情報、生活などの諸機能が高度に集中している大都市においては、市民の生命、財産を守る基本的な立場はもとより、災害発生後の社会全般の機能を正常に維持していく上で重要である。特に川崎市は首都圏に位置し、多様化・高度化した産業が集積していることを鑑みると、今後、経済・産業対策にこれまで以上に取り組むことが求められる。

重要な産業やインフラに係る施策は、行政単独でできるものではなく、迅速な復興という観点からも、災害による経済への影響についても検討を進め、各分野の事業者や関係団体と課題を共有し、連携して課題解決に向けた取組を進めることが必要である。

イ　施策の評価のあり方について

施策全体としては一定の進捗が認められるものの、今回の取組結果は当初の計画内容や目標値と実績との比較による評価であることの理解が重要である。

ゆえに今後は、当初の計画内容や目標値が適切かどうかの評価が求められる。具体的には、各種の施策の評価値である「ABC」を相互に比較できるように、各種の目標値が相互に同程度の達成度を表しているのか、最終目的に対して、具体的にどの程度の到達度を示しているのか、などの視点からの再吟味が必要である。さらに、国土強靭化地域計画や地震防災戦略に関する対策の中にはその効果を定量的に測ることが難しいものも少なくないことから、定性的な部分も含めて総合的に評価を行うことが望まれる。

ウ　更なる強靭な都市づくりに向けて

災害対応の根幹は被害等に応じて柔軟に対応することであるが、被害の様相は災害によって様々な状況が考えられる。特に、今後の環境変化により、現時点では想定していない新たな対策が必要になることも想定されることから、強靭化の取組は継続して行っていく必要がある。併せて、市民の安心感の向上に向けて、達成できた点については、積極的な情報発信が必要である。

災害による被害を最小限に食い止め、迅速かつ効率的な復旧・復興を行うためには、平時から、「防災」の範囲を超えて、地域づくりや経済・産業施策なども含め、ハードとソフトを組み合わせた総合的な施策を長期的な視点で行っていくことが必要である。特に、ソフト対策は、様々な手法が考えられる上に進捗管理が困難であるなど、その推進に当たっては難しい側面がある。しかし、難しいからこそ、これまで以上に重点を置き、しっかりと取り組むべきである。

国土強靭化に関する取組を効果的に推進するためには、「誰が、何をすることが、どのような効果を生み、それがどのように強靭化や地震防災につながるのか」という因果関係を具体的に示すことが重要である。現在、取組を推進している「かわさき強靭化計画」においても、実施主体、施策の内容、その具体的な効果を、そのコストも併せて常に意識し、更なる危機管理体制の強化を図るとともに、自助・共助・公助のバランスの取れた強靭な都市づくりを進めてもらいたい。

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標 施策の柱 行動計画		施策項目（163）	内 容	目 標	所管局	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
1 地震に強いまちづくりの推進（人的被害・直接経済被害の減少）							
Ⅰ 耐震化の推進							
1 一般建築物の耐震化促進	1	民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化	大地震等の発生による住宅の倒壊等を防止し、災害に強い安全なまちづくりを促進するため、旧耐震基準で設計された住宅の耐震診断、耐震改修等を行う際の支援を行うとともに、耐震化に係る普及・啓発を行います。	「川崎市耐震改修促進計画」の目標年度である平成32年度までに、木造戸建、共同住宅等を合わせた住宅全体の耐震化率95%を目標	まちづくり局	・「川崎市耐震改修促進計画」の目標年度である令和2年度までに、木造戸建、共同住宅等を合わせた住宅全体の耐震化率95%と定めた目標について、令和2年度末に95.6%となると推計され、目標を達成しました。 【5ヶ年の実績（H28～R2）】 ・木造住宅耐震診断士派遣制度1181件、木造住宅耐震改修助成制度は診断・設計187件、改修173件を実施しました。 ・マンション予備診断は30棟、耐震診断639戸、耐震設計412戸、耐震改修170戸を実施しました。 ・木造住宅所有者へのダイレクトメール送付を全区で実施するとともに「防災フェア」「マンション管理組合交流会」等の各種イベントにおいて普及啓発を実施しました。	B
	2	民間の特定建築物の耐震化	大地震等の発生による民間の特定建築物（多数の者が利用する建築物、危険物を貯蔵・処理する建築物、緊急輸送道路沿いの建築物などのうち、一定規模以上の建築物）の倒壊等を防止し、災害に強い安全なまちづくりを促進するため、耐震診断や設計・改修工事等にかかった費用の一部を助成します。さらに、本市独自の助成制度により、小規模の福祉施設等についても耐震化を促進します。	「川崎市耐震改修促進計画」の目標年度である平成32年度までに、特定建築物の耐震化率95%を目標	まちづくり局	「川崎市耐震改修促進計画」の目標年度である令和2年度までに、特定建築物の耐震化率95%と定めた目標について、令和2年度末に95.2%となると推計され、目標を達成しました。 【5ヶ年の実績（H28～R2）】 ・特定建築物等耐震改修等事業助成制度は、耐震診断4件、耐震設計1件、耐震改修4件を実施しました。 ・耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度は、耐震診断96件、耐震設計7件、耐震改修8件を実施しました。 ・耐震診断義務化沿道木造建築物診断士派遣制度は、耐震診断27件を実施しました。	B
	3	既存不適格建物の耐震化促進にむけた調査・研究	自助努力による耐震化を促進するための手法について、既存助成制度等の検証及び他都市の状況を踏まえながら、調査・研究していきます。	自助努力による耐震化の促進に向けて、より効果的な啓発活動等を実施	危機管理室 まちづくり局	・申請者が利用しやすいように、手続きの合理化を行うなど、課題点の整理を行い、助成制度の運用改善を実施しました。	B
	4	緊急交通路等の防災上重要な道路沿いの建築物の耐震化	大規模地震時において、建物の倒壊により道路を閉塞し、緊急車両等の通行の障害となることを防ぐため、緊急交通路等の防災上重要な道路沿いの建築物の耐震化を促進します。	耐震診断義務化沿道建築物は平成31 年3 月31 日までに耐震診断結果の報告、結果公表、耐震性不足建築物の所有者へ耐震化の啓発等を行い、耐震化を促進	まちづくり局	・平成30年度末までに耐震診断結果報告を義務付けしている沿道建築物について、耐震診断結果未報告である所有者（34件）に法に基づく報告命令を行い、報告済み（157件）の診断結果とあわせて令和3年度早期に公表することを令和3年3月に改定した川崎市耐震改修促進計画に位置付けました。（令和3年5月に公表） 【5ヶ年の実績（H28～R2）】 ・耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度は、耐震診断96件、耐震設計7件、耐震改修8件を実施しました。 ・耐震診断義務化沿道木造建築物診断士派遣制度は、耐震診断27件を実施しました。	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標 施策の柱 行動計画	施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28～R2)総括	総合評価
2 学校施設の耐震化	5 市立学校の耐震化	市立学校の耐震化については平成24 年度に完了しています。屋内運動場の吊天井、バスケットゴール及び照明の耐震化については平成27 年度に完了しています。引き続き、耐震化のための施設整備を進めていきます。	特定天井改修工事、教室照明は速やかに整備を推進	教育委員会	・当初の計画から変更があったものの、対象校全校の整備を完了しました。 ・今後は適切な施設の維持・管理に努めます。	B
3 公共施設等の耐震化	6 公共建築物(庁舎・区役所等)の耐震化	旧耐震基準で建築された建物(平成18年現在2,320棟)のうち、耐震改修促進法の規定に基づく特定建築物及び川崎市地域防災計画に定める地震防災上重要となる建築物(492棟)について、耐震診断を実施しました。その結果、耐震対策が必要と判断された施設(53棟)については、安全性を確保するため、「公共建築物(庁舎等)に関する耐震対策実施計画」に基づき、補強工事等の耐震対策を実施します。	「公共建築物(庁舎等)に関する耐震対策実施計画」に基づき、一部廃止、使用停止施設の解体工事による耐震対策を実施、本庁舎等の建替は平成28・29 年度に解体、新本庁舎は平成28 年度に設計着手、最も早く進捗した場合には、平成31 年度に建築工事に着手、着工時にスケジュールを確認し、適切に進捗管理	まちづくり局 総務企画局	・「公共建築物(庁舎等)に関する耐震対策実施計画」に基づき、一部廃止、使用停止施設の解体工事を実施し、平成30年度までに全て完了しました。(まちづくり局) ・当初の計画から変更があったものの、令和2年4月に旧本庁舎地下解体工事が予定どおり完了しました。続いて、新本庁舎の新築工事に着手しました。(総務企画局)	B
	7 市立病院の耐震化	市立川崎病院及び市立多摩病院については、耐震(免震)構造により建造されていますが、市立井田病院は老朽化が著しく、旧耐震設計基準に基づいて建設された建物であるため、平成21 年8 月より順次老朽施設を解体し、免震構造を採用した改築工事を実施しました。	取組を完了	病院局	取組を完了しました。	－
	8 社会福祉施設の耐震化	社会福祉施設である老人いこいの家(48 棟)は、地域の健康なお年寄りのふれあいや生きがいの場となっており、また、福祉活動の拠点機能を有する施設となっているため、耐震化の必要な施設については、耐震対策を実施しました。また、児童厚生施設であるこども文化センター(58 施設)は、小学生、中・高生の居場所であり、また、市民活動の地域拠点となっているため、このうち、耐震化の必要な施設については、耐震対策を実施しました。	取組を完了	健康福祉局 こども未来局	取組を完了しました。	－
	9 競輪場の耐震化	広域避難場所となる川崎競輪場について、耐震補強を推進します。	競輪場再整備基本計画に基づき、再整備を推進、平成33 年度までに耐震基準を満たしていない施設除却や入場門棟等の新改築推進	経済労働局	・競輪場再整備基本計画に基づき再整備を推進し、耐震基準を満たしていない施設除却については令和4年度から工事を行う予定の東サイドスタンドを残し、ほぼ終了しました。 ・また、新改築については、入場門棟等で実施しました。	B
	10 卸売市場(南部・北部)の耐震化	食料の確保とその供給拠点となる北部市場の耐震補強を推進します。	取組を完了	経済労働局	取組を完了しました。	－
	11 消防署所・消防団器具置場等耐震対策	臨港消防署の改築工事完了をもって、各本署の耐震整備を終えたことから、引き続き、計画的に耐震整備を行います。	計画的に耐震整備を推進	消防局	取組を完了しました。	－

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標 施策の柱 行動計画	施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28～R2)総括	総合評価
	12 町内会・自治会会館の耐震化	地域住民自治活動の拠点であり、大地震等の発生時には一時避難場所や情報収集拠点など様々な活用が想定される町内会・自治会会館について、整備に対する費用の一部について補助金を交付することにより、町内会・自治会会館の老朽化への対応やバリアフリー化を促進するとともに、耐震化を図ります。	町内会・自治会会館の老朽化への対応やバリアフリー化を促進するとともに、耐震化を推進	市民文化局	・川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付制度を運用し、町内会・自治会会館の老朽化への対応やバリアフリー化を促進するとともに、耐震化を図りました。 ・川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付制度 (H28～R2交付実績) 新築2棟、建替7棟、耐震改修等2棟、その他改修等48棟	B
4 公共構造物の耐震化	13 橋りょうの耐震化	緊急輸送道路に架かる重要な橋りょうや比較的規模の大きい橋りょう124 橋の耐震対策(Ⅰ期)が概ね完了しています。 今後は、重要な橋りょうの耐震性能を向上させるとともに、生活道路に架かる未対策な橋りょうについても、耐震対策(Ⅱ期)を実施していきます。 ※緊急輸送道路上の「歩道橋」(90 橋)については、耐震対策を完了しています。	44橋(Ⅱ期分)の耐震化を完了	建設緑政局	・橋りょうの耐震化については、平成28(2016)年に策定した「川崎市橋梁耐震化計画」に基づき、主要な橋りょうで耐震性能が不足しているものや、防災上の観点から重要度の高い橋りょうを対象として、耐震対策を計画通りに実施し、耐震化率61%を達成しました。	B
	14 港湾施設の耐震化	大規模地震発生時における救援物資等の輸送機能を確保するため、港湾計画において計画されている5 つの岸壁のうち既に整備が完了している岸壁を除く、3 つの岸壁の耐震化を推進します。また、川崎市街地と東扇島を結ぶ唯一の連絡路である川崎港海底トンネルの耐震化を推進します。	千鳥町7 号係船桟橋の耐震改修の推進及び川崎港海底トンネルの耐震性・止水性向上等、安全性の強化を推進	港湾局	・千鳥町7号係船桟橋の耐震化に向けて、背後護岸の地盤改良を完了しました。 ・川崎港海底トンネルについては、耐震性向上に向けて、検討や工事を実施し、受変電室建屋の液状化対策を完了しました。引き続き、川崎港海底トンネルの耐震性向上に向けた調査等を実施していきます。	B
5 上下水道施設の耐震化	15 水道施設の耐震化	川崎市水道事業中期計画に基づき、基幹施設の耐震化、耐震性の低い管路の更新、自家発電設備の設置、重要施設への耐震管路整備等を行うことにより、大地震発生時の各施設が受ける被害の軽減及び安全な施設の構築を図ります。	平成34 年度末までに配水池・配水塔など基幹構造物の耐震化率100%を目標 平成30 年度末までに老朽配水管の解消を目標	上下水道局	・配水池・配水塔など基幹構造物の耐震化を推進し、耐震化率が98.5%となりました。 ・重要施設(市立小・中・高等学校等の避難所及び重要な医療機関)への供給ルートや、震災時の被害が懸念される老朽配水管などの重要な管路の優先的な耐震化を推進しました。	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標	施策の柱	行動計画	施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28～R2)総括	総合評価
			16 下水道施設の耐震化	川崎市下水道事業中期計画に基づき、下水道幹線等の重要な管きょや、水処理センター・ポンプ場について耐震化や減災対策、耐震診断を行うことにより、被災時における流下機能・処理機能の確保を推進します。また、津波対策として、水処理センター・ポンプ場の防水化についても推進します。	老朽管が多く、地盤の液状化が想定される川崎駅以南の地域を重点地域とし、地域防災拠点等と水処理センター・ポンプ場とをつなぐ管きょ等の重要な管きょの耐震化を完了、川崎駅以北の重要な管きょは、耐震診断を完了、水処理センター・ポンプ場は耐震補強や施設・設備の更新等にあわせ、効率的・効果的に耐震化を推進、既存施設の防水化による津波対策を推進	上下水道局	・川崎駅以南の地域の軌道横断や緊急輸送路等に布設されている重要な管きょについては、現場条件に合わせた施工方法の再検討などの影響により、一部路線で令和2年度中に耐震化が完了しなかったため、目標を下回りましたが、令和3年度の完了に向けて令和3年2月に再度発注を行い、耐震化を推進します。 ・川崎駅以北の地域の重要な管きょについては、平成30年度中に耐震診断を完了し、耐震化工事に着手しました。 ・水処理センター・ポンプ場については、大規模地震時にも運転を継続するため、開口部の閉塞等の耐震補強を実施し、施設の運転制御機器が集約されている管理棟の耐震化を令和元年度に完了しました。さらに、市街地において下水が滞留・溢水しないように、水処理センター・ポンプ場の被災時に流入する汚水を排除する機能(揚水機能)の確保に向けた取組を推進しました。 ・津波により浸水被害が想定される施設において、防水扉等により防水化を実施し、平成30年度に津波対策を完了しました。	C
		6 造成地の耐震化	17 川崎市宅地防災工事助成金制度の充実	大雨や大地震等の発生による老朽化した擁壁の倒壊等を防止し、災害に強い安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するため、擁壁の改修工事費用の一部を助成します。	擁壁改善の宅地防災工事や擁壁の補強・補修等の宅地減災工事を助成し、老朽化擁壁等の倒壊等を防止	まちづくり局	・計画期間で当該助成制度を活用した擁壁の改修工事等を14件実施しました。	B
			18 宅地耐震化推進事業の推進	大規模盛土造成地の滑動崩落による被害軽減を目的とし、対策を要する大規模盛土を特定する調査を行うなど、宅地耐震化推進事業を推進します。	大規模盛土変動予測調査を実施するなど、宅地耐震化推進事業を推進	まちづくり局	・優先的に大規模盛土造成地の変動予測調査を実施するべき箇所において、調査を実施しました。 ・大規模盛土造成地の変動予測調査の分析結果を踏まえ、一定の安定性が確認された旨を公表しました。	B
	Ⅱ 消防署等の整備							
		7 消防署等の整備	19 消防署所・消防団器具置場等の整備	臨港消防署の改築工事完了をもって、各本署の耐震整備を終えたことから、引き続き、老朽化した消防出張所、消防団器具置場等について計画的な改築等整備を行います。	計画的に庁舎の整備を推進 (老朽化した庁舎・器具置場等の長寿命化・改築工事)	消防局	・各本署の耐震整備を終えていることから、老朽化した消防出張所、消防団器具置場等について計画的な改築等整備を行いました。	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標 施策の柱 行動計画	施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28～R2)総括	総合評価
	20 消防資器材等の整備	大地震等の発生時における被害状況等の実態把握に極めて有効とされるヘリコプターをはじめ、石油コンビナート地区の大規模火災に有効な消防艇や消防活動に必須である消防車両(消防団を含む)・身体保護具等について計画的な更新・整備を進め、災害対応力の向上を図ります。	災害対応力の向上に向け、防災拠点と消防資器材の計画的な整備を推進	消防局	・操縦士及び整備士が、航空機の運航に必要とする各資格を計画的に取得することができました。 ・市内避難所176箇所への消火ホースキットの配備が完了しました。自主防災組織等に対して継続的に訓練指導を実施しました。 ・平成28年度から令和2年度の間に、消防団車両10台を含む消防自動車等60台、救急自動車21台等を更新整備するなどし、消防活動に必要不可欠な資器材を計画的に更新しました。	B
	21 消防情報通信体制の整備	全国的な施策として消防救急無線のデジタル化が進められており、現行のアナログ無線の使用期限は平成28 年5 月31 日までとなっているため、本市でも、大地震等の発生時における有効な通信手段の確保と消防隊等の災害対応力の向上を目的として、無線関連設備の再構築を行っています。また、消防指令システム及び消防情報管理システムについても、効率的かつ計画的にシステム安定稼働を推進するとともに、より迅速な出場指令や災害対応力の向上を図ります。	消防指令システム及び消防情報管理システムの安定稼働を図るため、平成28 年度から29 年度の2 箇年で一部更新整備	消防局	・消防指令システム及び消防情報管理システムを、適正に運用・維持管理しました。 ・多言語通訳業務を適正に運用しました。 ・「かわさきWEB１１９」を適正に運用しながら「Net１１９緊急通報システム」を導入し、移行が完了しました。 ・消防救急無線固定局(多重無線)の再整備が完了しました。	B
	22 耐震性防火水槽の整備	大地震等の発生時の消防活動に有効な耐震性防火水槽について震災時の水利基準に基づき整備を行います。	未充足地域の解消に向けて、公園等の施設に耐震性防火水槽を毎年5 基ずつ整備し、平成32 年度までに充足率を95%に引き上げ	消防局	・当初目標である充足率95%以上を達成しました。(令和2年度:96.5%) ・引き続き新規設置事業を推進するとともに、今後は、老朽化した防火水槽の改修・補強工事について関係局と協議を実施し、改修計画を検討していきます。	B
	23 消防団の充実強化	地域防災の要である消防団員の入団を促進するために、町内会、自治会及び消防団協力事業所等の協力を求め、消防団への入団促進と地域の消防力の充実強化を図ります。	消防団員数を確保することは、地域防災力の向上につながり、災害に強い都市の形成には必要不可欠であることから、消防団員の現充足率87%以上を目指し、災害対応力の向上を推進	消防局	・高齢化や被雇用者の増加などの理由により、計画期間中に消防団員が減少し、充足率も81.2%に減少しました。 ・平成28年4月1日現在の消防団員数…1,177人 ・令和3年4月1日現在の消防団員数…1,092人 (条例定数1,345人)	C
	24 緊急消防援助隊活動拠点の整備	本市において懸念されている川崎直下、相模トラフ等の大地震に備え、大規模災害時に全国から応援に駆け付ける拠点となる川崎市消防総合訓練場について「緊急消防援助隊の活動拠点としての機能」を強化するため整備を行いました。	取組を完了	消防局	取組を完了しました。	－

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標 施策の柱 行動計画	施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28～R2)総括	総合評価
Ⅲ 防災住環境の推進						
8 地域の不燃化促進	25 防災都市づくり基本計画の推進	大地震等の発生による大規模な災害に対し、発災前の防災・減災に向けた予防的な対策と、発災後のすみやかな都市復興を可能とするための事前の備えについての取組を進め、災害に強い都市づくりを推進します。	平成26 年度に策定した「防災都市づくり基本計画」を踏まえ、地震被害想定の多角的な分析から防災・減災に資する都市計画手法等を検討のうえ、対策実施に向けた取組を実施	まちづくり局 危機管理室 関係局	・平成29年3月に策定した「防災都市づくり基本計画推進事業取組方針」に基づき、防災関連事業の情報の取りまとめ・共有化を実施しました。	B
	26 密集市街地の改善	人命確保の観点などで多くの課題を有する密集市街地において人的・物的被害を大幅に 軽減させるためのまちづくりを推進します。 ※平成24 年10 月12 日に国土交通省が「地震時等に著しく危険な密集市街地」として指定した地区が、市内には2 地区(3 町丁目)存在しています。	人命確保の観点などで多くの課題を有する重点地区を選定し、当該地区において建築物の不燃化対策等を推進することにより、地震被害想定調査(H21)で想定された火災延焼による建物被害をできるだけ早期に3 割削減を推進 毎年度の建物更新をGISシステムに反映させたうえで延焼シミュレーションを実施し、焼失棟数の削減割合を把握する	まちづくり局	・平成28年3月策定の新たな取組方針に基づき、防災面の課題が特に大きい小田周辺地区と幸町周辺地区を不燃化重点対策地区として位置付け、不燃化推進条例を平成28年12月に制定(平成29年7月全面施行)、抜本的に制度を見直した補助要綱等を平成29年3月に制定、平成29年度から各種補助制度を実施しています。 【5ヶ年の実績(H28～R2)】 ・不燃化推進条例と補助制度の活用により、住宅等の不燃化(老朽建築物除却工事補助・耐火性能強化工事補助)280件、防災空地の整備3件、共同化(調査設計計画)1件を実施しました。	B
	27 建物の出火率の低減	建物が密集した市街地における大地震発生時の火災対策として、個々の建物からの出火を抑制する取組を推進します。	国の「首都直下地震緊急対策推進基本計画」を踏まえ、感震ブレーカーの普及に向けた広報を継続するとともに、更なる普及促進に向けた方策について検討	危機管理室 関係局区	・防災でまえ講座、各種イベント等を通じて、感震ブレーカーについての全市的な啓発を推進しました。 ・平成28年度に国が公表した密集市街地の川崎区小田2・3丁目周辺地区及び幸区幸町3丁目周辺地区の約200世帯を対象に無償で感震ブレーカーを配布するモデル事業を実施し、平成29年度には対象エリアの3町会の町会長へヒアリングを実施しました。 ・平成29年度に感震ブレーカーの啓発チラシを30,000枚作成し、平成30年度に本市不燃化重点対策地区(約17,000世帯)へ配布、イベントや区役所等でも配布し、周知を実施しました。 ・平成29年度から関係局区と不燃化対策に関する取組を共有し、連携体制を確認しました。 ・令和2年度に九都県市にて、感震ブレーカーの普及方策等を検討し、九都県市で作成する防災首都圏ネットHPで広報するとともに、本市でも感震ブレーカーのHPを作成し、周知を実施しました。	B
	28 民間再開発の誘導による公開空地の確保	工場の移転等による大規模遊休地における土地利用転換に合わせ、再開発等促進区を定める地区計画等により、民間再開発を誘導し、耐震・耐火性能に優れた市街地の形成を図るとともに、事業計画の進捗に併せ事業者等と協議・調整を進めながら、防災機能の向上に資する公開空地を計画的に確保します。	低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン等を活用し、民間再開発事業者等と協議・調整し、公開空地確保や防災拠点機能の導入を図り、耐震・耐火性能に優れた市街地形成を促進	まちづくり局	・公開空地の確保や防災拠点機能の導入に向けて、低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン等に基づき民間事業者等と協議・調整を実施し、耐震・耐火性能に優れた市街地形成を促進しました。	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標 / 施策の柱 / 行動計画	施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28～R2)総括	総合評価
	29 公園緑地の整備推進	大地震等の発生時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地となり、周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する広域避難場所及び地域住民の集結場所、消防救護活動の拠点等として機能する一時避難場所機能を有する公園緑地の整備を図ります。	公園緑地は一時避難場所や延焼防止等の機能を持つため、借地公園制度や国交付金の活用等により整備促進、街区公園等の身近な公園は救援活動場所や救援物資等の集積場所等の役割が期待されることから、部署間で連携して整備計画を策定し、防災に配慮した公園施設の整備促進、徒歩帰宅者への支援として、広域避難場所と指定されている公園や幹線道路沿いの公園は太陽光発電による広域避難場所の標識や公園灯などの整備推進	建設緑政局 各区役所	・各年度において、計画的に公園のソーラー照明灯及び広域案内板の設置のための工事を実施しました。	B
9 身近な危険回避対策	30 危険なブロック塀の改善・指導の実施	平成9 年から平成11 年までの3 年間で実施した、幅員1.8m以上の通学路に面するブロック塀、石積み、組み立てコンクリート塀などを対象に調査した結果をもとに、地震により倒壊の恐れがあるブロック塀等(約300件)の耐震改修のための啓発・指導を実施します。	危険なブロック塀等の改善・指導を実施	まちづくり局	・倒壊の恐れがあるブロック塀等について、追跡調査を行い、改善がみられないものについて(95件)指導を実施しました。 (調査が20年以上前のため、新たに設置されたブロック塀がある等課題があります) ・平成30年11月よりブロック塀等撤去促進助成金を開始し、倒壊の恐れがあるブロック塀等の撤去を推進しました。(助成件数191件)	B
	31 落下危険物の改善・指導の実施	屋外広告物の許可更新時に、設置者に対し、看板及び工作物等の転倒・落下防止対策の啓発・指導を実施します。	転倒・落下防止対策の啓発・指導を実施、屋外広告物許可の更新申請の際に一定の規模を超えた広告物について安全点検を求め、申請者へ更新の案内を送付する際に広告物の安全管理についてのチラシを同封、消防局が主催する「複合ビルの危害防止に関する説明会」にて、屋外広告物の適正管理の普及啓発	建設緑政局	・屋外広告物許可更新対象者に対するチラシ送付や、キャンペーンなどにより、屋外広告物の安全対策に関する啓発活動を実施しました。 ・また、消防局所管の雑居ビル対策連絡協議会による「小規模雑居ビル夜間一斉合同特別立入検査」などにより、路上違反広告物の是正指導及び除却実施を行いました。 ・令和元年度には川崎市屋外広告物条例施行規則を改正し、許可更新申請時の安全点検について、一定規模以上の広告物について有資格者による点検を義務付けるとともに、点検対象広告物の拡大を行いました。	B
	32 屋内収容物の地震対策の普及・促進	阪神・淡路大震災において、家屋の倒壊とともに死因の多くを占めた、屋内収容物(家具、家電等)の移動・転倒・落下の危険性を周知し、自助による防止対策を促進するとともに、ひとり暮らしの高齢者及び障害者に対する家具転倒防止事業を推進し、被害の軽減を図ります。	一人暮らし等の高齢者・障害者を対象とした家具転倒防止金具の取付を実施していくとともに、「ぼうさい出前講座」の実施や、防災啓発冊子等の配布を通じて普及啓発	健康福祉局 危機管理室	・一人暮らし等の高齢者・障害者を対象とした家具転倒防止金具の取付を実施しました。(取付業務委託 H28～R2 受付61件)(健康福祉局) ・「ぼうさい出前講座」の実施機会や啓発冊子「備える。かわさき」の配布等を通じ、家具の転倒防止の必要性を説明しました。(危機管理室)	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標 施策の柱 行動計画	施策項目（163）	内 容	目 標	所管局	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
10 交通障害の防止	33 道路機能の早期回復体制の整備	液状化やひび割れ、陥没のほか、通行の妨げとなる障害物の発生等、道路がその機能を有しなくなった場合においても、消防車両等の緊急活動や緊急輸送車両の通行への影響を最小限に留め、早急な機能回復を図るため、関係事業者との連携を強化します。	関係事業者との情報の共有化や、防災訓練等による検証を通じて、道路機能の早期回復を推進	建設緑政局	・道路機能の早期回復体制の整備については、、川崎建設業協会、神奈川建設重機協同組合や占用企業者等と緊急輸送道路の確保が最優先であることを確認するとともに、各部署間の横方向の情報共有が重要であることとして机上訓練などを実施しました。 ・また、緊急輸送道路については、神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会でネットワーク路線の修正や被害状況の受電訓練を実施しました。	B
	34 応急復旧（占用）工事の効率化	大地震等の発生時における復旧工事に際し、工事箇所、時期等を占用事業者（ライフライン企業等）が相互に調整し、交通支障の軽減を図るとともに、復旧時間の短縮を図ります。	取組を完了	建設緑政局	取組を完了しました。	－
	35 橋りょうの耐震化	緊急輸送道路に架かる重要な橋りょうや比較的規模の大きい橋りょう124 橋の耐震対策（Ⅰ期）が概ね完了しています。今後は、重要な橋りょうの耐震性能を向上させるとともに、生活道路に架かる未対策な橋りょうについても、耐震対策（Ⅱ期）を実施していきます。 ※緊急輸送道路上の「歩道橋」（90 橋）については、耐震対策を完了しています。	【NO.13参照】	建設緑政局	再掲	－
	36 緊急輸送道路・緊急交通路についての市民への周知徹底	神奈川県内の緊急交通路のネットワークを形成する上で重要となる地点に設置した、緊急交通路標識33基について、市民（道路利用者）への周知を図っていきます。	緊急輸送道路・緊急交通路は、引き続き、市ホームページなどを活用し、周知	建設緑政局	・緊急輸送道路の情報について、市ホームページにて周知を行いました。	B
	37 危険なブロック塀の改善・指導の実施	平成9年から平成11年までの3年間で実施した、幅員1.8m以上の通学路に面するブロック塀、石積み、組み立てコンクリート塀などを対象に調査した結果をもとに、地震により倒壊の恐れがあるブロック塀等（約300件）の耐震改修のための啓発・指導を実施します。	【NO.30参照】	まちづくり局	再掲	－
	38 落下危険物の改善・指導の実施	屋外広告物の許可更新時に、設置者に対し、看板及び工作物等の転倒・落下防止対策の啓発・指導を実施します。	【NO.31参照】	建設緑政局	再掲	－
	39 川崎市宅地防災工事助成金制度の充実	大雨や大地震等の発生による老朽化した擁壁の倒壊等を防止し、災害に強い安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するため、擁壁の改修工事費用の一部を助成します。	【NO.17参照】	まちづくり局	再掲	－

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標 / 施策の柱 / 行動計画	施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28～R2)総括	総合評価
	40 川崎港海底トンネルの機能強化	川崎市街地と東扇島を結ぶ唯一の連絡路である川崎港海底トンネルが災害時に機能を発揮できるよう整備を推進します。また、東扇島で活動する企業の従業員や公園利用者等を市街地へ誘導するため、川崎港海底トンネルの人道を安全に利用するため整備を推進します。さらに、現在整備が進んでいる水江町から東扇島までの区間をつなぐ臨港道路について、緊急輸送道路に指定することを検討しています。	川崎港海底トンネルの防災機能強化に向けた取組を推進	港湾局	・川崎港海底トンネルの耐震性向上に向け、検討や工事を実施しました。 ・緊急物資輸送路を確保するための川崎港海底トンネル本体の防食機能維持に向けた基本設計を実施し、本工事に向けた準備を行いました。 ・川崎港海底トンネル利用者の安全を確保するための付帯設備改修工事を随時行いました。	B
11 高層住宅対策	41 エレベーターの早期復旧体制の構築	大地震等の発生時には、エレベーターの停止による閉じ込めや高層階における移動困難等の被害が想定されることから、これらを早期に救助・復旧するための体制を構築していきます。	神奈川県等と連携し、保守会社等による復旧体制の構築を推進	危機管理室	・4県市危機管理対策推進協議会において大規模地震発生時の高層ビル等の対策について検討し、(社)日本エレベータ協会加盟事業者を通じて、高層ビル・マンションの管理者に対する普及啓発を実施するとともに、普及啓発コンテンツをホームページに掲載しました。	B
	42 高層住宅における地震被害特性の調査・啓発	年々増加する高層住宅においては、電気・水道等ライフラインの停止によって生活に支障をきたしてしまうほか、エレベーターの停止による移動困難が生じ、高層階に居住する住民が孤立してしまう可能性があります。また、長周期地震動により高層部で揺れが大きく、そして長時間揺れ、屋内什器類の転倒・移動や天井・内装材等の損傷による人的被害、歩けないなどの行動の困難などの影響が懸念されます。このため、東日本大震災の教訓を踏まえ、想定される危険性と、適切な対応方法についての市民への普及・啓発に努めます。	高層集合住宅における地震被害の特性について防災啓発冊子等を通じた普及・啓発	危機管理室	・「備える。かわさき」等の啓発冊子の配布を通じ、高層集合住宅における地震被害の特性について普及啓発しました。 ・高層集合住宅の居住者を対象とした「ぼうさい出前講座」では、特有の被害やリスクの説明等を重点的に実施しました。	B
	43 緊急地震速報の活用	気象庁が中心となって提供する「緊急地震速報」を活用するため、市施設への受信環境を整備していきます。	同報系防災行政無線による緊急地震速報の放送を開始、市施設、市立学校等の緊急地震速報の自動放送を拡充	危機管理室	・構内放送設備による緊急地震速報の自動放送に対応した施設の拡充を行いました。(計267箇所)	B
	44 高層集合住宅の震災対策	震災に備え、ライフラインが復旧するまでの間、高層集合住宅の高層階に居住する方々が自立生活を送ることができるよう、「川崎市高層集合住宅の震災対策に関する施設整備要綱」に基づき、震災対策用施設(防災備蓄スペース及び防災対応トイレ)の整備を推進・誘導します。	地階を除く階数10 以上で共同住宅の用途に供するもの(共同住宅以外の用途を併用する場合を含む。)を対象に、各年度10 棟程度に対して適合証を交付することを目標として、震災対策用施設の整備に努めるよう周知・普及啓発	まちづくり局	・本要綱の手続きにおいて、高層集合住宅の事業計画時や既存のマンション管理組合に対して説明する等、積極的に制度の広報を実施したことにより、H28年度からR2年度までの5年間の取組実績として、マンション36棟に対し整備基準適合証を交付しました。	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標 施策の柱 行動計画	施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28～R2)総括	総合評価
Ⅳ 臨海部等の安全対策						
12 コンビナート対策	45 石油コンビナート等における災害対応力の強化	石油コンビナート等特別防災区域での各種災害に対応した自衛防災組織及び共同防災組織との訓練を通じ、災害対応力の強化を図ります。	自衛消防隊及び共同防災組織との合同訓練を通じて連携を強化し、災害対応力を向上	消防局	・石油コンビナート災害警防活動指針に基づき、災害対応時の連携強化を目的とするとともに、石油コンビナート等特別防災区域内で火災が発生と想定し、情報収集及び放水活動訓練を毎年度実施しました。	B
	46 長周期地震動対策	海溝部で発生する大地震等では、震源から離れた場所においても長周期地震動の影響が予想されます。平成15 年に発生した十勝沖地震では、震源から遠く離れた苫小牧で、大規模な石油タンク火災が発生するなど、長周期地震動に対するコンビナートの安全対策が問題となるとともに、平成16 年の新潟県中越地震では、東京六本木で高層ビルのエレベーターが損傷するなど、様々な被害が発生しました。海溝部で発生する東海地震や宮城県沖地震などでは、本市においても長周期地震動の影響が予想されるため、国や学術機関等が行う調査・研究の結果に注視するとともに、これらと連携し、高層住宅及びコンビナート地域の安全対策を促進します。	市民・企業等への安全対策を促すため、調査結果等についての普及啓発やコンビナート地域の安全対策の指導を推進	危機管理室 関係局 消防局	・九都県市で実施した石油コンビナートの強靭化に関する共同研究結果に基づき、国に対する要望活動を九都県市及び本市単独で実施し、国・県・本市で連携した防災対策の推進を図りました。 ・神奈川県石油コンビナート防災本部図上訓練や県石油コンビナート防災本部会議等へ参加し、関係機関等との連携強化を行いました。 ・臨海部事業所等の防災訓練や会議に参加し、情報共有等を行い、関係強化に努めました。 ・周辺住民や事業者向けに石油コンビナートに関する防災講座を開催するとともに、川崎臨海部の防災対策パンフレットを各種イベントや区役所等で配布し、防災対策の周知を行いました。	B
	47 屋外タンクの耐震化対策の推進	旧基準で設置された特定及び準特定屋外タンクのタンク本体の耐震措置及び地盤の液状化対策について耐震改修を促進し被害の軽減を図ります。 浮き屋根式特定屋外タンクについては、長周期地震動によるスロッシング対策として液面高さを下げる措置及び浮き屋根の構造強化等の耐震改修を促進し被害の軽減を図ります。なお、液面高さについては平成19 年3 月31 日までに措置されております。タンク容量により異なりますが、平成29 年3 月31 日までに改修期限が設定されていることから、今後も引き続き早期耐震改修を指導していきます。	改修期限にかかわらず早期の耐震化について指導	消防局	・令和6年3月31日に改修期限が設定されていますが、危険物担当者講習会及び立入検査等を通じて早期耐震改修を指導し、改修率を上げることができました。 ・引き続き、早期耐震化を指導し、改修期限前に対象タンクすべてを適合させます。 ・タンク本体の耐震及び地盤の液状化対策 ※1,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所：438基中431基適合済み（7基は休止による適合延長中のため改修率は100%）平成25年12月で完了 ※500キロリットル以上1,000キロリットル未満の準特定屋外タンク貯蔵所：224基中210基適合済み（14基は休止による適合延長中のため改修率は100%）平成29年3月で完了 ・長周期地震動によるスロッシング対策 ※浮き屋根式特定屋外タンク：64基中55基適合済み（9基は休止による適合延長中のため改修率は100%）平成29年4月で完了 ・浮き蓋の耐震化等対策 ※内部浮き蓋付き特定屋外タンク：60基中41基適合済み（改修率は65.5%）	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標 施策の柱 行動計画		施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28～R2)総括	総合評価
	48	臨海部民間施設との情報共有体制の確立	臨海部における災害の未然防止や災害の拡大防止を図るとともに、市民及び従業員等の安全確保及び二次災害の防止、企業の事業継続性の確保するための課題について協議・検討を行います。	川崎臨海部防災協議会や川崎区危機管理協議会等にて、継続して防災・減災に関する事項、企業行政間連携、企業の事業継続に係る事項の協議・検討、訓練等を通じて検証を実施	危機管理室 港湾局	・川崎臨海部防災協議会を開催し、防災対策について、情報共有や意見交換を実施し、関係機関等との連携強化を行いました。 ・臨海部広域防災訓練を実施し、実動訓練として、船舶等を活用した孤立化対策訓練の実施、情報受伝達訓練として、メーリングリストや県石油コンビナート防災相互無線を活用した訓練を実施し、関係機関等と、災害時の対応確認・連携強化を推進しました。(危機管理室) ・川崎臨海部広域防災訓練への参加を通して、災害時における立地企業との連携強化を推進しました。(港湾局)	B
	49	臨海部緊急輸送道路の機能確保	救援物資等の輸送を円滑かつ確実に行うため、臨海部の緊急輸送道路の段差抑制対策を推進します。	救援物資等の輸送を円滑かつ確実に行うための対策工事を推進します。	港湾局	・緊急輸送道路としての機能を確保するため、埋設管付近の段差抑制対策工事を実施し、平成30年度に完了しました。(対象:6工区)	B
	50	臨海部防災対策計画の推進	臨海部における災害の未然防止と被害の拡大防止を図るために必要な事項を定め、地震・事故等の災害から市民及び従業員等の生命、身体、財産を保護することを目的とする計画を策定し、臨海部の防災対策を推進します。	神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正を踏まえて臨海部防災対策計画を見直し、引き続き臨海部の防災対策を推進	危機管理室 港湾局	・県の石油コンビナート等防災計画の修正等を踏まえ、臨海部防災対策計画を平成29年、令和2年に修正し、市民や臨海部の事業所等への周知を行いました。 ・神奈川県石油コンビナート防災本部図上訓練へ関係機関とともに参加し、参加機関等との情報共有・連携強化に努めました。(危機管理室) ・石油コンビナート等特別防災区域における災害発生時の対応及び関係各機関同士の連携を推進しました。(港湾局)	B
	51	同報無線受信機の整備と情報伝達の強化	同報無線受信機の整備により、災害時に速やかに危険を知らせ、避難を行うことにより、被害を最小限にします。	取組を完了	港湾局 関係局	取組を完了しました。	－
	52	川崎港海底トンネルの機能強化	川崎市街地と東扇島を結ぶ唯一の連絡路である川崎港海底トンネルが災害時に機能を発揮できるよう整備を推進します。また、東扇島で活動する企業の従業員や公園利用者等を市街地へ誘導するため、川崎港海底トンネルの人道を安全に利用するため整備を推進します。さらに、現在整備が進んでいる水江町から東扇島までの区間をつなぐ臨港道路について、緊急輸送道路に指定することを検討しています。	【NO.40参照】	港湾局	再掲	－

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標	施策の柱	行動計画	施策項目(163)		内 容	目 標	所管局	計画期間(H28～R2)総括	総合評価
		13 液状化対策	53	マンホール等埋設物の浮き上がり防止の推進	マンホール等の更新・埋設工事の際に、下水道工事標準仕様書に埋戻しの施工方法について規定し、工事の監督業務を通じて、大地震等の発生時における陥没、マンホール・管路の浮き上がりを防止する対策を図るよう、徹底していきます。	下水道工事標準仕様書に基づき、施工業者に対して埋戻しの施工方法を徹底し、マンホール等埋設物の浮き上がり防止を推進	上下水道局	・下水道工事標準仕様書に基づき、施工業者に対して埋戻しの施工方法を徹底し、道路陥没、マンホール・管路の浮き上がり防止を推進しました。	B
			54	道路機能の早期回復体制の整備	液状化やひび割れ、陥没のほか、通行の妨げとなる障害物の発生等、道路がその機能を有しなくなった場合においても、消防車両等の緊急活動や緊急輸送車両の通行への影響を最小限に留め、早急な機能回復を図るため、関係事業者との連携を強化します。	【NO.33参照】	建設緑政局	再掲	―
			55	港湾施設の耐震化	大規模地震発生時における救援物資等の輸送機能を確保するため、港湾計画において計画されている5 つの岸壁のうち既に整備が完了している岸壁を除く、3 つの岸壁の耐震化を推進します。また、川崎市街地と東扇島を結ぶ唯一の連絡路である川崎港海底トンネルの耐震化を推進します。	【NO.14参照】	港湾局	再掲	―
			56	屋外タンクの耐震化対策の推進	旧基準で設置された特定及び準特定屋外タンクのタンク本体の耐震措置及び地盤の液状化対策について耐震改修を促進し被害の軽減を図ります。浮き屋根式特定屋外タンクについては、長周期地震動によるスロッシング対策として液面高さを下げる措置及び浮き屋根の構造強化等の耐震改修を促進し被害の軽減を図ります。なお、液面高さについては平成19 年3 月31 日までに措置されております。タンク容量により異なりますが、平成29 年3 月31 日までに改修期限が設定されていることから、今後も引き続き早期耐震改修を指導していきます。	【NO.47参照】	消防局	再掲	―
			57	臨海部民間施設との情報共有体制の確立	臨海部における災害の未然防止や災害の拡大防止を図るとともに、市民及び従業員等の安全確保及び二次災害の防止、企業の事業継続性の確保するための課題について協議・検討を行います。	【NO.48参照】	危機管理室	再掲	―
			58	臨海部緊急輸送道路の機能確保	救援物資等の輸送を円滑かつ確実に行うため臨海部の緊急輸送道路の段差抑制対策を推進します。	【NO.49参照】	港湾局	再掲	―

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標	施策の柱	行動計画	施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28～R2)総括	総合評価
		14 長周期地震動対策の推進	59 長周期地震動対策	海溝部で発生する大地震等では、震源から離れた場所においても長周期地震動の影響が予想されます。平成15 年に発生した十勝沖地震では、震源から遠く離れた苫小牧で、大規模な石油タンク火災が発生するなど、長周期地震動に対するコンビナートの安全対策が問題となるとともに、平成16 年の新潟県中越地震では、東京六本木で高層ビルのエレベーターが損傷するなど、様々な被害が発生しました。海溝部で発生する東海地震や宮城県沖地震などでは、本市においても長周期地震動の影響が予想されるため、国や学術機関等が行う調査・研究の結果に注視するとともに、これらと連携し、高層住宅及びコンビナート地域の安全対策を促進します。	【NO.46参照】	危機管理室 関係局	再掲	－
			60 高層住宅における地震被害特性の啓発	年々増加する高層住宅においては、電気・水道等ライフラインの停止によって生活に支障をきたしてしまうほか、エレベーターの停止による移動困難が生じ、高層階に居住する住民が孤立してしまう可能性があります。また、長周期地震動により高層部で揺れが大きく、そして長時間揺れ、屋内什器類の転倒・移動や天井・内装材等の損傷による人的被害、歩けないなどの行動の困難などの影響が懸念されます。 このため、東日本大震災の教訓を踏まえ、想定される危険性と、適切な対応方法についての市民への普及・啓発に努めます。	高層集合住宅における地震被害の特性について防災啓発冊子等を通じた普及・啓発を実施	危機管理室	・「備える。かわさき」等の啓発冊子の配布を通じ、高層集合住宅における地震被害の特性について普及啓発しました。 ・高層集合住宅の居住者を対象とした「ぼうさい出前講座」では、特有の被害やリスクの説明等を重点的に実施しました。	B
			61 屋内収容物の地震対策の普及・促進	阪神・淡路大震災において、家屋の倒壊とともに死因の多くを占めた、屋内収容物(家具、家電等)の移動・転倒・落下の危険性を周知し、自助による防止対策を促進するとともに、ひとり暮らしの高齢者及び障害者に対する家具転倒防止事業を推進し、被害の軽減を図ります。	【NO.32参照】	健康福祉局 危機管理室	再掲	－
			62 高層集合住宅の震災対策	震災に備え、ライフラインが復旧するまでの間、高層集合住宅の高層階に居住する方々が自立生活を送ることができるよう、「川崎市高層集合住宅の震災対策に関する施設整備要綱」に基づき、震災対策用施設(防災備蓄スペース及び防災対応トイレ)の整備を推進・誘導します。	【NO.44参照】	まちづくり局	再掲	－

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標 施策の柱 行動計画	施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28～R2)総括	総合評価
地域防災力の向上(被害軽減を助長するための防災力の向上)						
Ⅴ 地域における防災環境の整備						
15 地域防災力・活動実効力の向上	63 自主防災組織の活動支援	自主防災組織の活動の活性化や地域防災力の向上に資するため、「自主防災組織の手引」等を用いて、防災訓練や啓発活動等、日頃からの地域活動を推奨するとともに、助成制度の活用を推進します。 ※平成27 年度10 月1 日現在の自主防災組織結成数は、726 組織です。	自主防災組織の結成や活動について「自主防災組織の手引き」等を活用し、各種訓練や啓発活動への支援を実施、自主防災組織活動助成制度の活用を推進し、自主防災活動の活発化や地域防災力の向上を推進	危機管理室 各区役所	・自主防災組織の結成や活動支援活動を行った結果、自主防災組織の結成数も、730から757組織へと増加しました。 ・各種助成制度に基づき、訓練や啓発活動の支援を実施し、訓練等の回数及び助成金の交付件数について増加傾向を継続していました。(※新型コロナウイルス感染症のまん延等がみられるようになってからは減少に転じましたが、それ以前は訓練回数は増加傾向でした。)(危機管理室) ・自主防災組織による防災訓練や啓発活動等、日頃からの地域活動を推奨するとともに、助成制度の活用を推進し地域防災力の向上を図ることができました。(各区)	B
	64 自主防災組織の防災資器材の整備に対する助成制度の推進	災害発生初期段階における人命の救出救助活動や初期消火活動は、地域住民の力によるところが大きいため、地域が資器材を十分に保有するための助成制度の活用を推進します。	自主防災組織が利用しやすいよう制度や品目の見直しを図るとともに、助成制度の活用を推進し、地域防災力の向上を推進	危機管理室 各区役所	・自主防災組織へ助成制度の活用を推進し、地域防災力の向上を図ることができました。 ・申請期限を設ける等、補助率の上限50%による交付ができるよう制度運用の見直しを図り、多くの自主防災組織へ助成制度の活用を推進することができました。 (危機管理室、各区)	B
	65 住民(自主防災組織)によるハザードマップの作成及び訓練の実施	地域の危険箇所等を表示したハザードマップを、地域住民の手で作成してもらうよう、自主防災組織等に働きかけていくとともに、ハザードマップを活用した訓練を実施します。	自主防災組織等にハザードマップ作成の普及・促進を図り、地域の中での危険箇所の把握や対策への活用を推進	各区役所	・防災研修、講座、訓練等のあらゆる機会を活用し、ハザードマップを周知し、地域住民の居住地周辺で発生し得る災害について把握を促すことができました。	B
	66 防災訓練の効果的な推進	防災訓練は、地域防災の観点から重要な位置付けであることから、継続して効果的な訓練を実施していきます。	地域住民が積極的に参加できる訓練を企画するとともに、自主防災組織の訓練を推進します。防災週間等に、市民、市民団体及び防災関係機関等との連携による市総合防災訓練を実施して地域防災力の向上に向けた取組を進めるとともに、防災フェアを合同開催し、災害体験や防災展示を通して防災・減災に関する意識の向上を推進	危機管理室 各区役所 消防局	・各年において、市民、地域住民が積極的に参加できる防災訓練として災害体験等を企画・実施し、地域防災力の向上に向けた取組を進めることができました。 ・昨今の新型コロナウイルス感染症により、集客などの方向性を再考する必要も出てきており、開催数のみではなく、地域特性等を考慮するなど内容もより検討した訓練を実施しました。 (危機管理室、区)	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標 施策の柱 行動計画	施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28～R2)総括	総合評価
	67 学生等を交えた防災訓練の実施	大地震等の発生時におけるマンパワーの向上に向け、中学生以上を対象とした防災訓練の実施のほか、防災教育としての小学生による防災体験など、市内の児童、生徒及び学生等を交えた防災の取組を推進していきます。	市総合防災訓練の機会等を活用し、初期消火訓練や避難所体験訓練への地域の児童・生徒の参加や、応急医療活動訓練への看護学生等の参加を促進	危機管理室 各区役所	・市総合防災訓練や各区総合防災訓練の機会等を活用し、初期消火訓練や避難所体験訓練への地域の児童・生徒の参加や、応急医療活動訓練への看護学生等の参加を促進し、防災への取り組みを推進しました。 ・若年ファミリー等をターゲットとした防災学習・防災訓練等を企画・実施し、地域防災力の向上を図ることができました。 (危機管理室、区)	B
	68 大規模施設における防災体制の強化	大地震等の発生に備え、不特定多数の者等が利用する大規模な防火対象物の防災体制を強化するため、防災管理者の資格取得及び自衛消防組織の設置を推進します。	防火・防災管理者講習会及び自衛消防業務講習会の情報を関係者に提供し、受講等を指導することで、大規模施設における防災体制の強化を推進	消防局	・防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成及び自衛消防組織の設置等の届出並びに各届出に基づく防災管理業務の実施について指導することにより、大規模施設等における防災体制の強化を推進しました。	B
	69 災害図上訓練の推進	楽しみながら参加でき、自らの地域を題材として実施することができるなど、地域の方が取り組みやすい災害図上訓練の導入を推進します。	地域防災のリーダー等に対する災害図上訓練を検討し、研修の開催等により災害対応力の向上を推進	危機管理室 各区役所	・地域防災のリーダー等に対して、楽しみながら参加でき自らの地域を題材として実施することができる地域の方が取り組みやすい災害図上訓練を実施することで、地域災害対応力の向上に寄与しました。(危機管理室、区)	B
	70 町内会・自治会会館の耐震化	地域住民自治活動の拠点であり、大地震等の発生時には一時避難場所や情報収集拠点など様々な活用が想定される町内会・自治会会館について、整備に対する費用の一部について補助金を交付することにより、町内会・自治会会館の老朽化への対応やバリアフリー化を促進するとともに耐震化を図ります。	【NO.12参照】	市民文化局	再掲	―
	71 緊急地震速報の活用	気象庁が中心となって提供する「緊急地震速報」を活用するため、市施設への受信環境を整備していきます	【№43再掲】	危機管理室	再掲	―

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標 / 施策の柱 / 行動計画	施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28～R2)総括	総合評価
	72 地域住民との協働による防災まちづくりに向けた検討	地域住民と防災上の課題の共有化を図りながら、防災コミュニティの形成を支援し、防災関連の各施策とも横断的な連携のもとで、地域の実情に応じた地域主体の防災まちづくりの本格実施に向けたモデル地区での試行を推進します。	平成28年度は、防災まちづくりモデル地区の検証、平成29 年度以降は大きな焼失被害の発生が懸念される地区から毎年優先的に取組む地区を抽出し、地域住民との協働による防災まちづくりのための計画を策定し、地域住民が主体となった計画推進のフォローアップを実施。その他、各種協議会や区民会議等を通じて、地域住民等による防災まちづくりの課題解決に向けた協議を推進	まちづくり局 区役所	(防災まちづくり関係) ・平成28年度までの防災まちづくりモデル地区の検証を経て、平成29年度から毎年3地区を選定し、それぞれの地区で3年間の防災まちづくり支援を実施しました。 ・各地区で年4回ワークショップやイベント等を実施し、地域主体の防災活動を喚起して、自助・共助による災害に強いまちづくりを推進しました。 ・各地区では、ブロック塀の改修や消火資器材の購入といったハード面の取組や、避難困難者への支援や民間事業者との協定締結といったソフトの取組が地域主体で行われ、地域防災力の向上に寄与しました。(まちづくり局) (その他の各区取組) ・各自主防災組織の実情に合わせた、地区防災計画策定に向けて取り組みを推進しました。(幸区) ・平成25年度に区民会議で提案された家具転倒防止策事業を継続して実施しました。(麻生区)	B
16 企業防災の促進	73 事業継続計画(BCP)の策定・促進	大地震等の発生後の事業立ち上げの時間の短縮や業務レベルの向上など、経済活動の保持・早期回復を図り、もって経済被害の減少につなげるため、あらゆる機会を利用し、市内企業に対してBCPの早期策定を働きかけていきます。	大地震等の発生後の事業立ち上げの時間の短縮や業務レベルの向上など、経済活動の保持・早期回復を図り、もって経済被害の減少につなげるため、川崎商工会議所等経済団体との協力や川崎市防災協力連絡会などを通じて、企業のBCP策定推進に向けて普及・啓発を行うとともに、BCP策定及び見直しのための支援を実施	経済労働局 危機管理室	・当該計画期間においては、企業のBCP策定推進に向けた周知・啓発を主たる事業として行ってきましたが、令和2年度においては、実効性の強化を図るため、補助金制度を創設しました。 ・中小企業におけるBCPの策定率は未だに低迷しているので、今後も引き続き、啓発をはじめとする策定促進を行います。	B
	74 緊急地震速報の活用	気象庁が中心となって提供する「緊急地震速報」を活用するため、市施設への受信環境を整備していきます。	【№43再掲】	危機管理室	再掲	―
Ⅵ 企業等との連携強化						
17 企業との連携	75 企業が持つ防災資源の提供や企業による人的支援の協力体制の推進	大地震等の発生時における初期活動への支援や、一時避難場所としての敷地提供等のほか、平時における防災活動への協力などについて、企業に働きかけを行い、地域の救援活動に協力する意欲のある事業所等である川崎市防災協力事業所の登録を促進していきます。	川崎市防災協力連絡会の開催、企業・事業所向けの防災啓発冊子や「ぼうさい出前講座」、防災イベント等を通じて、川崎市防災協力事業所の登録を促進	危機管理室	・企業・事業所向けの防災啓発冊子や「ぼうさい出前講座」や防災イベント、市のホームページ等を通じて、川崎市防災協力事業所の登録を促進しました。	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標 / 施策の柱 / 行動計画	施策項目（163）	内 容	目 標	所管局	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
	76 災害時応援協定等の充実	川崎市が締結している災害時の応援協定等が有効に機能するか、訓練等を通じて実効性を検証し、必要に応じて協定内容の見直しを行います。	各種訓練を通じて災害時応援協定等の実効性を検証し、必要に応じて内容の見直しや新たな協定の締結を行い、災害時応援協定等の充実を推進	危機管理室 関係局	・災害経験自治体へのヒアリングや、訓練を通じた災害時協定の有効性の確認等を通じて、適宜新規災害時協定の締結し、災害時応援協定の充実を推進しました。（危機管理室、関係局区） ・各局へ協定の実効性確認の通知を発出し、災害時協定の緊急連絡先・協定内容の更新を実施し、災害時協定の実効性を確保しました。 ・訓練実施については昨今の感染症対策の課題はありますが、物資受応援訓練など、実施出来る課題を検討しつつ、災害時協定を想定した訓練を積極的に実施しました。（危機管理室）	B
	77 地域防災力の充実・強化	大地震等の発生時には、同時多発的に火災が発生し、また広範囲化する可能性があることから、公設消防力のみを想定した初動対応では消防力等が不足する恐れがあることから、自主防災組織や企業等への訓練指導を行っていきます。さらに、阪神・淡路大震災をはじめとした過去の大規模災害を見ても、迅速な初期消火により延焼拡大をくい止める奏功事例も多数あることから、地元企業の持つ消防力との連携を強化する等により地域防災力を向上します。また、地域の救援活動に協力する意欲のある事業所等である川崎市防災協力事業所の登録を促進していきます。	市内企業との連携や、企業・事業所向けの防災啓発を行い、防災協力事業所の登録を促進します。また、関係機関と調整しながら、自主防災組織や企業等における訓練指導を積極的に実施	危機管理室 関係局	・市内中小企業のBCP策定推進に向けた啓発冊子「BCP作成のススメ」の作成や防災シンポジウム等の防災啓発イベント等への参加呼びかけ、防災協力事業所向けの研修会やアンケートの実施等を行い、防災協力事業所制度の取り組みを推進しました。	B
18 ボランティアとの連携	78 専門性の高い市民ボランティアの確保	大地震等の発生時の応急活動に役立つ資格や技能を持った専門性の高い人材を把握し、登録することによって、発災直後の混乱期から機能的に活動できるよう体制を整備していきます。	専門性の高い市民ボランティアの人材確保に努めるとともに、効果的な活動ができるよう関係機関を含め連携体制を構築し、訓練等による検証を通じて、実効性を向上を促進	危機管理室 関係局	・国等が主催する三者連携に向けた会議等への参加や市総合防災訓練を通じて、専門ボランティアの活用や専門性の高いNPO等の災害ボランティア関係団体との連携体制の構築に向けた課題等について、関係局、関係機関と情報共有を行い、検討を行いました。	B
	79 ボランティアとの連携体制の構築	大地震等の発生時には市内に居住するボランティアをはじめ、遠隔地からの多くのボランティアが活動することが想定されるので、その受入れ体制と連携体制を構築します。 ※川崎市、川崎市社会福祉協議会、公益財団法人かわさき市民活動センターで災害ボランティアセンター立ち上げに関する協定を締結しています。	災害ボランティアセンター立ち上げ訓練等により、連携体制を維持していくとともに、各区センターの運用方法やボランティアとの連携方法のあり方について検討を推進	危機管理室 関係局	・関係局、団体等と連携して災害ボランティアセンターに係る訓練や会議を実施し、災害時における実効的な運用体制や相互の役割分担について確認しました。 ・令和元年9月に、川崎青年会議所及び市社会福祉協議会と災害時連携の協定を締結し、災害時における運用体制の強化を図りました。 ・令和元年東日本台風対応においては、協定に基づき災害ボランティアセンターを実際に設置し、災害対対応を行うとともに、実際の対応を踏まえ、課題の検証や協定の見直し、改善策等の検討を行いました。	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標 施策の柱 行動計画	施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28～R2)総括	総合評価
Ⅶ 防災意識の醸成						
19 地域防災に関する調査・研究の実施	80 長周期地震動対策	海溝部で発生する大地震等では、震源から離れた場所においても長周期地震動の影響が予想されます。 平成15年に発生した十勝沖地震では、震源から遠く離れた苫小牧で、大規模な石油タンク火災が発生するなど、長周期地震動に対するコンビナートの安全対策が問題となるとともに、平成16年の新潟県中越地震では、東京六本木で高層ビルのエレベーターが損傷するなど、様々な被害が発生しました。 海溝部で発生する東海地震や宮城県沖地震などでは、本市においても長周期地震動の影響が予想されるため、国や学術機関等が行う調査・研究の結果に注視するとともに、これらと連携し、高層住宅及びコンビナート地域の安全対策を促進します。	【NO.46参照】	危機管理室 関係局 消防局	再掲	―
	81 高層住宅における地震被害特性の啓発	年々増加する高層住宅においては、電気・水道等ライフラインの停止によって生活に支障をきたしてしまうほか、エレベーターの停止による移動困難が生じ、高層階に居住する住民が孤立してしまう可能性があります。また、長周期地震動により高層部で揺れが大きく、そして長時間揺れ、屋内什器類の転倒・移動や天井・内装材等の損傷による人的被害、歩けないなどの行動の困難などの影響が懸念されます。 このため、東日本大震災の教訓を踏まえ、想定される危険性と、適切な対応方法についての市民への普及・啓発に努めます。	【NO.42参照】	危機管理室	再掲	―
	82 既存不適格建物の耐震化促進に向けた調査・研究	自助努力による耐震化を促進するための手法について、既存助成制度等の検証及び他都市の状況を踏まえながら、調査・研究していきます。	【№3参照】	まちづくり局	再掲	―
20 防災教育活動の推進	83 防災教育用テキストの活用	各学校に防災学習テキストを配付し、教育機関における防災教育を推進します。 (小学校1・2・3年生用、小学校4・5・6年生用、中学生・高校生用)	防災学習テキストの見直しと修正を図るとともに、各学校は避難訓練に併せて防災教育の実施、防災学習テキストや備蓄物資を活用した防災教育を実施し、防災リーフレットを児童に配布等により、防災意識の向上を推進	教育委員会	・毎年、防災学習テキストや児童生徒用備蓄物資の配布や各学校における避難訓練の実施等の取組を継続的に行い、防災意識の向上を推進しました。	B
	84 学生を交えた防災訓練の実施	大地震等の発生時におけるマンパワーの必要性を鑑み、中学生以上による実動訓練の実施のほか、防災教育としての小学生による防災体験など、市内の児童、生徒及び学生等を交えた防災訓練を推進していきます。	【NO.67参照】	各区役所 危機管理室	再掲	―

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標 施策の柱 行動計画	施策項目（163）	内　容	目　標	所管局	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
21 防災研修環境の整備	85 市民等への防災啓発の推進	「ぼうさい出前講座」や防災イベント等を通じ、市民等へ防災知識の普及啓発を促進していきます。また、防災啓発冊子を継続的に発行するなど、自助・共助の促進を図るとともに、防災に関する資料を収集・整理した「ぼうさいライブラリー」の利用を促進するなど、地域における自助・共助の取組促進への支援をしていきます。	「ぼうさい出前講座」や防災イベント等の開催、防災啓発冊子等や市防災関連情報の提供を行う印刷物の配布、「ぼうさいライブラリー」の利用を促進、市が実施する防災事業において、川崎市防災インストラクター等、地域の防災活動者を活用する等の啓発を推進	危機管理室	・出前講座や防災イベントの開催、資料貸出、「備える。かわさき」をはじめとした各種防災啓発冊子の配布、各種広告媒体の活用等、時期を捉えた防災広報の実施などを通じて市民への普及啓発を推進しました。	B
	86 リスクコミュニケーションの普及・促進	地域住民が自らの地域の危険度を認識し、情報を共有することにより、自助・共助の理念の普及と地域防災力の向上を図ります。	災害図上訓練の実施や住民によるハザードマップの作成を通して、リスクコミュニケーションの手法を広く周知し、地域やコミュニティレベルでの情報の共有を促進	危機管理室 各区役所	・地域防災のリーダー等に対して、my減災マップの作成やHUG等を活用した訓練・研修会などを実施し、災害対応力の向上を推進することができました。 ・令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症のまん延を受け、改めて自助・共助の重要性や必要性について周知啓発を促進しました。 （危機管理室） ・地域防災のリーダー等に対する災害図上訓練の研修を実施し、災害対応力の向上を推進しました。 ・ハザードマップマップを活用した訓練・研修会を実施しました。 （各区）	B
	87 災害図上訓練（DIG）の推進	楽しみながら参加でき,自らの地域を題材として実施することができるなど、地域の方が取組みやすい災害図上訓練の導入を推進します。	【NO.69参照】	危機管理室	再掲	－
市民生活の安定と都市復興（震災からの回復力の向上）						
Ⅷ 行政機能の保持						
22 行政の業務継続力の向上	88 業務継続計画の策定・充実	業務継続計画に基づく研修・訓練等により、計画の実効性の検証を行い、その検証結果を計画に反映させることにより、本市における初動体制・応急体制の充実を図ります。	研修・訓練等により、計画の実効性の検証を行い、その検証結果を踏まえ、適宜、計画の改訂を行うことにより、本市における初動体制・応急体制の充実を推進	危機管理室 全局（室）区	・各局室区にて様々な内容の研修・訓練を実施し、それを踏まえて各所属の災害対応マニュアルの改訂等を行うことにより、本市における初動体制・応急体制の充実を推進しました。 （危機管理室、各局室区） ・令和2年度には、過去の被災地派遣や令和元年東日本台風での災害対応の検証を踏まえ、計画の対象となる災害の範囲や発動基準、非常時優先業務の考え方等について抜本的な見直しを図り、本市の業務継続計画を震災対策編から自然災害対策編へと改訂しました。 （危機管理室）	B
	89 図上訓練等による危機管理体制の強化	中央防災会議が公表した19 タイプの想定地震等で想定される危機に対し、図上訓練等を実施し、危機管理体制の強化に努めます。	九都県市合同図上訓練等の実施を通して各種防災計画や業務継続計画等を検証するなど、危機管理体制の強化を推進	危機管理室	・各年、九都県市で連携した図上訓練を継続的に実施し、広域連携の強化を推進しました。また、本市独自でも毎年風水害、地震を想定した本部事務局開設運営図上訓練を2回実施し、市における危機管理体制の強化に努めました。	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標 / 施策の柱 / 行動計画	施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28～R2)総括	総合評価
	90 初動対応の整備による危機管理体制の強化・充実	大地震等の突発的な災害・危機事象発生に対する初動対応、災害対策本部設置等の迅速化を図るため、宿日直及び当直体制等の初動体制の検証、関係職員への研修・訓練等を行い、引き続き全庁的な初動体制の強化に努めます。	災害対策本部及び区本部が発災時に迅速かつ的確な対応を実施できるよう、研修・訓練等を実施し、初動体制の強化を推進	危機管理室 各区役所	・危機管理リーダーと危機管理情報員の宿日直体制を構築・運用し、夜間・休日の対応が強化されました。 ・避難所運営要員の早期指定により、避難所を開けることができる体制を確保できました。(危機管理室) ・継続して区職員の防災意識や災害対応能力の向上を目的とした研修や訓練等を開催することで、区における初動体制の強化を図ることができました。(各区)	B
	91 緊急地震速報の活用	気象庁が中心となって提供する「緊急地震速報」を活用するため、市施設への受信環境を整備していきます。	【NO.43参照】	危機管理室	再掲	－
23 情報収集処理・広報の強化・運用	92 総合防災情報システムの運用	総合防災情報システムの運用により、通報情報、対応状況、被害情報等の一元管理と共有により、的確な応急活動を実施します。	総合防災情報システム及び関連システムの安定的かつ円滑な運用を推進、情報収集・伝達能力の向上のためシステムの機能強化を実施、次期防災情報システムの導入を検討	危機管理室	・平成21年3月から稼動している旧・総合防災情報システムにて顕在化した課題を解決するため、次期システムの導入に向けた計画の策定と開発を進めました。	B
	93 災害情報カメラの整備・運用	市内の災害状況を正確・迅速に把握し、情報の共有化と的確な応急活動の意思決定を支援するため、災害情報カメラの整備を行います。	定期的な点検、修繕により正常な機能を維持します。次期更新に向け、機能拡張(増設を含む)等の再整備の検討	危機管理室	・災害情報カメラの整備を行い、市内の災害状況を正確・迅速に把握できる環境を維持しました。	B
	94 安否確認システムの運用	大地震等の発生時に、相互に安否確認がとれない市民のために、総合防災情報システムの安否情報検索機能の利用について周知していきます。	市HP、チラシ、メールニュースかわさき等で、市民への広報を継続し、利用を促進	危機管理室	・大地震等の発生時の安否確認方法について、様々な媒体で周知しました。	B
	95 防災情報ポータルサイトの運用	市民が必要とする情報を適時に提供できるよう、総合防災情報システムの防災情報ポータルサイトにおいて、防災情報、気象情報、災害情報、啓発広報等を発信していきます。	防災ポータルサイトにて、防災情報、気象情報、災害情報、啓発広報等、市民が必要とする情報を適時に掲載、防災情報ポータルサイトの利用を促進するため防災啓発冊子やチラシ等に案内を掲載	危機管理室	・防災ポータルサイトにより、適宜情報提供するとともに、同サイトの周知に努めました。	B
	96 災害時における広報の充実	大地震等の発生時においては、市民に対する的確な情報提供が不可欠であり、平時から備えておく必要があるため、本市が発表する様々な災害情報を迅速かつ効果的に、より多くの市民等に伝えることができるよう、広報の充実に努めます。	各種防災無線設備、総合防災情報システム等の情報通信システムを安定的に運用し、災害時に適切な情報伝達を実施、職員等を対象とした研修会等を開催等「やさしい日本語」を学ぶ機会を設置、災害時に適切な広報が実施できるよう、地域防災計画に定められている広報手法の充実を推進	危機管理室 関係局	・市が運営する、市ホームページ、メールニュースかわさき等の情報伝達手段に加え、Lアラート(災害情報共有システム)やシステム連携により、テレビ、ラジオ、民間ポータルサイト、民間アプリ等のメディアからも災害情報を入手できるよう環境を整備し、運用しました。 ・訓練や講座等の様々な機会を通じ、災害時の情報入手手段等について啓発しました。	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標 施策の柱 行動計画	施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28～R2)総括	総合評価
	97 区における災害時の情報収集、整理の充実・強化	総合防災情報システムを活用する等迅速な情報収集、整理等ができるよう、訓練等を通じて検証し、所要の見直しを行います。	区役所、支所、出張所等に配備した無線設備等の定期的な点検や修繕により正常な機能を維持、電子黒板の更新にてテレビ会議機能を導入し情報伝達の強化、区役所等における情報収集、整理のあり方について、訓練・研修等を実施し、初動体制の強化を推進	危機管理室 各区役所	・区役所、支所、出張所等に配備した無線設備等の定期的な点検や修繕により、正常な機能を維持しました。 ・電子黒板の更新にてテレビ会議機能を導入し、情報伝達を強化しました。 ・各情報通信システム、無線機器の操作研修や訓練等を継続して実施し、初動体制の強化を推進しました。 (危機管理室、各区)	B
	98 医療機関等との情報伝達体制の整備	大地震等の発生時には、有線電話・携帯電話回線の輻輳が予想され、正確かつ迅速な情報伝達ができない可能性があるため、災害時医療拠点施設(6 施設)に対し、相互通信が可能となる情報伝達体制の整備に向けて取り組んでいきます。	災害拠点病院に配備した無線設備等の定期的な点検や修繕により正常な機能を維持、各区の災害時医療救護体制の整備の中で、区の拠点となる施設のうち、機器の設置が完了していない施設に対し、相互通信が可能となる情報伝達体制の整備を推進	健康福祉局 危機管理室 関係局区	・災害時医療体制構築に向けた調整の1つとして、医療機関等との非常用通信手段の確保を目的として、MCA無線を市内全病院・全透析クリニック・医療関係団体・区役所及び市役所の計80か所に配備をすることができました。 ・各施設へ設置している無線等の管理・運用・保守を継続的に実施することができました。また、MCA無線については、定期的に通信テストを行い、操作等のスキル向上に繋がりました。 ・各区で実施されている災害対策連絡協議会災害時医療・救護部会に積極的に参加し、関係団体等に市の取組等周知することができました。 (健康福祉局、危機管理室、病院局)	B
	99 同報系防災行政無線の再整備	避難所等に集まった市民に対し、災害情報などを迅速・確実に伝達するため、同報系防災行政無線のデジタル化・再整備を行います。	土砂災害警戒区域、津波浸水予想地域等に屋外受信機を増設、アナログ戸別受信機のデジタル化更新を実施	危機管理室	・土砂災害警戒区域及び音声の到達しづらい地域へ屋外受信機を計26基増設し、音声到達範囲を拡充しました。 ・アナログ式屋外・戸別受信機のデジタル化を実施しました。	B
	100 総合防災情報システムを利用した情報収集・伝達体制の強化	映像、データ等の伝達については、情報通信技術を活用した総合防災情報システムの利用に移行し、現行のデジタル移動系については、音声及びファックスの伝達に活用していきます。	総合防災情報システムの操作研修を定期的に実施し、効率的な情報収集・伝達体制の維持、モバイル端末を用いた災害情報の共有機能を導入	危機管理室	・既存のシステムによる情報収集・伝達体制を的確に実施しました。 ・平成21年3月から稼動している旧・総合防災情報システムにて顕在化した課題を解決するため、次期システムの導入に向けた計画の策定と開発を進めました。	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標 施策の柱 行動計画	施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28～R2)総括	総合評価
	101 防災行政無線の電波や音声の伝達状況の把握と改善	大地震等の発生時に重要な情報連絡手段である防災行政無線は、機器設置後の環境変化により電波伝搬状況が変化しており、電波や音声が届きにくい場所が生じているため、情報伝達代替手段として、電子メール、ホームページ、かわさきFM、tvk(テレビ神奈川)、ケーブルテレビ等を活用しており、さらに、新たな情報伝達手段として、エリアメール、防災ラジオ等の活用を検討します。 また、次期デジタル移動系防災行政無線を導入する際には、電波伝搬調査を行い、適切なシステム選定や中継局の設置等を行います。	屋外受信機の増設による音声到達範囲の拡充、住民組織等への周知による戸別受信機の利用を促進、環境変化による電波伝搬状況の悪化対策として、再送信子局の増設による電波受信状況を改善、新たな情報伝達手段の導入について検討、市民が必要とする情報を選定し、各種情報を保有する部署間で連携した情報提供体制を整備し、訓練等による検証を通じて、体制を強化	危機管理室	・電子メール、緊急速報メール、市ホームページ、かわさきFM、tvkデータ放送、ケーブルテレビデータ放送、Twitter、Lアラート等を活用した情報伝達を継続して実施しました。 ・同報系防災行政無線屋外受信機増設による音声到達範囲の拡充及び戸別受信機の適正配置を実施しました。 ・新たな情報伝達手段の研究を行いました。	B
	102 各種メディアの活用の推進	平常時における防災啓発や、大地震等の発生時の即時的情報発信手段として、「かわさきFM」をはじめ、各種メディアの活用を推進していきます。	平常時における防災啓発や、大地震等の発生時の即時的情報発信手段として、「かわさきFM」、tvk、ケーブルテレビ、かわさきアプリの防災アプリ等の各種メディアの活用及びLアラートを通じたメディアによる情報提供を実施	危機管理室	・各種、協定に基づく情報配信を実施し、多様なメディアにより防災情報を入手できる環境の整備を進めました。	B
	103 生活関連情報の収集体制及び提供体制の整備	災害対策本部が収集した災害関連情報、あるいは災害時における行政窓口等の案内について、大地震等の発生から一定時間がたった後に市民が必要とする生活関連情報の収集とその情報提供体制を整備します。	メールニュースかわさき、Twitter 等を用い、停電や大規模火災等の災害に関する情報、各種訓練を予告・広報、市民が必要とする情報を選定し、各種情報を保有する部署間で連携した情報提供体制を整備し、訓練等による検証を通じて、体制を強化	危機管理室 関係局	・電子メール、緊急速報メール、市ホームページ、かわさきFM、tvkデータ放送、ケーブルテレビデータ放送、Twitter、Lアラート等、多様なメディアにより防災情報を入手できる環境の整備を進めました。	B
	104 社会福祉施設等災害時用無線機器の設置 【関連施策№125】	特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設及び障がい者福祉支援施設にデジタルMCA業務用無線機を設置し、建物の被害状況や施設利用者の安否確認を早期に行うとともに、一次避難所に避難した高齢者や障がい者の中で、二次避難所での受け入れが必要な方へ対応を円滑に図ります。	特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設及び障がい者福祉支援施設など、二次避難所として利用される施設に対し、引き続きデジタルMCA業務用無線機を設置し、建物の被害状況や施設利用者の安否確認を早期に行える体制を整備	健康福祉局 各区役所	・特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設及び障がい者福祉支援施設など、二次避難所として利用される施設に対し、デジタルMCA業務用無線機を設置しました。 ・施設職員や行政職員等が、防災用無線機等の機器操作や情報伝達に関する理解を深めるために情報訓練を実施し、建物の被害状況や施設利用者の安否確認を早期に行える体制を整備しました。	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標 施策の柱 行動計画	施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28～R2)総括	総合評価
24 受援体制の整備	105 受援体制の整備	より機能的な受援体制となるよう、地域防災計画で定める災害時における警察、自衛隊、消防機関等の広域応援部隊の活動拠点の拡充に努めます。	活動拠点としての活用が可能と見込まれる公園、施設等の整備にあたり、関係機関、施設管理者等と連携しながら活動拠点の拡充について検討	危機管理室	・活動拠点としての活用が可能と見込まれる公園、施設等の、関係機関、施設管理者等と連携しながら活動拠点の拡充について検討を進めました。 ・平成30年度には、消防機関の活動拠点として、新たに川崎競輪場の指定を行い、活動拠点を拡充しました。	B
	106 救援物資(備蓄を含む)の輸送手段の確立	東日本大震災では、全国から届けられた救援物資が物資集積拠点に滞留し、避難所等に対し、必要な物資が円滑に届かない状態が発生しました。 このことを教訓に、物流業務に精通した民間事業者や物流の専門家との連携による物資の輸送、在庫管理等の物流業務の円滑化や、物資集積・輸送拠点を充実するための民間施設等の活用、物資需要を的確に把握するための情報収集体制の構築等、本市の災害時における救援物資の物流方法について検討し、輸送体制の強化に努めます。	市集積場所、区輸送拠点の見直しなどを踏まえ、円滑な物資輸送体制の構築に向けた取組を進め、関係機関との情報交換や訓練等を通じた検証を行いながら、輸送体制を強化	危機管理室	・毎年実施している「川崎市総合防災訓練」において、物資輸送についての協定を締結している事業者等と連携し、救援物資輸送訓練を実施しました。訓練により明らかになった課題について共有し、対応策について検討を行いました。 ・物資拠点である北部市場について、発災時にも早期に市場機能を回復しなければならない運営上の課題があることから、課題を検討するための災害時物流検討会の設置に向けた調整を行いました。	B
25 燃料供給対策	107 災害時の燃料供給対策	大地震の発生時においても、重要施設に対する燃料供給や災害応急対策活動等に必要となる燃料を確保するため、自家発電設備の設置や燃料の備蓄を進めるとともに、企業や関係機関等との連携に基づき必要な燃料の確保を図ります。	重要施設等への自家発電設備の設置や燃料の備蓄等を進めるとともに、長期的にエネルギー供給が途絶えた場合でも燃料の確保ができるよう関係機関等との協定に基づく体制強化や、国、県等と連携した対策を検討	危機管理室 関係局区	・神奈川県石油業協同組合川崎支部との協定に基づき、毎年連絡会を開催し、課題に対する意見交換や情報共有を行い、連携強化を推進しました。	B
Ⅸ 医療救護体制の整備						
26 医療救護体制の強化・運用	108 応急手当方法等の普及・促進	大地震等の発生時の応急救護に役立ち、かつ平常時においても活用できる「火傷の手当て、切り傷等の止血方法、骨折部位の固定方法、心肺蘇生法、AEDの取り扱い方法」など、市民等が応急手当方法を習得するための講習を推進していきます。また、負傷者の搬送方法や災害時における医療体制についても啓発していきます。	各種防災訓練や救命講習会等を通じて、大地震等の発生時における応急手当に関する技能の普及等をめざします。防災イベントや防災啓発冊子の配布を通じて、応急手当方法の取組を促進	危機管理室 各区役所 消防局	・防災イベントでは来場者に応急手当やAED使用法等の実技指導を行ったほか、「備える。かわさき」等の防災啓発冊子の配布を通じて、応急手当方法の取組を促進しました。（危機管理室） ・新型コロナウイルス感染症の流行以前は、各種イベントにおいて、応急手当やAEDの使用方法等を含む救急・救護に関する技能の普及・啓発や自主防災組織にける心肺蘇生法等の訓練を実施し、さらには消防局でも防災イベント等の機会を通じて、防災啓発冊子等のチラシも積極的に配布する取組を推進してきました。 ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、各種イベント等が中止になりましたが、過去の訓練実績や防災啓発冊子等のチラシ配布数から目標は達成できたことと考えます。 ・引き続き、新型コロナウイルス感染対策を講じて、応急手当等の普及啓発促進に努めてまいります。（消防局） ・防災訓練等を通じて、応急手当方法の取組を促進することができました。（区）	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標 施策の柱 行動計画	施策項目（163）	内　容	目　標	所管局	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
	109 医師会・薬剤師会・看護協会等の医療関係団体との医療救護に 関する連携の強化	大地震等の発生時における時間経過による医療分野の需要と供給体制について、医療救護マニュアルに基づく訓練等を実施し、連携を強化します。 また、健康福祉局・各区が設置する医療救護所での救護活動が的確に行われるよう、医師会等との協議を行い、トリアージ（傷病者重傷度緊急度判定）体制を強化します。	訓練等による検証や情報交換を医療関係団体と継続的に行い、必要に応じて見直しを行うなど、医療救護体制を強化、「広域災害・救急医療情報システム」（EMIS）の活用をはじめとした災害医療情報の収集と共有体制の強化、医療機関などからの情報収集の推進、都市災害に備える体制の推進及び災害時医療救護体制の構築を検討	健康福祉局 各区役所 消防局	・保健医療調整本部訓練を健康福祉局防災訓練として定期的に実施することができました。また、各種訓練・研修を実施することにより関係団体との連携強化が図られ、本部体制の実効性の確認や今後の仕組み作りに活かすことができました。 ・各区において災害対策協議会医療救護部会等を定期的に実施することができました。また、災害時保健医療活動訓練の実施によって、区内医療関係団体と連携強化が図られました。区における災害時における医療救護体制の構築に向けて活動することができました。 （健康福祉局、各区）	B
	110 救急車以外の負傷者等搬送体制の整備	大地震等の発生時には、災害現場から医療機関までの負傷者等搬送の人員・機材（車両）が不足することが予想されます。 そこで、各機関の応援部隊（自衛隊・海上保安庁・警察・他都市等）が所有するヘリコプター等や民間救急車の効果的な運用、市公用車の活用（緊急通行車両事前届出制度の有効活用）などによる重篤患者及び透析患者の後方搬送体制の整備について具体化を図ります。	支援DMAT、緊急消防援助隊、自衛隊等、本市の救急車以外の負傷者等搬送体制の整備をめざし、関係機関と連携して具体的な対応策について協議	健康福祉局	・保健医療調整本部訓練を定期的に実施し、参集したDMAT（災害派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）等とともに、重傷者の搬送等に関する調整を実践し、検証を実施することができました。	B
X 避難対策の推進						
27 応急危険度判定体制の整備	111 応急危険度判定体制の運用	民間の判定士の協力による民間建築物の応急危険度判定活動、及び行政の判定士による重要建築物及び公共建築物の応急危険度判定活動が行われるよう体制を整備していきます。	判定士の質・量の確保のための訓練・講習会等を行い、応急危険度判定活動を迅速に行うための体制を強化・維持	まちづくり局	・応急危険度判定活動が迅速に行われるよう体制を整備するため、マニュアルの改訂・研修会の実施・連絡訓練等を実施しました。	B
	112 被災宅地危険度判定体制の整備	大地震等が発生した場合、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害による被害拡大を防止するために、被災宅地危険度判定士の確保を行い、被災宅地危険度判定体制を整備します。	判定士の質・量の確保のための訓練・講習会等を行い、被災宅地危険度判定活動を迅速に行うための体制を強化・維持	まちづくり局	・被災宅地危険度判定業務が迅速かつ的確に実施するための体制を整備しました。 ・令和3年4月1日現在の川崎市の判定士は189人（OBを除く）	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標	施策の柱	行動計画	施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28～R2)総括	総合評価
		28 空地・避難路の確保	113 民間再開発の誘導による公開空地の確保	工場の移転等による大規模遊休地における土地利用転換に合わせ、再開発等促進区を定める地区計画等により、民間再開発を誘導し、耐震・耐火性能に優れた市街地の形成を図るとともに、事業計画の進捗に併せ事業者等と協議・調整を進めながら、防災機能の向上に資する公開空地を計画的に確保します。	【NO.28参照】	まちづくり局	再掲	－
			114 市民防災農地の確保	大地震等の発生時に市民の一時避難場所、仮設住宅建設用地、復旧資材置場等として利用し、市民の安全確保と円滑な復旧活動のため、農地を市民防災農地として登録します。	市内全農地面積に占める防災農地の登録面積比率について、10%以上の水準を維持	経済労働局	・関係機関と連携し、広報、登録を進めたことで、市内全農地面積に占める防災農地の登録面積比率について、10%以上(R3.1.1時点15.38%)を維持し、目標を達成しました。 (令和3年1月1日現在登録状況:532か所、80ha)	B
			115 公園緑地の整備推進	大地震等の発生時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地となり、周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する広域避難場所及び地域住民の集結場所、消防救護活動の拠点等として機能する一時避難場所機能を有する公園緑地の整備を図ります。	【NO.29参照】	建設緑政局 危機管理室	再掲	－
			116 緊急輸送道路・緊急交通路についての市民への周知徹底	神奈川県内の緊急交通路のネットワークを形成する上で重要となる地点に設置した、緊急交通路標識33基について、市民(道路利用者)への周知を図っていきます。	【NO.36参照】	建設緑政局	再掲	－
			117 利用可能な空地等の実態把握と一元管理	大地震等の発生時において、仮設住宅建設、災害廃棄物集積場所などに利用可能な空地等の情報を把握し、一元的に管理することにより、発災時には、その情報を必要な部署に的確に伝達して、空地や施設を効率的に活用できる体制づくりを行います。	仮設住宅建設地、災害廃棄物仮保管所などの候補地及び公有地の現況を把握	危機管理室 まちづくり局 環境局	・公園等の公有地を災害廃棄物の仮保管場所として活用する考え方を盛り込んだ川崎市災害廃棄物等処理実施計画を策定するとともに、関係局区での協議を実施するなど仮保管場所の取組を推進しました。(環境局、危機管理室、まちづくり局)	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標 施策の柱 行動計画	施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28～R2)総括	総合評価
29 避難所等の施設の確保	118 市立学校の耐震化	市立学校の耐震化については平成24 年度に完了しています。屋内運動場の吊天井、バスケットゴール及び照明の耐震化については平成27 年度に完了しています。引き続き、耐震化のための施設整備を推進していきます。	【NO.5参照】	教育委員会	再掲	－
	119 避難所の施設機能強化	大地震の発生に伴い、避難所においても通信網の遮断、停電、ガス供給の停止などのライフライン支障が起こる可能性があるため、避難所におけるバックアップ体制の整備を進めます。	災害発生時の避難所開設等のための物資を保管する倉庫を整備、避難所となる市立学校の体育館等の電力確保を目的とする非常用発電機を順次整備、停電時職員室での情報収集等を行うことを目的する太陽光発電設備と連携した蓄電池設備を順次整備、都市ガス供給停止時の熱源確保を目的とするプロパンガス設備を順次整備、避難所運営訓練等を通じて各種設置訓練や設備の動作を確認	危機管理室 教育委員会 各区役所	・備蓄物資を保管するための備蓄倉庫について、順次整備を実施しました。 (危機管理室) ・避難所運営で用いる資器材の充実を図り、避難所開設訓練を通じて、防災資器材の使用方法を確認しました。 (各区) ・川崎市立学校防災対策指針を策定し、避難所運営における教職員の役割を示しました。(教育委員会事務局)	B
	120 災害時のトイレ対策の充実	避難所におけるトイレ対策、学校のトイレの活用、組立式仮設トイレ等の備蓄、下水道被害地域の自宅で生活している住民等へのトイレ対策及びマンホールトイレの整備等について検討し災害時のトイレ対策の充実を図ります。	災害発生当初からトイレ対応ができるよう、学校のトイレの活用、使用済み汚物処理袋の一時保管・処理方法、災害用トイレの備蓄目標、マンホールトイレや組立式仮設トイレの維持管理運営方法等について見直すとともに、備蓄の推進及び家庭内備蓄の啓発などを推進し、トイレ対策を充実	危機管理室 環境局 教育委員会 上下水道局 各区役所	・防災イベントや防災講座等で、マンホールトイレや携帯トイレの設置や広報等を行い、災害時や平時からの備蓄に関する啓発活動を行いました。 ・災害時のトイレ対策検討会議等を開催し、関係部署等と災害時や平時からのトイレ対策について、検討を行いました。(危機管理室、各区、上下水道局) ・避難所となる小中学校への備蓄倉庫へ仮設トイレ組立式を195基、簡易トイレ組立式を約1,000個、携帯トイレ(汚物処理袋)を約120万枚追加備蓄しました。また、防災訓練や各種イベント等にて、家庭での携帯トイレの備蓄啓発を行いトイレ対策を充実させました。(環境局)	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標 施策の柱 行動計画	施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28～R2)総括	総合評価
	121 水道施設の応急対策の推進	応急給水拠点の確実性、利便性を向上させるため、配水池、配水塔や供給ルートの耐震化が完了した市立小中学校に、職員による開設が不要な応急給水拠点の整備を推進します。	配水池・配水塔に併設した開設不要型応急給水拠点は、平成30 年度末までに4 箇所を整備し、全7 箇所の整備を完了。供給ルートの耐震化が完了した市立小中学校の開設不要型応急給水拠点については年間10 校のペースで整備	上下水道局	・配水池・配水塔に併設した開設不要型応急給水拠点については、配水池、配水搭の耐震化に合わせて計画期間中に4箇所を整備し、7箇所の整備を完了しました。 ・供給ルートの耐震化が完了した市立小中学校の開設不要型応急給水拠点については、計画期間中に71校を整備し、89校の整備を完了しました。	B
	122 市立病院の耐震化	市立川崎病院及び市立多摩病院については、耐震(免震)構造により建造されていますが、市立井田病院は老朽化が著しく、旧耐震設計基準に基づいて建設された建物であるため、平成21 年8 月より順次老朽施設を解体し、免震構造を採用した改築工事を実施しました。	【NO.7参照】	病院局	再掲	―
	123 社会福祉施設の耐震化	社会福祉施設である老人いこいの家(49 棟)は、地域の健康なお年寄りのふれあいや生きがいの場となっており、また、福祉活動の拠点機能を有する施設となっているため、耐震化の必要な施設については、耐震対策を実施しました。また、児童厚生施設であるこども文化センター(58 施設)は、小学生、中・高生の居場所であり、また、市民活動の地域拠点となっているため、このうち、耐震化の必要な施設については、耐震対策を実施しました。	【NO.8参照】	健康福祉局 こども未来局	再掲	―
	124 競輪場の耐震化	広域避難場所となる川崎競輪場について、耐震補強を推進します。	【NO.9参照】	経済労働局	再掲	―
	125 社会福祉施設等災害時用無線機器の設置	特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設及び障がい者福祉支援施設にデジタルMCA業務用無線機を設置し、建物の被害状況や施設利用者の安否確認を早期に行うとともに、一次避難所に避難した高齢者や障がい者の中で、二次避難所での受け入れが必要な方へ対応を円滑に図ります。	【№104参照】	健康福祉局 各区役所	再掲	―
	126 災害時要援護者に配慮した共助体制の強化、避難施設及び透析施設の確保	大地震等の発生時において、福祉施設等と地域の共助体制を強化するため、市内社会福祉施設等との協定を締結します。また、透析施設については関係機関との連携を強化し、支援情報の伝達体制の整備に努めます。	二次避難所施設の拡大や市と二次避難所施設の連携体制を構築	健康福祉局 各区役所	・「要援護者支援・移送訓練」や、「二次避難所開設・訓練に必要な物資の購入に関する負担金」に係る二次避難所開設訓練の実施、「(仮称)災害福祉システム」の導入検討など、実行性のある二次避難所開設・運営に向けた取組を推進しました。 (健康福祉局) ・訓練や意見交換を通じて、関係団体等との情報の共有・課題の抽出を行い、連携体制を構築しました。 (各区)	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標 施策の柱 行動計画	施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28～R2)総括	総合評価
	127 利用可能な空地等の実態把握と一元管理	大地震等の発生時において、仮設住宅建設、災害廃棄物集積場所などに利用可能な空地等の情報を把握し、一元的に管理することにより、発災時には、その情報を必要な部署に的確に伝達して、空地や施設を効率的に活用できる体制づくりを行います。	【№117参照】	危機管理室 関係局	再掲	－
	128 避難所補完施設等の確保	市立学校等の避難所以外の補完施設の確保を目的として、補完施設となりうる施設等について調査・把握し、大地震等の発生時にも活用できるよう、関係機関(私立学校、大学、民間企業等)と調整していきます。	私立学校、大学、民間企業などの施設を活用できるよう、協定等の締結を推進するとともに、町内会館の使用について関係団体等と協議し、一時避難場所や補完施設等を確保	危機管理室 各局室区	・既に登録している施設については、定期的に緊急連絡先等の登録内容の確認や更新を行い、実効性の確保に努めました。また、一時避難場所や避難所補完施設の新規拡充に努めました。 (危機管理室、各区)	B
30 津波対策の推進	129 津波避難計画の充実	気象庁が津波警報を発表した場合の津波浸水予測地域への避難勧告又は避難指示の内容等を定める津波避難計画について、迅速に避難ができるよう、周知徹底するとともに、津波対策の進捗等を踏まえた見直し等、充実強化を図ります。	津波避難計画の周知徹底を行うとともに、津波対策の進捗に応じ必要な見直しを実施、津波に対する啓発として、津波避難訓練の実施や各種広報を実施	危機管理室 港湾局	・津波ハザードマップ(外国語版含む)の配布、津波対策講座を開催するともに、津波避難計画に基づき、津波避難等に関し、市民や事業者等に周知を実施しました。(危機管理室、港湾局) ・津波ハザードマップを改訂し、新たな津波避難施設の追記やレイアウト変更等を実施しました。 ・東北大、東大、富士通と連携し、津波被害軽減に向けた研究を進め、浸水シミュレーションの作成やスマホアプリを活用した住民参加型の津波避難実証実験を実施しました。(危機管理室)	B
	130 津波避難施設の指定	津波から我が身を守るためには、まず津波が到達しない場所や高台に避難することが大原則であるが、避難のための十分な時間を確保できない場合もあることから、堅固な中・高層建物を一時的な避難のための施設として利用する津波避難施設を指定します。	津波浸水が想定される区域において、津波避難施設の指定拡充を行い、津波避難施設には避難誘導に資する蓄光式の標識を設置	危機管理室 区役所	・新たな津波避難施設の指定の取組を推進し、令和2年度で合計104施設を指定、要避難者数約15万人に対し、津波避難施設で約15万人、津波避難場所を含めると約25万人分の収容人数分を確保しました。 ・津波避難施設において、迅速な避難が実現や周知等を行うため、標識や避難誘導に資する蓄光式の標識を設置しました。	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標 施策の柱 行動計画	施策項目（163）	内 容	目 標	所管局	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
	131 津波ハザードマップ等の作成	防災教育、防災意識の啓発、防災を意識したまちづくり及び住民とのリスクコミュニケーションの推進を円滑に行うため、津波ハザードマップを作成し、適時更新する。	適切な避難に必要な避難場所・避難経路及び避難の判断に資する情報等を最新に更新するとともに、神奈川県津波浸水想定を踏まえて、津波ハザードマップを更新し、配布	危機管理室	・津波避難場所・避難経路及び避難の判断等を考えてもらう機会を増やすため、津波ハザードマップを各種防災訓練や関係機関にて配布、また、川崎区への転入者への配布等を行いました。 ・津波ハザードマップは、新たな津波避難施設の追記等による情報の更新のため、平成28年度・令和2年度に改訂し、最新の情報を市民へ広く周知を行いました。 ・平成30年度に津波ハザードマップ外国語版を発行し、公共施設や関係機関、宿泊施設等での配布を行い、広く周知を図りました。	B
	132 津波避難訓練等や防災教育の実施	津波警報等が発せられた場合、避難行動、防御施設の操作等の練度向上のため、津波避難訓練を行います。	情報の伝達、津波避難施設の開設、避難行動、災害時要援護者に対する避難支援及び水門や陸閘の点検・操作等に習熟するとともに、防災意識の高揚を図るための訓練を実施	港湾局 危機管理室 区役所	・津波警報等が発せられた際の、情報伝達、津波避難施設の開設、避難行動の確認、防災意識の高揚を図るため、毎年川崎区内の小中学校等を活用し、津波避難訓練を実施しました。 ・津波避難訓練の実施時に、津波被害軽減研究の一環として、スマホアプリを活用した実証実験を行うと共に、津波防災講座を開催し、市民への津波情報への理解を深めるとともに防災意識の向上を図りました。 （危機管理室、川崎区） ・水門・陸閘操作依頼事業者による各自の操作・点検や、港湾局職員による陸閘閉鎖訓練を実施しました。また、台風・低気圧で高潮が予測される際、実際に電話・FAXでの情報伝達を実施しました。（港湾局）	B
	133 同報無線受信機の整備と情報伝達の強化	同報無線受信機の整備により、災害時に速やかに危険を知らせ、避難を行うことにより、被害を最小限にします。	【NO.51参照】	港湾局 関係局	再掲	－
	134 海岸保全施設の改良	平成23 年3 月11 日に発生した東北地方太平洋沖地震を契機に、神奈川県で東京湾沿岸海岸保全計画（神奈川県区間）の変更を行いました。変更した海岸保全基本計画に基づき、頻度の高い津波や高潮等から市内陸部を防護するため、海岸保全施設の改良を行います。	市内陸部への津波高潮からの浸水を防護すること及び操作員の安全を確保するため、迅速に防潮堤を閉鎖ができるよう、海岸保全施設（陸閘）の改良を推進	港湾局	・市内陸部への津波高潮からの浸水を防護すること及び操作員の安全を確保するため、迅速に防潮堤を閉鎖ができるよう、海岸保全施設（陸閘）の改良を３９箇所中２７箇所完了しました。	B
	135 川崎港海底トンネルの津波浸水対策	川崎市街地と東扇島を結ぶ唯一の連絡路である川崎港海底トンネルが津波による浸水から護るため、津波浸水対策を推進します。	【NO.40参照】	港湾局	再掲	－

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標 施策の柱 行動計画	施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28～R2)総括	総合評価
31 土砂災害避難対策等の推進	136 土砂災害警戒区域避難対策の推進	神奈川県が新たに指定した土砂災害警戒区域を含め、引き続き土砂災害警戒区域の住民等に対し、土砂災害の危険性を周知するとともに、避難対策を進めていきます。 ※平成27 年10 月現在の川崎市内における土砂災害警戒区域は759 区域	「ぼうさい出前講座」や防災啓発冊子等を通じて、土砂災害ハザードマップを周知、土砂災害ハザードマップ等を活用しながら、土砂災害の危険性などについて広く周知を推進	まちづくり局 危機管理室	・HPへの掲載、区役所窓口への備え付け、防災フェア等のイベントへの参加などにより、土砂災害ハザードマップを周知しました。 ・県が多摩区において土砂災害特別警戒区域を指定したことから、同区のハザードマップを改訂し、同区の土砂災害警戒区域・特別警戒区域にハザードマップを全戸配布しました。 ・「ぼうさい出前講座」を通じて、土砂災害警戒区域の対象地域に土砂災害ハザードマップを配布し、土砂災害の危険性や避難の考え方、情報の入手方法等を説明するなどの普及啓発を推進しました。（まちづくり局） ・「ぼうさい出前講座」や各種イベント等を通じて防災啓発冊子やハザードマップを配布し、土砂災害の危険性や避難方法等について周知し、危機意識の向上と啓発を推進しました。 （危機管理室）	B
32 避難所運営体制の整備	137 避難所運営会議の活動・促進	各避難所に設置されている避難所運営会議に対し、定期的な会議や運営訓練の実施を働きかけ、災害時の迅速な体制構築及び適正な運営に努めていきます。	全ての避難所での避難所運営会議の開催をめざし、活動の促進を図ります。また、避難所の円滑な運営に向けて、避難所に参集する職員（地域要員）との連携を推進	危機管理室 各区役所	・令和元年度までは、避難所運営会議・避難所運営訓練共に、着実に実施回数を伸ばし、災害時に備えた事前準備と体制づくりを構築することができました。しかし、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の影響により、開催が困難となった事例が多くなりました。また、職員向けの避難所運営要員研修については継続して実施しており、職員の意識啓発を推進しました。 （危機管理室、各区）	B
	138 避難所運営マニュアルの充実・強化	避難所運営マニュアルの検証及び見直しを実施し、大地震等の発生時における避難所の運営の安定化を図ります。	現行マニュアルの検証や必要に応じた見直しを行うとともに、各避難所運営会議ごとに独自のマニュアルの作成を促進	危機管理室 各区役所	・継続的に避難所運営会議や運営訓練において、「避難所運営マニュアル」等の活用・検証・修正等を実施し、より実態に即したマニュアルの更新を行いました。令和2年度においては、コロナ禍における避難所開設・運営についてまとめたマニュアルを作成し、避難所運営・開設に係る想定事項の拡大を行いました。（危機管理室） ・避難所運営会議や避難所開設・運営訓練実施後において、「避難所運営マニュアル」等の活用・検証・修正等を実施し、災害時に使えるマニュアルを備えることができました。（各区）	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標 施策の柱 行動計画	施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28～R2)総括	総合評価
33 帰宅困難者対策の推進	139 帰宅困難者発生の抑制	九都県市及び四県市で実施する帰宅困難者対策を推進するとともに、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知啓発や一斉帰宅抑制のための対策を推進していきます。 また、関係機関と連携して帰宅困難者支援体制の整備に努めていくとともに、訓練を通じて関係機関との連携を強化していきます。 ※九都県市では、徒歩帰宅者に対する水道水やトイレの提供等を行う「災害時帰宅支援ステーション」として、コンビニエンスストアやファーストフード店などの事業者(平成27年2 月末現在、市内868 箇所)と協定を締結しています。また、四県市でも同じくガソリンスタンド(神奈川県石油業協同組合)及び神奈川県内の自動車販売店と協定を締結しています。	災害発生時における一斉帰宅行動抑制の協力等、市内企業との取組を強化するほか、九都県市及び四県市連携による対策を推進	危機管理室	・帰宅困難者対策については、市単独での事象実施のほか、四県市や九都県市の枠組みの中で対広域的な取り組みを実施しました。また、各種ポスターやパンフレットによる周知や、災害時徒歩帰宅支援ステーションの拡充等を行い、帰宅困難者対策を推進しました。	B
	140 安否確認方法の周知	大地震発生時の家族の安否確認方法として、災害用伝言サービスの利用を周知します。また、在園、在校中の園児や児童、生徒の安否情報の提供方法について検討します。	災害用伝言サービスの利用を市HPやパンフレット等により市民や市内企業に対して啓発、情報配信システムによる学校等における子どもの保護に伴う安否情報の提供を促進	各区役所 教育委員会 危機管理室	・避難所運営会議や訓練、ぼうさい講座及び各イベント等、様々な機会を通じて啓発冊子を配布し、普及啓発を行いました。(危機管理室、各区) ・地震に限らず、児童生徒の安全安心に関わる情報については、各学校で設定している配信メールを活用。災害時の情報提供に関しては、在校時は一斉配信メールにより、保護者に安否について周知を想定しています。夜間、休日は、教員参集後に各家庭に児童生徒の安否について確認を想定しています。(教育委員会事務局)	B
	141 主要駅対策の推進	主要駅における駅前滞留者による混乱の抑制を図るため、一時滞在施設の確保を進めるとともに、区役所、駅、警察、その他関係者による協議の場を設置し、地域における災害時の行動ルール等の作成を進め、駅周辺の関係者が連携した帰宅困難者等の対策を推進します。	主要駅を中心に一時滞在施設の確保の拡大を進めるとともに、飲料水や防寒シート等の備蓄、及び駅、区役所、一時滞在施設の情報伝達体制の整備を推進、駅周辺帰宅困難者等対策協議会等での開催を通じ、災害時における駅前滞留者による混乱の抑制に向けたソフト面及びハード面での帰宅困難者等対策を推進	まちづくり局 危機管理室 各区役所	・主要駅においては、エリア防災計画を策定し、計画に基づく訓練の実施や一時滞在施設の拡充等により、実践的な対策を推進しました。 (一時滞在施設数:53箇所(計画期間中7箇所拡充)) (危機管理室)	B
	142 徒歩帰宅者支援	九都県市共同による災害時帰宅支援ステーションの確保に合わせて、主要幹線道路沿道の施設における支援体制の充実を検討し、混乱の防止を図ります。	【NO.29参照】	各区役所 危機管理室 建設緑政局 教育委員会	再掲	―

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標 施策の柱 行動計画	施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28～R2)総括	総合評価
	143 臨海部孤立化対策	臨海部において市街地と連絡するトンネル等の通行止めにより孤立化した拠り所のない帰宅困難者の支援体制を整備します。	引き続き島部において一時滞在施設の確保を進めるとともに、船舶など代替輸送手段の活用に向けた取組、帰宅困難者の輸送を円滑かつ確実に行うための避難対策を推進	港湾局 危機管理室	・訓練を通じて緊急物資や帰宅困難者の輸送体制及び対策を推進しました。（港湾局） ・臨海部広域防災訓練における実動訓練として船舶等を活用した孤立化対策訓練の実施、情報受伝達訓練としてメーリングリストや県石油コンビナート防災相互無線を活用した訓練を実施し、関係機関等と、災害時の対応確認・連携強化を行い、防災対策を推進しました。（危機管理室）	B
ＸＩ 災害時要援護者対策の推進						
34 災害時要援護者対策の推進	144 災害時要援護者避難支援制度の充実	大地震等の発生時において、支援が必要な方からの登録の促進と、町内会・自治会、自主防災組織等の支援組織における支援体制の充実に努めます。	新たに要援護者となる可能性のある方への制度周知を図るほか、支援組織等への機会を捉えた取組支援を通じて、支援体制のより一層の充実を推進	健康福祉局 危機管理室 各区役所	・毎年、新たに要援護者となる可能性のある方へダイレクトメールを発送し、制度の広報及び登録勧奨を実施しました。 ・令和2年度制度登録者数　5,374人 （健康福祉局） ・各区で実施する総合訓練や講座、イベント等における避難支援訓練の実施及び様々な機会を通じての啓発冊子の配布による制度周知を行いました。（危機管理室） ・区内での訓練や講座等の機会を通じて、継続的に制度周知を実施しました。また、町内会・自治会、自主防災組織等の支援組織における支援体制の充実を推進することができました。（各区）	B
	145 災害時要援護者に配慮した共助体制の強化、避難施設及び透析施設の確保	大地震等の発生時において、福祉施設等と地域の共助体制を強化するため、市内社会福祉施設等との協定を締結します。 また、透析施設については関係機関との連携を強化し、支援情報の伝達体制の整備に努めます。	【No.126参照】	健康福祉局 各区役所	再掲	－

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標 施策の柱 行動計画	施策項目（163）	内　容	目　標	所管局	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
Ⅹ Ⅱ　生活安定対策の推進						
35 生活環境の確保	146 災害用トイレの対策の充実	避難所におけるトイレ対策、学校のトイレの活用、組立式仮設トイレ等の備蓄、下水道被害地域の自宅で生活している住民等へのトイレ対策及びマンホールトイレの整備等について検討し災害時のトイレ対策の充実を図ります。	【No.120参照】	危機管理室 環境局 教育委員会 上下水道局 各区役所	再掲	－
	147 ごみ・し尿の収集処理体制の確立	大地震等の発生時においても、家庭や避難所から排出される一般ごみやし尿について、迅速かつ適正な収集処理体制を構築します。	川崎市災害廃棄物等処理計画等を適宜見直し、迅速かつ適正な収集処理体制を推進	環境局	・災害廃棄物等の処理に係る具体的な考え方や対応方法等を定めた川崎市災害廃棄物等処理実施計画を策定するとともに、地震被害想定の見直しや他都市事例等を踏まえて、家庭や避難所から排出されるごみ・し尿について収集計画の検討を行い、迅速かつ適正な収集処理体制を推進しました。	B
	148 応急仮設住宅の建設に係る訓練等の実施	災害救助法に規定される大地震等の発生時に、「神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル」に基づき、県や（社）プレハブ建築協会などの関係機関との協力体制の下で、応急仮設住宅を建設します。	応急仮設住宅の建設可能地データベースの更新を行うとともに、県公推協の検討部会に参加し、県、他行政、関連機関との情報共有を行い、応急仮設住宅設置に備えた体制を整備	まちづくり局	応急仮設住宅の建設可能地データベースの更新を行うとともに、県、他行政、協定団体等との情報共有や訓練を実施し、応急仮設住宅の建設や借上げに備えた体制の構築を進めました	B
	149 災害時における住宅等（長期避難施設等）の確保	大地震等の発生時における、長期避難施設等としての住宅などを確保・供給するため、市営住宅の空室やホテル等の宿泊施設、空き不動産などについて、企業等の協力のもと確保していきます。	被災状況に応じ、市営住宅の空家等を速やかに被災者に提供できる体制を整備	危機管理室 まちづくり局	・避難所補完施設については、既に登録している施設については、定期的に緊急連絡先等の登録内容の確認や更新を行い、実効性の確保に努めました。 ・ホテル等の民間施設の活用については、避難の対象者の検討などの課題について、関係局と連携しながら検討を行いました。 （危機管理室） ・被災自治体からの要請に基づき、必要戸数を適切に提供しました。（まちづくり局）	B
	150 災害時におけるメンタルヘルスケア体制の構築	大地震等の発生直後の精神的ストレス、心的外傷後ストレス障害（PTSD(**)）等の精神的疾患を負った傷病者に対し、中長期的な視点でこころのケアを行うために、市外各地から派遣が想定される災害派遣精神医療チーム（DPAT）の調整や、地域の精神保健関係機関との連携確保を含めたメンタルヘルスケア体制を構築します。	災害派遣精神医療チームの派遣及び受入に必要な調整機能の体制を構築、国の研修に職員を派遣し、発災時に災害派遣精神医療チームとして活動できるよう本市精神保健従事者に対しても必要な機器の訓練や専門研修を実施	健康福祉局	・災害派遣精神医療チームの派遣及び受入に必要な調整機能の体制を構築しました。また、国の研修に職員を派遣し、発災時に災害派遣精神医療チームとして活動できるよう、本市精神保健従事者に対しても毎年度必要な機器の訓練や専門研修を実施しました。	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標 / 施策の柱 / 行動計画	施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28～R2)総括	総合評価
36 飲料水・食料等の確保	151 応急給水活動の充実	市民参加による給水訓練を実施し、災害時における給水拠点の安定的な運営を図ります。	応急給水訓練への参加を促進するためにPR活動を行い、年間で25 回程度訓練を実施	上下水道局	・令和2年度においては新型コロナウイルスの影響により訓練回数は減少しましたが、全体を通して応急給水訓練への参加を促進するためにPR活動を行い、目標の年間で25回程度の訓練を計画期間中に達成することができました。	B
	152 水道施設の応急対策の推進	応急給水拠点の確実性、利便性を向上させるため、配水池、配水塔や供給ルートの耐震化が完了した市立小中学校に、職員による開設が不要な応急給水拠点の整備を推進します。	【No.121参照】	上下水道局	再掲	－
	153 備蓄機能の強化・推進	備蓄計画に基づき、確実に公的備蓄を確保していくとともに、災害時に避難所等で必要な備蓄物資の提供ができるよう、取組を進めます。	未設置の避難所への備蓄倉庫の整備を進め、災害時における適切な対応が図られるよう、確実な備蓄物資の確保・管理を推進、現在の備蓄計画の検証と必要に応じて見直しを実施	危機管理室	・指定避難所176校への備蓄倉庫の整備を完了しました。 ・備蓄計画の見直しを行うとともに、計画に基づく必要な備蓄物資の購入を関係局と連携して計画的に進め、適正な物資の配置を促進しました。 ・新型コロナウィルス感染症対策のための感染予防物品の全避難所への備蓄を実施しました。(ニトリル手袋、ポンチョ、テント等) (危機管理室)	B
	154 食料(米穀)の確保	大地震等の発生時には、食料の流通システムが十分に機能しなくなることが予測されることから、国の「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、国(県)に対して災害救助用米穀の供給要請を行うことで、応急用食料としての米穀の確保を図ります。	要請先や要請手続き等について、関係機関等と定期的な情報共有等を図り、災害時での迅速な対応、米穀を確保	経済労働局	・米穀調達先である国・県等の関係機関と情報共有を推進し、要請先や要請手続き等について検討しました。	B
	155 生鮮食料品の確保	大地震等の発生時には、食料の流通システムが十分に機能しなくなることが予測されるため、生鮮食料品の調達が困難になります。 そのため、南部・北部の卸売市場内の事業者及び全国中央卸売市場協会関東支部及び各加盟都市の協力を得て、安定した物資の確保を図ります。	継続的に訓練等を通じた検証を行い、協力体制を維持	経済労働局	・防災訓練や救援物資搬送訓練の実施のほか、北部市場内事業者に対し連絡体制や協力体制について確認を行うなど、継続的な訓練等を通じた検証を行い、協力体制の維持を図りました。	B
	156 食料等生活必需物資の確保	大地震等の発生時における市民生活の早期安定のため、生活必需物資を本市に対して供給及び運搬されるよう、市内のスーパー、生協等との協定内容の検証及び充実を図ります。	継続的に訓練等を通じた検証を行い、協定の実効性を維持	経済労働局	・協定締結先に対し、災害時の緊急連絡先の確認や、食料等生活必需物資の4月1日現在の在庫量調査を継続して実施しました。 ・協定締結先のうち、5団体に対し情報伝達訓練を実施しました。 ・3事業者と新たな協定を締結しました。	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標 施策の柱 行動計画	施策項目(163)	内 容	目 標	所管局	計画期間(H28～R2)総括	総合評価
	157 救援物資(備蓄を含む)の輸送体制の確立	東日本大震災では、全国から届けられた救援物資が物資集積拠点に滞留し、避難所等に対し、必要な物資が円滑に届かない状態が発生しました。 このことを教訓に、物流業務に精通した民間事業者や物流の専門家との連携による物資の輸送、在庫管理等の物流業務の円滑化や、物資集積・輸送拠点を充実するための民間施設等の活用、物資需要を的確に把握するための情報収集体制の構築等、本市の災害時における救援物資の物流方法について検討し、輸送体制の強化に努めます。	【No.106参照】	危機管理室	再掲	－
37 遺体取扱の体制確立	158 遺体安置所の運営体制の強化	遺体安置所の運営方法については、現在、地域防災計画中に骨子が記述されていますが、大地震等の発生時には混乱することが予想されるため、各区に配置される遺体安置所の円滑な運営に向けた取組を推進します。	市総合防災訓練における多数遺体取扱訓練等の実施を通して、多数遺体の取扱いや遺族対応等に必要な知識・技能の向上を図るほか、各区におけるマニュアル等の整備などを通じ、遺体安置所の運営体制を強化	危機管理室 健康福祉局 各区役所	・川崎市医師会等の関係団体とともに多数遺体取扱訓練等を実施し、多数遺体取扱いの流れや注意点等、必要な知識等の習得を行いました。 ・各区で個別に整備していたマニュアルと取りまとめ、「川崎市遺体安置所運営マニュアル」を策定しました。 ・区本部体制の統一化を図る中で、遺体安置所運営に関する課題を共有しました。	B
	159 火葬計画の策定	大地震等の発生時に、市斎苑(南部・北部)の火葬体制及び処理能力を超えた遺体が発生した場合の対応について、具体的な火葬計画を策定します。	大地震等の発生時に対応可能な火葬計画を策定	危機管理室 健康福祉局 各区役所	・大都市公営葬務事業協議会における政令指定都市との情報交換により、地域毎の課題を共有できました。 ・神奈川県火葬行政連絡協議会において、新型コロナウイルス感染症対応等、県内の情報共有が図られました。 ・神奈川県内で実施する広域火葬通信訓練へ指定管理者と連携し参加することで、具体的な対応方法の意識付けができました。 ・北部斎苑大規模改修工事を踏まえ、火葬炉設備の1日当たり処理能力を再検証し、地域防災計画・風水害対策編における火葬能力の記載内容の見直しを行いました。(健康福祉局) ・市における取組みの情報収集及び共有を図りました。 (各区)	B

「川崎市地震防災戦略」5か年の取組結果【一覧】

基本目標 施策の柱 行動計画	施策項目（163）	内　容	目　標	所管局	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
38 廃棄物処理体制の確立	160 ごみ・し尿の収集処理体制の確立	大地震等の発生時においても、家庭や避難所から排出される一般ごみやし尿について、迅速かつ適正な収集処理体制を構築します。	【No.147参照】	危機管理室 健康福祉局 各区役所	再掲	－
	161 瓦礫等の災害廃棄物収集処理体制の確立	大地震等の発生時に、構造物の損壊により発生する瓦礫等について、再使用・再資源化も考慮した仮保管場所を検討するとともに、迅速かつ適正な収集処理体制の確立を構築します。	国の動向に注視し、環境省や県の会議に出席し、情報共有を図るとともに、災害廃棄物処理体制の検討を行い、迅速且つ適正な処理体制を構築、一般廃棄物処理業連絡協議会と災害廃棄物への対応を引き続き協議検討するとともに、防災訓練の実施を調整	環境局	・環境省や県が主催する協議会等で情報共有を図りながら、災害廃棄物対策の推進に向けて対応を検討するとともに、環境省の災害廃棄物対策指針や神奈川県の災害廃棄物処理計画の改定を踏まえ、川崎市災害廃棄物等処理計画の改定を行いました。	B
Ⅹ Ⅲ　都市の復興						
39 復興に向けた取組の推進	162 震災復旧・復興体制の整備・運用	復旧・復興本部体制と設置根拠、復興基本方針など事前に検討する体制の整備を行います。また、大地震等の発生直後の混乱期に、できる限り早期に適切な復旧・復興対策が実施できるよう、復興マニュアル等を用いて、復旧・復興のための手順・手法・被害調査の方法などを整理・検討します。	被災後の混乱時に適切な都市復興計画を迅速に策定が可能となるよう、平常時から復興への事前準備に資する検討や訓練等を実施。	総務企画局 危機管理室 まちづくり局	・円滑な復興体制の構築に向けた職員向けの研修や被災地へのヒアリングを実施しました。（総務企画局） ・関係課と連携し、復興までの大まかな流れを含めた復興体制について検討し、復旧・復興ハンドブック（内閣府）を踏まえ必要な取組を整理しました。（危機管理室） ・柔軟な復興対策が可能となるよう発災前の復興準備を行い、質の高いすみやかな都市復興を実現できる体制の向上を図りました。（まちづくり局）	B
	163 復興課題の把握と復興施策の検討	大地震等の発生による大規模な災害から迅速かつ適切に都市復興計画を策定するため、被災者の早期の生活再建を念頭に置きながら、事前に復興課題の検討に着手するとともに、都市計画的な復興施策等の確立に努めます。	被害状況に応じて臨機応変に対応できるよう、復興計画策定訓練等の実践的な訓練を通じて、都市復興に関する知識やノウハウの蓄積、都市復興計画策定手順の質を向上	総務企画局 まちづくり局 危機管理室 関係局	・円滑な復興体制の構築に向けた職員向けの研修や被災地へのヒアリングを実施しました。（総務企画局） ・関係各課との会議により課題の共有や復興に関する取組の洗い出しを実施するとともに、他都市での事前の復興対策の取組の調査を行いました。（危機管理室） ・柔軟な復興対策が可能となるよう発災前の復興準備を行い、質の高いすみやかな都市復興を実現できる体制の向上を図りました。（まちづくり局）	B

資料２－２
（強靭化）

「川崎市国土強靭化地域計画」5か年の取組結果【一覧】

事前目標 リスクシナリオ 施策項目	項目番号	推進方針（個別事項）	所管局	参考となる重要業績指標（事前目標毎） （計画期間中の事業費はH28～R2決算額合計）	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。						
1-1 建物、交通施設等の不特定多数が集まる施設の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災による死傷者の発生						
1 建築物の耐震化の推進	1	「公共建築物（庁舎等）に関する耐震対策実施計画」に基づき、一部の廃止及び使用停止となっている施設について、引き続き解体工事を実施します。	まちづくり局 関係局区	●住宅特定建築物の耐震化率 ①住宅 ・92%（H27）→95.6%（R2）［目標：95%（R2）］ ②特定建築物 ・92%（H27）→95.2%（R2）［目標：95%（R2）］ （計画期間中の事業費：990,831千円） ●公共建築物の耐震化 ・6棟（廃止及び使用停止中）を除き耐震化工事等完了（H27） ↓ ・6棟（廃止及び使用停止中）の解体工事の完了（R2） ［目標：6棟（廃止及び使用停止中）の解体工事の実施］ （計画期間中の事業費：2,346,586千円） ●市立小・中学校の耐震化率 ・100%（H27）→完了済、現状維持 ●社会福祉施設の耐震化率 ・100%（H26）→完了済、現状維持 ●災害拠点病院の耐震化率 ・83%（H26） ※市立病院を含む市内6病院のうち、5病院整備済み ↓ ・83%（R2）［目標：100%（R6）］ ●消防署所の耐震化率 ・100%（H27）→完了済、現状維持 ●密集市街地の改善 ※重点対策に取り組む密集市街地における建築物の不燃化対策等に伴う大規模地震時の想定消失棟数の削減割合（H21被害想定比） ・21%（H29）→31.5%（R2）［目標：30%（R2）］ （計画期間中の事業費：296,171千円） ●防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街 ・川崎地下街アゼリアの整備（H27） →完了済み、現状維持	・「公共建築物（庁舎等）に関する耐震対策実施計画」に基づき、一部廃止、使用停止施設の解体工事を実施し、H30年度までに全て完了しました。	B
	2	市立小・中学校等の耐震化については、平成24（2012）年度に完了しています。屋内運動場の吊天井、バスケットゴール及び照明の耐震化に関しては、平成27（2015）年度全校完了します。特定天井改修工事、教室照明に関しては速やかに整備を進めていきます。	教育委員会		・当初の計画から変更があったものの、対象校全校の整備を完了しました。	B
	3	地域住民自治活動の拠点であり、大地震等の発生時には一時避難場所や情報収集拠点など様々な活用も想定される町内会・自治会会館について、整備に対する費用の一部について補助金を交付することにより、町内会・自治会会館の老朽化への対応やバリアフリー化を促進するとともに、耐震化を図ります。	市民文化局		・川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付制度を運用し、町内会・自治会会館の老朽化への対応やバリアフリー化を促進するとともに、耐震化を図りました。 ・川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付制度（H28～R2交付実績） 新築2棟、建替7棟、耐震改修等2棟、その他改修等48棟	B
	4	民間の住宅・建築物等の耐震化を促進するため、耐震改修助成制度等を継続的に行います。また、市内で開催される各種イベントへの出展や相談会などを通じ、耐震改修への働きかけを図ります。	まちづくり局		・「川崎市耐震改修促進計画」の目標年度である令和2年度までに、木造戸建、共同住宅等を合わせた住宅全体の耐震化率95%と定めた目標について、令和2年度末に95.6%となると推計され、目標を達成しました。 【5ヶ年の実績（H28～R2）】 ・木造住宅耐震診断士派遣制度1181件、木造住宅耐震改修助成制度は診断・設計187件、改修173件を実施しました。 ・マンション予備診断は30棟、耐震診断639戸、耐震設計412戸、耐震改修170戸を実施しました。 ・木造住宅所有者へのダイレクトメール送付を全区で実施するとともに「防災フェア」「マンション管理組合交流会」等の各種イベントにおいて普及啓発を実施しました。	B

「川崎市国土強靱化地域計画」5か年の取組結果【一覧】

事前目標 リスクシナリオ 施策項目	項目番号	推進方針（個別事項）	所管局	参考となる重要業績指標（事前目標毎） （計画期間中の事業費はH28～R2決算額合計）	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
2 密集市街地の改善の推進	5	人命確保の観点などで多くの課題を有する密集市街地において、大規模地震時の想定焼失棟数の削減割合の向上に向けた取組を推進します。	まちづくり局	●防災上重要な道路に架かる橋りょうの耐震補強完了率（Ⅱ期） ・51%（H27）→61%（R2）［目標：61%（R2）］ （計画期間中の事業費：1,266,831千円） ●道路斜面等の要対策箇所の耐震化率 ・50%（H25）→75%（R2）［目標：75%（R2）］ （計画期間中の事業費：1,138,859千円） ●都市計画道路進捗率 ※都市計画道路の計画延長（約306km）に対する整備済み延長の割合 ・67.8%（H26）→68.1%（R2）［目標：71%（R7）］ （計画期間中の事業費：27,227,000千円） ●緊急輸送道路の整備率 ※緊急輸送道路に指定された都市計画道路の計画延長（約207km）に対する整備済み延長の割合 ・84%（H26）→84.5%（R2）［目標：88%（R7）］ （計画期間中の事業費：23,496,000千円） ●消火ホースキットの避難所への整備 ・67%（H27）→完了済み、現状維持 （計画期間中の事業費：14,744千円） ●耐震性貯水槽の整備 ・92%（H27）→96%（R2）［目標：95%（R2）］ （計画期間中の事業費：222,108千円） ●大規模盛土造成地マップ公表率 ・公表済み、現状維持 ●津波避難施設・避難場所 ・93箇所（H27）→104箇所（R2） （計画期間中の事業費：3,398千円） ●水門・樋門等の改良化率 ・17%（H25）→69%（R2）［目標：100%（R2）］ （計画期間中の事業費：433,217千円） ●津波ハザードマップの作成・公表等 ・実施済み、現状維持 ●海岸堤防等の整備率（市管理用地箇所） ・完了済み、現状維持	・平成28年3月策定の新たな取組方針に基づき、防災面の課題が特に大きい小田周辺地区と幸町周辺地区を不燃化重点対策地区として位置付け、不燃化推進条例を平成28年12月に制定（平成29年7月全面施行）、抜本的に制度を見直した補助要綱等を平成29年3月に制定、平成29年度から各種補助制度を実施し、密集市街地の改善に取り組みました。 【5ヶ年の実績（H28～R2）】 ・不燃化推進条例と補助制度の活用により、住宅等の不燃化（老朽建築物除却工事補助・耐火性能強化工事補助）280件、防災空地の整備3件、共同化（調査設計計画）1件を実施しました。	B
	6	公園緑地については、防災に配慮した公園施設の整備を進めるとともに、公園の再整備等の機会に合わせた、緑化による延焼防止機能の強化を図ります。	建設緑政局		・各年度において、計画していた公園（7公園）について、ソーラー照明灯及び広域案内板の設置のための工事を実施しました。	B
	7	一時避難場所、仮設住宅建設用地等として利用可能な農地について、市民防災農地への登録を推進します。	経済労働局		・関係機関と連携し、広報、登録を進めたことで、市内全農地面積に占める防災農地の登録面積比率について、10%以上を維持し、目標を達成しました。	B
	8	防災都市づくりのハード・ソフトに係る取組の関連部署による推進会議を設置し、リスク評価に基づく防災上課題の多い地域を重点的に、組織横断的な連携の取組の強化や、減災に効果的な施策の組合せ等の創出に向けた検討を推進します。	まちづくり局 関係局区		・平成29年3月に策定した「防災都市づくり基本計画推進事業取組方針」に基づき、防災関連事業の情報の取りまとめ・共有化を実施しました。	B
	9	低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン等を活用しながら、民間再開発事業者等と協議・調整を進め、公開空地の確保や防災拠点機能の導入を図り、耐震・耐火性能に優れた市街地形成を促進します。	まちづくり局		・公開空地の確保や防災拠点機能の導入に向けて、低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン等に基づき民間事業者等と協議・調整を実施し、耐震・耐火性能に優れた市街地形成を促進しました。	B

「川崎市国土強靭化地域計画」5か年の取組結果【一覧】

事前目標	リスクシナリオ	施策項目	項目番号	推進方針（個別事項）	所管局	参考となる重要業績指標（事前目標毎） （計画期間中の事業費はH28～R2決算額合計）	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
		3 道路の確保等の推進	10	緊急交通路等の防災上重要な道路沿いの建築物の耐震化を促進するため、耐震改修助成制度を継続的に行います。また、耐震診断義務化沿道建築物については、報告期限である平成31（2019）年3月31日までに診断を行い、診断を行った建築物については、その後の耐震改修に繋げていく取組を進めます。	まちづくり局	●浸水対策実施率 ※H25年度段階の重点化地区における整備 ・22.6%（H26）→100%（R2）［目標：100%（H30）］ （計画期間中の事業費：4,483,006千円） ●河川整備率 ※時間雨量50mm対応の改修率 ・81%（H24）→81%（R2）［目標：91%（R3）］ （計画期間中の事業費：11,399,775千円） ●洪水ハザードマップを作成・公表等 ・実施済み、現状維持 ●浸水実績図を作成・公表等 ・実施済み、現状維持 ●火山灰の降灰可能性マップの作成・公表等 ・実施済み、現状維持 ●全国瞬時警報システム （J-ALERT）自動起動装置の整備 ・実施済み、現状維持 ●土砂災害ハザードマップを作成・公表・訓練の実施 ・実施済み、現状維持 ●土砂災害警戒区域指定 ・実施済み、現状維持	・H30年度末までに耐震診断結果報告を義務付けしている沿道建築物について、耐震診断結果未報告である所有者（34件）に法に基づく報告命令を行い、報告済み（157件）の診断結果とあわせて令和3年度早期に公表することを令和3年3月に改定した川崎市耐震改修促進計画に位置付けました。（令和3年5月に公表） 【5ヶ年の実績（H28～R2）】 ・耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度は、耐震診断96件、耐震設計7件、耐震改修8件を実施しました。 ・耐震診断義務化沿道木造建築物診断士派遣制度は、耐震診断27件を実施しました。	B
			11	臨海部の緊急物資輸送道路指定路線の安全性を確保するため、段差抑制工事を進めていきます。	港湾局		・臨海部の緊急物資輸送道路指定路線の安全性を確保するため、段差抑制工事（対象：6工区）を完了しました。	B
			12	大地震等の発生により道路機能がなくなった場合でも、道路機能の早期回復のため、関係事業者との情報共有や防災訓練等による検証を通じて、道路機能の早期回復に向けた体制整備などを進めます。 また、災害時の迅速な救難・救助活動や円滑な援助物資の運搬などが行えるよう、道路の整備を推進します。	建設緑政局		・道路機能の早期回復体制の整備については、、川崎建設業協会、神奈川建設重機協同組合や占用企業者等と緊急輸送道路の確保が最優先であることを確認するとともに、各部署間の横方向の情報共有が重要であることとして机上訓練などを実施しました。 ・また、緊急輸送道路については、神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会でネットワーク路線の修正や被害状況の受電訓練を実施しました。 ・災害時の緊急輸送路等の確保、救援、救護活動や復旧など、防災や減災に寄与する幹線道路の整備については、道整備プログラムにより、苅宿小田中線などの都市計画道路約1.4kmと溝口駅南口駅前などが完成するとともに、事業中の33工区において道路築造工事や事業用地の取得を推進し、都市計画道路の計画延長（約306km）に対する整備済み延長は、67.8%（H26）から68.1%（R2）に、緊急輸送道路の計画延長（約207km）に対する整備済み延長は、84%（H26）から84.5%（R2）に進捗しました。	B

「川崎市国土強靭化地域計画」5か年の取組結果【一覧】

事前目標 リスクシナリオ 施策項目	項目番号	推進方針（個別事項）	所管局	参考となる重要業績指標（事前目標毎） （計画期間中の事業費はH28～R2決算額合計）	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
	13	橋りょうの耐震化については、阪神・淡路大震災以降、緊急輸送路などに架かる重要な橋りょう124橋について耐震対策は完了しましたが、災害に強いまちづくりをより一層、推進するためには、市民に密着した生活道路など、その他の橋りょうについても、大規模地震に備えた対応が必要であることから、引き続き、耐震対策を進めます。また災害時における道路啓開は、適宜啓開作業及び情報収集ができるよう防災訓練等を通じて国、県、建設業協会等関係機関との連携を図ります。	建設緑政局		・橋りょうの耐震化については、平成28（2016）年に策定した「川崎市橋梁耐震化計画」に基づき、主要な橋りょうで耐震性能が不足しているものや、防災上の観点から重要度の高い橋りょうを対象として、耐震対策を計画通りに実施し、耐震化率61%を達成しました。	B
	14	安全で快適な歩行空間の確保、都市防災機能の向上などの基本的な考え方のもと、重点化するエリアを設定するなどし、より一層円滑かつ効率的な無電柱化等の推進を図ります。	建設緑政局		・川崎市無電柱化整備基本方針に基づき、8路線（工区）で事業を進めました。（電線共同溝）	B
	15	大規模地震において、下水道の損壊により軌道や緊急交通路等が陥没し、交通の障害となることを防ぐため、軌道横断や緊急交通路等に布設されている重要な管きょについて、老朽管が多く、また、地盤の液状化が予想される川崎駅以南を集中的に耐震化を行ってきましたが、川崎駅以北についても耐震診断を行い、引き続き耐震化を推進していきます。	上下水道局		・川崎駅以南の地域の軌道横断や緊急輸送路等に布設されている重要な管きょについては、現場条件に合わせた施工方法の再検討などの影響により、一部路線で令和2年度中に耐震化が完了しなかったため、目標を下回りましたが、令和3年度の完了に向けて令和3年2月に再度発注を行い、現在は耐震化を完了しています。また、川崎駅以北の地域の重要な管きょについては、平成30年度中に耐震診断を完了し、耐震化工事に着手しました。	C
4 消防機能等の充実・強化	16	避難所に順次配備している消火ホースキットについて、取扱訓練等を通しての認知度を向上させるとともに、新たな設置場所の選定や自主防災組織資器材購入補助制度などの周知などを通じ、消火ホースキットの拡充を図ります。	消防局		・市内避難所176箇所への消火ホースキットの配備が完了しました。 ・自主防災組織等に対して継続的に訓練指導を実施しました。	B
	17	耐震性貯水槽を平成32（2020）年度末までに毎年5基ずつ整備するとともに、隣接都市と水利の利用に関する協定の締結に向けた検討を進め、水利充足率を95%まで引き上げます。	消防局		・当初目標である充足率95%以上を達成しました。（令和2年度：96.5%） ・引き続き新規設置事業を推進するとともに、今後は、老朽化した防火水槽の改修・補強工事について関係局と協議を実施し、改修計画を検討していきます。	B

「川崎市国土強靭化地域計画」5か年の取組結果【一覧】

事前目標	リスクシナリオ	施策項目	項目番号	推進方針（個別事項）	所管局	参考となる重要業績指標（事前目標毎）（計画期間中の事業費はH28～R2決算額合計）	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
			18	協力事業所・応援事業所制度を定め、消防団員確保対策を実施し、各種イベントや広報を通して消防団員の確保に努めます。	消防局		・各制度の周知及び拡充を図るとともに、報道メディア、消防フェア等の様々な機会を捉えて消防団広報を実施し、入団促進を行いました。 ・消防団員数 1,177人（H28.4.1）→1,092人（R3.4.1） ・消防団応援事業所 25対象（H28.4.1）→100対象（R3.4.1） ・消防団協力事業所 90対象（H28.4.1）→151対象（R3.4.1）	B
		5 災害対応力の向上	19	【1-1-2（項目8）再掲のため、内容省略】				
			20	平成28（2016）年度は、防災まちづくりモデル地区の検証を行い、平成29（2017）年度以降は、大きな焼失被害の発生が懸念される地区から毎年優先的に取り組む地区を抽出し、行政が働きかけ、地域住民と協働で地区防災まちづくり計画を策定し、地域住民が主体となった計画推進のフォローアップを行います。	まちづくり局		・平成28年度までの防災まちづくりモデル地区の検証を経て、平成29年度から毎年3地区を選定し、それぞれの地区で3年間の防災まちづくり支援を実施しました。 ・各地区で年4回ワークショップやイベント等を実施し、地域主体の防災活動を喚起して、自助・共助による災害に強いまちづくりを推進しました。 ・各地区では、ブロック塀の改修や消火資器材の購入といったハード面の取組や、避難困難者への支援や民間事業者との協定締結といったソフトの取組が地域主体で行われ、地域防災力の向上に寄与しました。	B
			21	防火・防災管理者講習会及び自衛消防業務講習会の情報を関係者に提供し、受講等を指導することで、大規模施設等における防災体制の強化を図ります。	消防局		・防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成及び自衛消防組織の設置等の届出並びに各届出に基づく防災管理業務の実施について指導することにより、大規模施設等における防災体制の強化を推進しました。	B

「川崎市国土強靭化地域計画」5か年の取組結果【一覧】

事前目標 リスクシナリオ 施策項目	項目番号	推進方針（個別事項）	所管局	参考となる重要業績指標（事前目標毎） （計画期間中の事業費はH28～R2決算額合計）	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生						
6 避難場所の確保	22	津波浸水が想定される区域において津波避難施設の指定拡充を行い、津波避難施設には、避難誘導に資する蓄光式標識や誘導看板等を設置します。	危機管理室 川崎区		・新たな津波避難施設の指定の取組を推進し、R2年度で合計104施設を指定、要避難者数約15万人に対し、津波避難施設で約15万人、津波避難場所を含めると約25万人分の収容人数分を確保しました。 ・津波避難施設において、迅速な避難が実現や周知等を行うため、標識や避難誘導に資する蓄光式の標識を設置しました。	B
7 防御施設の改良の推進	23	市内陸部への津波・高潮による浸水を防護すること及び操作作業員の安全を確保するため、迅速に防潮堤を閉鎖ができるよう、海岸保全施設（陸閘）の改良を推進します。	港湾局		・市内陸部への津波高潮からの浸水防護及び操作員の安全確保のため、迅速に防潮堤を閉鎖ができるよう、海岸保全施設（陸閘）の改良を39箇所中27箇所完了しました。	B
8 大規模津波等への対応力の向上	24	適切な避難に必要な避難場所・避難経路及び避難の判断に資する情報等を最新に更新するとともに、神奈川県津波浸水想定を踏まえて、津波ハザードマップを更新し、配布します。	危機管理室 川崎区 関係局		・津波避難場所・避難経路及び避難の判断等を考えてもらう機会を増やすため、津波ハザードマップを各種防災訓練や関係機関にて配布、また、川崎区への転入者への配布等を行いました。 ・津波ハザードマップは、新たな津波避難施設の追記等による情報の更新のため、H28年度・R2年度に改訂し、最新の情報を市民へ広く周知を行いました。 ・H30年度に津波ハザードマップ外国語版を発行し、公共施設や関係機関、宿泊施設等での配布を行い、広く周知を図りました。 （危機管理室、川崎区）	B
	25	津波警報等が発せられた場合に備え、情報の伝達、津波避難施設の開設、避難行動、災害時要援護者に対する支援及び水門等の点検・操作等に習熟するとともに、防災意識の高揚を図るための訓練を実施します。	危機管理室 川崎区 港湾局		・津波警報等が発せられた際の、情報伝達、津波避難施設の開設、避難行動の確認、防災意識の高揚を図るため、毎年川崎区内の小中学校等を活用し、津波避難訓練を実施しました。 ・津波避難訓練の実施時に、津波被害軽減研究の一環として、スマホアプリを活用した実証実験を行うと共に、津波防災講座を開催し、市民への津波情報への理解を深めるとともに防災意識の向上を図りました。 （危機管理室、川崎区） ・水門・陸閘操作依頼事業者による各自の操作・点検や、港湾局職員による陸閘閉鎖訓練を実施しました。また、台風・低気圧で高潮が予測される際、実際に電話・FAXでの情報伝達を実施しました。（港湾局）	B

「川崎市国土強靭化地域計画」5か年の取組結果【一覧】

事前目標 リスクシナリオ 施策項目	項目番号	推進方針（個別事項）	所管局	参考となる重要業績指標（事前目標毎） （計画期間中の事業費はH28～R2決算額合計）	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水						
9 浸水対策の推進	26	既存施設の適切な維持管理や雨水流出抑制施設の設置指導を今後も継続的に進めていきます。また、重点化地区の施設整備を進めるとともに、新たに重点化地区を抽出し、浸水対策を推進します。	建設緑政局 上下水道局		・平成25年度段階の重点化地区（大師河原、丸子、宮崎、馬絹、久末地区）における雨水管きょや貯留管などの整備により浸水対策を平成30年度に完了しました。 ・平成28年度に新たな重点化地区（三沢川、土橋、京町・渡田、川崎駅東口、大島、観音側地区）を選定し、このうち三沢川地区、土橋地区、京町・渡田地区の雨水管きょの整備に着手しました。	B
10 災害対応力の向上	27	今後想定される浸水被害のリスクに備えるため、従来の河川整備と併せ減災対策として、洪水ハザードマップを活用し、市民の危機管理意識の向上の啓発を進めます。	危機管理室 建設緑政局		・防災タブロイド誌「号外！備える。かわさき」等を活用し、ハザードマップを活用した適切な避難についての啓発を実施しました。 （危機管理室） ・水防法の改正に伴う新たな浸水想定区域図の公表を受け、全区の洪水ハザードマップを改定し、説明会を実施するとともに、区民祭等の機会を捉え、洪水ハザードマップの周知を行いました。（建設緑政局）	B
	28	「浸水実績図」の作成・公表を行うことにより、自助の促進に努めます。	危機管理室 上下水道局 建設緑政局		・浸水実績図を作成、公表することにより、自助の促進に努めました。（危機管理室、建設緑政局、上下水道局）	B
	29	消防局では、ポンプ機能を有した車両等の整備について、車両更新計画に基づき計画的な整備を推進し、車両配備に伴う運用計画等の見直しを図ります。	消防局		・平成28年度から令和2年度の間に、消防、救急車両、特殊車両等を計画的に更新しました。（消防自動車等71台）	B

「川崎市国土強靱化地域計画」5か年の取組結果【一覧】

事前目標 リスクシナリオ 施策項目	項目番号	推進方針（個別事項）	所管局	参考となる重要業績指標（事前目標毎） （計画期間中の事業費はH28～R2決算額合計）	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等の発生や情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生						
11 各種大規模災害への避難対策の推進	30	災害発生後迅速な対応が図れるように、引き続き避難施設（市立小・中学校等）の維持・管理を行います。	危機管理室 各区 教育委員会		・市立学校175校については、校舎・体育館等の施設設備の維持・管理を継続して実施しました。（教育委員会） ・防災備蓄倉庫の維持管理を実施しました。 ・災害時に避難所として速やかに使用可能となるよう、毎年、施設管理者と連携して避難施設の情報共有を行い、避難所運営訓練等を通じて、各種設置訓練や動作確認等を実施しました。 （危機管理室、各区）	B
	31	火山噴火時における降灰対策や、周辺自治体との連携体制及び避難者対策について、検討を行い体制の整備を推進します。	危機管理室		・平成28年3月修正を行った地域防災計画（風水害対策編）に火山災害対策の項目を新設し、国の火山防災対策会議の検討状況等を注視しながら、毎年度地域防災計画の修正の必要性について検討しました。	B
	32	災害時要援護者支援制度などを活用した共助の取組による、避難支援や安否確認などを推進します。	健康福祉局 危機管理室 各区		・毎年、新たに要援護者となる可能性のある方へダイレクトメールを発送し、制度の広報及び登録勧奨を実施しました。 ・令和2年度制度登録者数　5,374人 （健康福祉局） ・各区で実施する総合訓練や講座、イベント等における避難支援訓練の実施及び様々な機会を通じての啓発冊子の配布による制度周知を行いました。（危機管理室） ・区内での訓練や講座等の機会を通じて、継続的に制度周知を実施しました。また、町内会・自治会、自主防災組織等の支援組織における支援体制の充実を推進することができました。（各区）	B

「川崎市国土強靭化地域計画」5か年の取組結果【一覧】

事前目標 リスクシナリオ 施策項目	項目番号	推進方針（個別事項）	所管局	参考となる重要業績指標（事前目標毎） （計画期間中の事業費はH28～R2決算額合計）	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
12 災害情報伝達体制の整備の推進	33	土砂災害警戒区域や津波浸水予測地域等に同報系防災行政無線屋外受信機を増設するとともに、住民組織等への周知による、戸別受信機の利用を促進します。	危機管理室		・土砂災害警戒区域及び音声の到達しづらい地域へ屋外受信機を計26基増設し、音声到達範囲を拡充しました。 ・アナログ式屋外・戸別受信機のデジタル化を実施しました。	B
	34	メールニュースかわさき、Twitter、防災アプリ等を用い、大規模災害に関する情報などの広報を行うとともに、市民が必要とする情報を選定し、情報提供体制を整備し、訓練等による検証を通じて体制の強化をしていきます。	危機管理室		・市が運営する、市ホームページ、メールニュースかわさき等の情報伝達手段に加え、Lアラート（災害情報共有システム）やシステム連携により、テレビ、ラジオ、民間ポータルサイト、民間アプリ等のメディアからも災害情報を入手できるよう環境を整備し、運用しました。 ・訓練や講座等の様々な機会を通じ、災害時の情報入手手段等について啓発しました。	B
	35	情報収集・伝達能力の向上のため、総合防災情報システムの機能強化を行うとともに、次期システム導入の検討を行います。	危機管理室		・平成21年3月から稼動している旧・総合防災情報システムにて顕在化した課題を解決するため、次期システムの導入に向けた計画の策定と開発を進めました。	B
13 災害対応力の向上	36	各種ハザードマップや防災啓発冊子などを活用して、各種災害の危険性や対応方法などについて啓発を実施していきます。	危機管理室		・「ぼうさい出前講座」や各種イベント等を通じて防災啓発冊子や各種ハザードマップを配布し、災害ごとの危険性や避難方法等について周知し危機意識の向上と啓発を推進しました。 ・（参考）計画期間中のぼうさい出前講座実施数：約600回	B
	37	擁壁改修等の宅地防災工事や擁壁の補強・補修等の宅地減災工事にかかる工事費の一部に対して助成を行い、老朽化した擁壁等の倒壊などの防止対策を進めます。	まちづくり局		・計画期間で当該助成制度を活用した擁壁の改修工事等を14件実施しました。	B

「川崎市国土強靭化地域計画」5か年の取組結果【一覧】

事前目標 リスクシナリオ 施策項目	項目番号	推進方針（個別事項）	所管局	参考となる重要業績指標（事前目標毎） （計画期間中の事業費はH28～R2決算額合計）	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）。						
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止						
14 物資供給体制の整備の推進	38	小売店等と締結している「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」について、継続的に訓練等を通じた検証を行い、協定の実効性を維持・強化していきます。	経済労働局	●広域的支援物資輸送訓練実施箇所 ・実施済み、継続実施 ●道路斜面等の要対策箇所の耐震化率 【事前目標1再掲】 ●防災上重要な道路に架かる橋りょうの耐震補強完了率 （Ⅱ期）【事前目標1再掲】	・協定締結先に対し、災害時の緊急連絡先の確認や、食料等生活必需物資の4月1日現在の在庫量調査を継続して実施しました。 ・協定締結先のうち、5団体に対し情報伝達訓練を実施しました。 ・3事業者と新たな協定を締結しました。	B
	39	北部市場内の卸売業者等12社と締結している「災害時における生鮮食料品等の供給、輸送及び荷役作業に関する協定」について、南部市場の卸会社等にも拡充を図ります。	危機管理室 経済労働局	●都市計画道路進捗率【事前目標1再掲】 ●緊急輸送道路の整備率【事前目標1再掲】 ●上水道の基幹管路の耐震化率 ・75%（H26）→79.3%（R2） ［目標：78%（H30）］ （計画期間中の事業費：117,415千円） ●応急用食料の充足率（市備蓄計画による） ・実施済み、現状維持 ●開設不要型応急給水拠点の整備率 ・7.6%（H26）→55.2%（R2） ［目標：100%（R5）］ （計画期間中の事業費：106,527千円）	・「災害時における生鮮食料品等の供給、輸送及び荷役作業に関する協定」について、南部市場の卸会社等と協定を締結するなど拡充を図りました。また、災害時における協定の実行性の確保に向けて、関係局と意見交換・検討を実施しました。（経済労働局） ・南北市場について、市場機能を早期に回復させる必要があることから物資拠点としての利用が限定されることがわかり、補完施設や代替施設等の可能性を検討するため、災害時物流検討会の立ち上げに向けた調整を行いました。（危機管理室）	B
	40	協定締結先等に対し、災害時の緊急連絡先の確認を実施し、情報を更新することにより、協力体制の維持を図ります。	危機管理室 経済労働局 各局区	●消防団車両におけるMCA無線機の整備率 ・48.1%（H27）→100%（R2） ［目標：100%（H29）］ （計画期間中の事業費：22,570千円） ●消防署所の耐震化率【事前目標1再掲】 ●消防救急無線のデジタル化整備 ・実施済み、現状維持 ●帰宅困難者一時滞在施設 ・44箇所（H27）→53箇所（R2） （計画期間中の事業費：20,988千円） ●都市再生安全確保計画及びエリア防災計画を策定した地域数 ・2箇所（H27）→3箇所（R2） ［目標：3箇所（R2）］	・協定締結先に対し、災害時の緊急連絡先の確認や、食料等生活必需物資の4月1日現在の在庫量調査を継続して実施しました。 ・協定締結先と情報伝達訓練を実施し、連携を強化しました。 ・3事業者と新たな協定を締結しました。（経済労働局） ・災害時協定の緊急連絡先の定期的な更新により、災害時協定の実効性を維持しました。 ・協定締結団体との各種訓練を適宜実施し、市と事業者、及び事業者同士間の連携体制・情報共有体制の強化を推進しました。（危機管理室）	B
	41	国土交通省及び関係機関と協議を行うとともに、各種訓練等を通じ、連携強化を図ります。	危機管理室 関係局	●災害拠点病院におけるDMAT保有率 ・100%、現状維持	・川崎市総合防災訓練において、災害時応援協定を締結している事業者参加のもと、物資受入・輸送訓練を実施しました。また、避難所開設訓練においても協定締結先事業者と連携して、救援物資搬送訓練を実施しました。	B

「川崎市国土強靭化地域計画」5か年の取組結果【一覧】

事前目標 リスクシナリオ 施策項目	項目番号	推進方針（個別事項）	所管局	参考となる重要業績指標（事前目標毎） （計画期間中の事業費はH28～R2決算額合計）	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
15 道路の確保等の推進 【再掲】	42	【1-1-3（項目10～15）再掲のため、内容省略】		●災害拠点病院の耐震化率【事前目標1再掲】 ●下水道BCP策定 ・策定済み、現状維持		
16 災害用備蓄の整備	43	公的備蓄の適切な管理等を行うとともに、自助・共助による備蓄の促進に向けた啓発を行います。	危機管理室	●予防接種法に基づく予防接種麻しん・風疹ワクチンの接種率 ①第1期　98.6%（H26）→99.2%（R2） ②第2期　91.6%（H26）→95.1%（R2） ［目標：各期95%（毎年度）］ （計画期間中の事業費：1,496,109千円）	・備蓄計画に基づく、必要物品の購入を適切に進めてきたほか、避難所運営会議や防災訓練の機会を捉えた年一度以上の備蓄倉庫の点検により、備蓄品の適正な管理を行いました。 ・また、各種防災啓発冊子を活用した市民への周知や、ぼうさい出前講座等による啓発活動を実施しました。	B
	44	地階を除く階数10以上で共同住宅の用途に供するもの（共同住宅以外の用途を併用する場合を含む。）を対象に、各年度10棟程度に対して適合証を交付することを目標として、震災対策用施設の整備に努めるよう周知・普及啓発を図ります。	まちづくり局		・本要綱の手続きにおいて、高層集合住宅の事業計画時や既存のマンション管理組合に対して説明する等、積極的に制度の広報を実施したことにより、平成28年度から令和2年度までの5年間の取組実績として、マンション36棟に対し整備基準適合証を交付しました。	B
17 上水道施設等の耐震化の推進	45	管路の耐震化を進めるとともに、配水池・配水塔や供給ルートの耐震化が完了した小中学校に開設不要型応急給水拠点の整備を進めます。	上下水道局		・配水池・配水塔に併設した開設不要型応急給水拠点については、配水池、配水搭の耐震化に合わせて計画期間中に4箇所を整備し、7箇所の整備を完了しました。 ・供給ルートの耐震化が完了した市立小中学校の開設不要型応急給水拠点については、計画期間中に71校を整備し、89校の整備を完了しました。	B
	46	2池以上ある配水池・配水塔に緊急遮断弁を設置し、災害時の水道水として確保します。	上下水道局		・2池以上ある配水池・配水塔に緊急遮断弁を設置し、災害時の水道水として35日分を確保しました。	B

「川崎市国土強靭化地域計画」5か年の取組結果【一覧】

事前目標 リスクシナリオ 施策項目	項目番号	推進方針（個別事項）	所管局	参考となる重要業績指標（事前目標毎） （計画期間中の事業費はH28～R2決算額合計）	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
2-2 消防等の被災等により、救助・救急活動等の絶対的不足						
18 災害対応の体制・資機材の充実	47	関係機関と連携した訓練を定期的に実施していくとともに、必要に応じて応援・受援計画等の見直し等を図ります。	危機管理室 各区 関係局		・各種防災訓練や防災イベントの開催、防災啓発冊子の配布や区ホームページにおける広報を通じて、大地震等の発生時における応急手当に関する技能普及を啓発しました。（危機管理室、各区） ・災害時物流について、物流拠点のあり方や拠点運営のための具体的なマニュアルの作成のため、令和3年度に設置予定の災害時物流検討会の設置に向けた調整を行いました。（受援班） ・九都県市広域防災プラン及び各種マニュアルの見直しを九都県市で実施しました。また本市において、受援マニュアル策定し、訓練等を通じて検証を行いました。（危機管理室）	B
	48	消防団で使用する資機材を整備するとともに、それらの資機材を備蓄するためのスペースなどの確保を推進します。	消防局		・平成28年度から令和2年度の間に、更新基準に基づき計画的に消防団車両10台を更新しました。 ・消防団装備の充実強化を図るため計画的に資機材を配備しました。	B
	49	九都県市合同による総合防災訓練や図上訓練等の計画的な実施を通じて、災害対応力の強化に取り組みます。	危機管理室		・川崎市総合防災訓練において、陸上自衛隊・県警・市消防等各実動機関と連携して救出救助訓練を実施し、災害対応力の強化に努めました。 ・各年で実施される九都県市と連携する地震災害を想定した図上訓練について継続的に実施し、関係機関との連携強化を図りました。 ・風水害を想定した図上訓練についても、今後とも精力的に実施していきます。	B
19 消防署所等の施設整備の推進	50	消防署所等の耐震整備が完了したことから、老朽化した庁舎の改修・改築整備を計画的に進めていきます。	消防局		・各本署の耐震整備を終えていることから、老朽化した消防出張所、消防団器具置場等について計画的な改築等整備を行いました。	B
20 道路の確保等の推進【再掲】	51	【1-1-3（項目10～15）再掲のため、内容省略】				

「川崎市国土強靭化地域計画」5か年の取組結果【一覧】

事前目標 リスクシナリオ 施策項目	項目番号	推進方針（個別事項）	所管局	参考となる重要業績指標（事前目標毎） （計画期間中の事業費はH28～R2決算額合計）	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶						
21 燃料確保の促進	52	市庁舎、消防署、災害拠点病院など災害対策上の重要な施設については、県と石油連盟との協定に基づく優先的な供給体制整備ができていますが、より円滑な調達ができるように対象施設の見直しや運用方法の確認などを進めていきます。	危機管理室 関係局区		・各種協定に基づき、石油連盟及び石油業協同組合と円滑な情報伝達、燃料供給に必要な各種情報を共有しました。 ・石油燃料の確保に関する連絡協議会に参加し、資源エネルギー庁、石油連盟、全石連及び各自治体の認識を共有しました。	B
	53	神奈川県石油業協同組合（市内3支部）との協定に基づき、災害時の燃料供給体制の整備に向けて、引き続き調整等を進めていきます。	危機管理室		・神奈川県石油業協同組合川崎支部との協定に基づき、毎年連絡会を開催し、課題に対する意見交換や情報共有を行い、連携強化を推進しました。	B
22 災害拠点病院における電力供給体制の確保	54	建築後16年を経過した市立川崎病院では、エネルギーセキュリティの更なる向上に向けた取組を行います。また、災害時のエネルギー確保策や、エネルギー供給設備の効果的な更新方法を検討し、災害に強い病院づくりを図ります。	病院局		・「川崎病院医療機能再編整備基本計画」（平成30年3月）にそって、地下に集中する熱源・電源設備等の浸水対策の実現や計画的・効率的な更新に向け、エネルギーサービス事業者を選定し、設計、工事を順次進めてきました。	B
	55	市立川崎病院については、地下の水没時でも災害拠点病院として最低限のエネルギー供給を維持するため、今後、非常用発電用オイル配管設備改修工事を施工し、地下に設置されている燃料移送ポンプ及び関連配管、制御電源等の一部を地上に移設を行います。また、その他の熱源設備等の機能維持についても、引き続き対策を検討していきます。	病院局		・「川崎病院医療機能再編整備基本計画」（平成30年3月）にそって、地下に集中する熱源・電源設備等の浸水対策の実現や計画的・効率的な更新に向け、エネルギーサービス事業者を選定し、設計、工事を順次進めてきました。	B
23 道路の確保等の推進【再掲】	56	【1-1-3（項目10～15）再掲のため、内容省略】				
2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足						
24 帰宅困難者向けの備蓄の確保	57	主要駅を中心に、飲料水や防寒シート等の備蓄を進めていきます。	危機管理室 関係局区		・臨海部及び主要駅付近の一時滞在施設に対して食料等の備蓄物資の計画的な配備を実施しました。	B
25 帰宅困難者の受入体制の確保	58	1日あたりの乗降客数が30万人以上の市内主要駅において、都市再生確保促進計画に準じたエリア防災計画を策定し、災害時における駅前滞留者による混乱の抑制に向けたソフト面及びハード面での対策を進めます。	危機管理室 関係局区		・ソフト面については、主要駅においては、エリア防災計画を策定し、着実に帰宅困難者対策の下地を固めてきました。また計画に基づく訓練の実施等により、実践的な対策を推進しました。 ・ハード面については、以前より配備している帰宅困難者対策用無線機の計画的な更新を行いました。備蓄物資については、備蓄計画に定められている品目の計画的な購入を継続して実施し、令和2年度においては感染症対策を踏まえた物資の購入及び配備を実施しました。	B

「川崎市国土強靭化地域計画」5か年の取組結果【一覧】

事前目標 リスクシナリオ 施策項目	項目番号	推進方針（個別事項）	所管局	参考となる重要業績指標（事前目標毎） （計画期間中の事業費はH28～R2決算額合計）	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
2-5 被災等により、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺						
26 災害時における医療体制の整備の推進	59	市内の被害想定を精査し、平時から災害医療コーディネーター、医療関係団体等に意見を聞きながら、必要な場所に医療救護所を設置するなど、実効的な医療救護体制の整備を進めます。	健康福祉局		・災害医療コーディネーター会議を定期的に開催し、災害医療コーディネーターや関係団体と議論・検討することにより、災害時の医療救護体制の充実・強化を図ることができました。 ・また、医療救護所については、適時・適切な場所に設置できるよう各区で行われる訓練などを通して、随時連携を図ることができました。	B
	60	広域的な情報発信ができるEMISの操作習熟を進めます。また、積極的に他都市との訓練、研修等を行うなどして、相互の応援体制が円滑に進むよう、取組を進めます。	健康福祉局		・災害時の情報発信ができるよう情報管理に関する各種研修を定期的に企画・実施し、災害時の情報管理に関するスキルを向上することができました。 ・神奈川県や横浜市、相模原市との災害時の情報伝達訓練を実施し、災害時の他都市との情報伝達について確認を行うことができました。また、他都市から本市で行っている訓練を見学していただき、意見交換を行うなど連携を深めることができました。	B
	61	市内の各医療機関が、地域で求められている具体的な役割を平時から共有し、その役割を災害時に円滑に発揮できるよう、連携を図ります。また、医療機関のみならず、傷病者の搬送を行う関係機関とも連携を図ります。	健康福祉局		・市内医療機関向け会議などに出席し、災害時医療提供体制について周知を行うとともに、災害時病院連携訓練を定期的に実施し、市内病院と保健医療調整本部の連携体制の実効性を検証し課題を抽出することができました。また、その課題に対して、訓練の中で解決策を実践することによりし、実効性を確認することができました。 ・重傷者等の搬送について、消防局や神奈川県等と協議を行い、円滑に進められるよう調整を図りました。	B
	62	訓練等を通じ、市内関係機関との間で、円滑な医薬品等の供給・受援体制をとるための取組を推進します。併せて、市内から直ちに供給することが難しい場合を想定し、神奈川県等への要請手続も円滑に進むよう、準備を行います。	健康福祉局		・発災時における円滑な医薬品供給について協議し、川崎市から神奈川県を通じて神奈川県医薬品卸売協会に依頼することを3者で共通認識をもつことができました。 ・発災後3日間の超急性期に必要となる医薬品の行政備蓄について、川崎市薬剤師会と業務委託契約を締結し、市内20箇所の川崎市薬剤師会会員薬局の協力を得ることで、災害時に使用する医薬品を当該薬局で備蓄する取り組みを始めました。	B
27 災害拠点病院等の耐震化の促進	63	民間の災害拠点病院の整備の状況を注視するとともに、各災害拠点病院と密に連携します。	健康福祉局		・県が指定する災害拠点病院の状況について、県、災害拠点病院、災害医療コーディネーターと連携を密にし、情報収集することができました。また、風水害における災害拠点病院の役割などについても合わせて協議・連携することができました。	B
28 道路の確保等の確保の推進【再掲】	64	【1-1-3（項目10～15）再掲のため、内容省略】				

「川崎市国土強靭化地域計画」5か年の取組結果【一覧】

事前目標 リスクシナリオ 施策項目	項目番号	推進方針（個別事項）	所管局	参考となる重要業績指標（事前目標毎） （計画期間中の事業費はH28～R2決算額合計）	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
2-6 被災地における疾病・感染症等の大規模発生						
29 下水道施設の耐震化の推進	65	下水道幹線等の重要な管きょや被災時にも機能確保が重要となる水処理センター・ポンプ場の揚水機能や消毒機能等について、耐震化や耐震診断を推進します。	上下水道局		・川崎駅以南の地域の軌道横断や緊急輸送路等に布設されている重要な管きょについては、現場条件に合わせた施工方法の再検討などの影響により、一部路線で令和2年度中に耐震化が完了しなかったため、目標を下回りましたが、令和3年度の完了に向けて令和3年2月に再度発注を行い、現在は耐震化を完了しています。また、川崎駅以北の地域の重要な管きょについては、平成30年度中に耐震診断を完了し、耐震化工事に着手しました。 ・水処理センター・ポンプ場については、大規模地震時にも、運転を継続するため、開口部の閉塞等の耐震補強を実施し、施設の運転制御機器が集約されている管理棟の耐震化を令和元年度に完了しました。さらに、市街地において下水が滞留・溢水しないように、水処理センター・ポンプ場の被災時に流入する汚水を排除する機能（揚水機能）の確保に向けた取組を推進しました。	C
30 災害用トイレ対策の推進	66	災害発生時の下水機能の不全に備え、災害用トイレの備蓄や避難所となる学校のトイレの活用の検討を進めており、今後とも多様なリスクに対応できる複合的な災害時のトイレ対策を進めていきます。また、避難所の円滑な運用のため、避難所におけるトイレの管理運用について協議を進めていきます。	危機管理室 環境局 上下水道局		・防災イベントや防災講座等で、マンホールトイレや携帯トイレの設置や広報等を行い、災害時や平時からの備蓄に関する啓発活動を行いました。 ・災害時のトイレ対策検討会議等を開催し、関係部署等と災害時や平時からのトイレ対策について、検討を行いました。（危機管理室、各区、上下水道局） ・避難所となる小中学校への備蓄倉庫へ仮設トイレ組立式を195基、簡易トイレ組立式を約1,000個、携帯トイレ（汚物処理袋）を約120万枚追加備蓄しました。また、防災訓練や各種イベント等にて、家庭での携帯トイレの備蓄啓発を行いトイレ対策を充実させました。（環境局）	B
31 平時からの予防接種の促進	67	感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種法に基づく予防接種を促進します。	健康福祉局		・予防接種台帳管理システムを活用した定期予防接種の対象者への個別通知等による予防接種の勧奨・周知の実施、さらに、接種期限の近い対象者へは再勧奨の実施、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、規定時期に予防接種を受けれなかった方を救済するための定期予防接種の延長制度を創設・制度の周知を行い、接種率の維持、向上に取り組みました。	B

「川崎市国土強靭化地域計画」5か年の取組結果【一覧】

事前目標 リスクシナリオ 施策項目	項目番号	推進方針（個別事項）	所管局	参考となる重要業績指標（事前目標毎） （計画期間中の事業費はH28～R2決算額合計）	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。						
3-1 市役所及び地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下						
32 防災拠点等の耐震化の推進	68	【1-1-1（項目1）再掲のため、内容省略】		●公共建築物の耐震化【事前目標1再掲】 ●市立小・中学校の耐震化率【事前目標1再掲】 ●災害拠点病院の耐震化率【事前目標1再掲】 ●社会福祉施設の耐震化率【事前目標1再掲】 ●消防署所の耐震化率【事前目標1再掲】 ●業務継続計画（震災対策編）の策定及び見直し ・策定済み（R2年度見直し完了）		
	69	地震対策の重点地域である川崎駅以南の地域の重要な下水道管きょについて引き続き耐震化を行うとともに、川崎駅以北の重要な下水道管きょについても耐震診断を推進します。	上下水道局		・川崎駅以南の地域の防災拠点等と水処理センターとを結ぶ重要な管きょについては、耐震化をR2年度に完了しました。また、川崎駅以北の地域の重要な管きょについては、H30年度中に耐震診断を完了し、耐震化工事に着手しました。	B
33 業務継続体制の整備・充実	70	業務継続計画に基づく研修・訓練等により、計画の実効性の検証を行い、適宜、計画の改定を行うことで、初動体制・応急体制の充実を図ります。	危機管理室 関係局区		・各局室区にて様々な内容の研修・訓練を実施し、それを踏まえて各所属の災害対応マニュアルの改訂等を行うことにより、本市における初動体制・応急体制の充実を推進しました。 （危機管理室、各局室区） ・令和2年度には、過去の被災地派遣や令和元年東日本台風での災害対応の検証を踏まえ、計画の対象となる災害の範囲や発動基準、非常時優先業務の考え方等について抜本的な見直しを図り、本市の業務継続計画を震災対策編から自然災害対策編へと改訂しました。 （危機管理室）	B
34 長期電源途絶等に対する対応の推進	71	災害対応の拠点となる施設（市庁舎、消防署、災害拠点病院等）については、自家用発電機設備を有していますが、老朽化等に伴う施設の改修に合せて長時間稼働が可能となる設備の更新や再生可能エネルギーの導入などの検討を行います。	総務企画局 教育委員会 各局区		・平成29年度に完成した新本庁舎の基本設計において、新本庁舎は非常用電源に加え、ガスコージェネレーションシステム等による供給電源の多重化を図ることで、商用電源のバックアップを行うとともに、第3庁舎への電力融通を可能とし、災害対策活動の中枢拠点としての業務継続性を確保することとしております。 ・当初の計画から変更があったものの、令和2年4月に旧本庁舎地下解体工事が予定どおり完了しました。続いて、新本庁舎の新築工事に着手しました。	B

「川崎市国土強靭化地域計画」5か年の取組結果【一覧】

事前目標 リスクシナリオ 施策項目	項目番号	推進方針（個別事項）	所管局	参考となる重要業績指標（事前目標毎） （計画期間中の事業費はH28～R2決算額合計）	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
	72	震災発生時に停電になる可能性があることを踏まえ、避難所となる学校施設の体育館等への電力供給を目的として灯油を燃料とする非常用発電機を整備します。	総務企画局 教育委員会 各局区		・令和元年度に対象校全校の整備を完了しました。 ・今後は適切な施設の維持・管理に努めます。	B
35 バックアップ体制の整備	73	多摩防災センターでの訓練等を実施し、災害時の対応力の強化を図ります。また、必要となる情報通信機器の老朽化に伴う更新を進めていきます。	危機管理室		・多摩防災センターで対応可能となる災害対応の内容について検討しました。 ・多重系無線及び代行局の更新工事を実施しました。 ・デジタル移動系無線再整備に向けた取組を推進しました。	B
36 他自治体等との連携強化	74	大規模災害発生時において、他都県市、民間企業、各種団体等の協力が必要と認められる場合は、相互応援協定等により速やかに協力を要請し、広域的な応援による迅速な災害対策を実施します。また、情報交換や訓練等を行い連携体制の強化を推進します。	危機管理室 関係局区		・九都県市地震防災・危機管理対策部会の定例会に出席し、情報交換や連携体制の強化を継続して推進しました。また、令和2年度においては、九都県市広域防災プラン及び各種マニュアルの見直しを九都県市で実施しました。 ・九都県市合同の防災訓練や図上訓練を継続して実施し、広域連携の検証を実施しました。	B
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。						
4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止						
37 情報通信機能の耐震性の強化等	75	総合防災情報システムについては、インターネットデータセンターに移設し運用しており、引き続き適切な運用を行っていきます。	危機管理室 総務企画局 関係局区	●Lアラートの導入状況 ・導入済み、現状維持 ●デジタル無線機の整備進捗率 ・12.46%（H27）→87.2%（R2）［目標：100%（R2）］ （計画期間中の事業費：293,851千円）	・データセンターの活用により、総合防災情報システムの可用性を確保しました。 （危機管理室） ・総合防災システム等の24時間365日稼働を前提とするシステムについては、災害時にも市民サービスの低下を招くことがないよう、耐震構造を備え、電力を複数系統から引き込み、更に大容量の燃料を備蓄した自家発電装置を備えるなど、高度な防災対策を施したインターネットデータセンターに設置しています。 （危機管理室、総務企画局）	B
38 長期電源途絶等に対する対応の推進【再掲】	76	【3-1-34（項目71、72）再掲のため、内容省略】				

「川崎市国土強靭化地域計画」5か年の取組結果【一覧】

事前目標 リスクシナリオ 施策項目	項目番号	推進方針（個別事項）	所管局	参考となる重要業績指標（事前目標毎） （計画期間中の事業費はH28～R2決算額合計）	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態						
39 情報提供方法の代替手段の確保等	77	テレビ、ラジオ以外の様々なメディアにも情報提供できるよう、Lアラートによる情報配信を行うとともに、デジタルサイネージ（河川情報表示板等）を活用した情報配信の検討を進めています。	危機管理室 総務企画局		・令和元年東日本台風の際などに、Lアラートを利用するテレビ、大手ポータルサイト、民間の防災アプリ等から、避難情報や開設避難所情報を配信しました。 （危機管理室） ・河川情報表示板で、災害や防災に係る情報等について配信しました。また、平成30年度の帰宅困難者訓練においては、北口スクリーンを活用し情報配信を実施しました。（シティプロモーション推進室）	B
	78	メールニュースかわさき、Twitter、防災アプリ等を用い、大規模災害に関する情報などの広報を行うとともに、市民が必要とする情報を選定し、情報提供体制を整備し、平時から訓練等による検証を通じて体制の強化を進めていきます。	危機管理室		・市が運営する市ホームページやメールニュースかわさき等の情報伝達手段に加え、Lアラート（災害情報共有システム）やシステム連携により、テレビ、ラジオ、民間ポータルサイト、民間アプリ等のメディアからも災害情報を入手できるよう環境を整備し、運用しました。	B
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。						
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下						
40 個別企業BCPの策定の促進	79	川崎商工会議所等経済団体と協力するなどして、企業のBCP策定推進に向けて普及・啓発を行うとともに、BCP策定及び見直しのための支援を行います。	経済労働局	●防災上重要な道路に架かる橋りょうの耐震補強完了率（Ⅱ期）【事前目標1再掲】 ●道路斜面等の要対策箇所の対策率【事前目標1再掲】 ●都市計画道路進捗率【事前目標1再掲】 ●緊急輸送道路の整備率【事前目標1再掲】 ●広域物資拠点 ・1箇所（北部市場を指定） ●災害時における燃料の供給協力に関する協定 ・神奈川県石油業協同組合…3支部 ・神奈川エルピーガス協会…2支部 ●臨海部防災対策計画の策定・見直し ・策定済み（H29年度計画修正）	・当該計画期間においては、企業のBCP策定推進に向けた周知・啓発を主たる事業として行ってきましたが、令和2年度においては、実効性の強化を図るため、補助金制度を創設しました。 ・中小企業におけるBCPの策定率は未だに低迷しているので、今後も引き続き、啓発をはじめとする策定促進を行います。	B
41 川崎港地震発生時の震後行動計画の策定等の実施	80	訓練等を実施し、結果の検証を行いより実効性のある計画へ修正します。	港湾局		・港湾局における危機管理マニュアルを毎年精査・検証し、適宜改定を行いました。 ・行動計画に基づき、図上訓練、実地訓練など手法や訓練対象を随時見直しながら実施しました。	B
42 道路の確保等の推進【再掲】	81	【1-1-3（項目10～15）再掲のため、内容省略】				

「川崎市国土強靭化地域計画」5か年の取組結果【一覧】

事前目標 リスクシナリオ 施策項目	項目番号	推進方針（個別事項）	所管局	参考となる重要業績指標（事前目標毎） （計画期間中の事業費はH28～R2決算額合計）	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止						
43 民間施設の耐震化等の支援の推進	82	特定建築物の耐震化を促進するため、耐震改修助成制度を継続的に行います。	まちづくり局	●石油タンクの耐震基準への適合率 ①1000kl以上100%（H27）→現状維持 ②500kl以上63.7%（H28）→100%（R2）現状維持 ●川崎港における首都直下地震発生時の震後行動計画の策定 ・策定済み、現状維持 ●国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾における港湾の事業継続計画の策定 ・策定済み、現状維持 ●海岸堤防等の整備率（市管理用地箇所）【事前目標1再掲】	・「川崎市耐震改修促進計画」の目標年度である令和2年度までに、特定建築物の耐震化率95%と定めた目標について、令和2年度末に95.2%となると推計され、目標を達成しました。 【5ヶ年の実績（H28～R2）】 ・特定建築物等耐震改修等事業助成制度は、耐震診断4件、耐震設計1件、耐震改修4件を実施 ・耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度は、耐震診断96件、耐震設計7件、耐震改修8件を実施 ・耐震診断義務化沿道木造建築物診断士派遣制度は、耐震診断27件を実施	B
44 石油コンビナート等防災訓練の実施	83	石油コンビナート災害警防活動指針に基づく訓練を実施し、コンビナート地域における災害対応力の強化を図ります。	消防局		・石油コンビナート災害警防活動指針に基づき、自衛消防隊等と連携した訓練を実施し、コンビナート地域における災害対応力の強化を推進しました。	B
45 道路の確保等の推進【再掲】	84	【1-1-3（項目10～15）再掲のため、内容省略】				

「川崎市国土強靭化地域計画」5か年の取組結果【一覧】

事前目標 リスクシナリオ 施策項目	項目番号	推進方針（個別事項）	所管局	参考となる重要業績指標（事前目標毎） （計画期間中の事業費はH28～R2決算額合計）	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
5-3 石油コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等						
46 石油コンビナート等防災計画の見直し等の実施	85	神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正を踏まえて、臨海部防災対策計画を見直し、引き続き臨海部の防災対策を推進します。	危機管理室 臨海部国際戦略本部 港湾局 経済労働局 消防局 川崎区		・神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正を踏まえ、平成29年度、令和2年度に臨海部防災対策計画を修正し、市民や事業所へ周知しました。 ・神奈川県石油コンビナート防災本部図上訓練に参加し、連絡体制の強化を行いました。 ・臨海部広域防災訓練を実施し、実動訓練として、船舶等を活用した孤立化対策訓練の実施、情報受伝達訓練として、メーリングリストや県石油コンビナート防災相互無線を活用した訓練を実施し、関係機関等と、災害時の対応確認・連携強化を推進しました。 （危機管理室、臨海部国際戦略本部） ・川崎臨海部広域防災訓練への参加をとおして、臨海部の防災対策を推進しました。 （港湾局） ・神奈川県石油コンビナート防災本部図上訓練に参加し、連絡体制の強化を行いました。 ・川崎臨海部広域防災訓練へ参加し、臨海部の防災対策を推進しました。（消防局） ・川崎臨海部広域防災訓練に参加し、災害時における対策を推進しました。（経済労働局）	B
	86	コンビナート災害用の補完体制計画が策定された時点で、補完先で必要となる仮設機能設備を準備するとともに整備推進し、必要に応じて警防計画の見直しを図ります。	消防局		・不足する消防力の補完体制については、共同防災隊の応援要請や、受援計画に基づく県内外の消防隊の応援要請、大容量放射システムの要請について事業所と連携することとして取組を完了しています。	B
47 コンビナート関連施設の耐震化等	87	石油コンビナート等防災計画に基づき適切な指導を図ります。	消防局		・毎年実施している特別立入検査や講習会の機会を通じて、石油コンビナート等防災計画に基づく予防対策を特定事業所に対し指導しました。	B
48 石油コンビナート等防災訓練の実施【再掲】	88	【5-2-44（項目83）再掲のため、内容省略】				

「川崎市国土強靭化地域計画」5か年の取組結果【一覧】

事前目標 リスクシナリオ 施策項目	項目番号	推進方針（個別事項）	所管局	参考となる重要業績指標（事前目標毎） （計画期間中の事業費はH28～R2決算額合計）	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響						
49 海上輸送拠点の耐震化等の促進	89	千鳥町7号係船桟橋の耐震改修及び川崎港海底トンネルの耐震性・止水性向上等、安全性の強化を図ります。	港湾局		・千鳥町7号係船桟橋の耐震化に向けて、背後護岸の地盤改良を完了しました。 ・川崎港海底トンネルについては、耐震性向上に向けて、検討や工事を実施し、受変電室建屋の液状化対策を完了しました。引き続き、川崎港海底トンネルの耐震性向上に向けた調査等を実施していきます。	B
50 川崎港地震発生時の震後行動計画の策定等の実施【再掲】	90	【5-1-41（項目80）再掲のため、内容省略】				
5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止						
51 幹線交通分断に伴うリスク想定への対応	91	国の検討結果なども踏まえ、国、県、関係機関等と連携した取組について検討を行います。	危機管理室 建設緑政局 港湾局 関係局		・国の動向を注視しつつ、本市においては、緊急輸送道路などの重要路線の閉塞を防ぐための橋りょうの耐震化を推進しました。 （建設緑政局） ・神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会ワーキンググループの構成員として、国、県、関係機関等と連携した取組について、検討を実施しました。 （危機管理室、建設緑政局） ・川崎港海底トンネル等の緊急輸送道路の適切な管理を実施しました。（港湾局）	B
52 道路の確保等の推進【再掲】	92	【1-1-3（項目10～15）再掲のため、内容省略】				
53 交通手段の連携強化	93	鉄道、バス、海上輸送などの連携強化に向け、各事業者を交えた訓練等を実施していきます。	危機管理室 交通局 関係局区		・九都県市相互、関西広域連合及び防災関係機関等の訓練を通じて協力体制を継続しました。（危機管理室、交通局）	B

「川崎市国土強靭化地域計画」5か年の取組結果【一覧】

事前目標 リスクシナリオ 施策項目	項目番号	推進方針（個別事項）	所管局	参考となる重要業績指標（事前目標毎） （計画期間中の事業費はH28～R2決算額合計）	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
5-6 生産拠点の操業停止や農地の荒廃などによる食料等の安定供給の停滞						
54 個別企業BCPの策定の促進【再掲】	94	【5-1-40（項目79）再掲のため、内容省略】				
55 物資供給体制の整備の推進【再掲】	95	【2-1-14（項目38～41）再掲のため、内容省略】				
56 都市農地の保全等の推進	96	防災機能という農地の多面的機能を活用するため、市民防災農地への登録を推進します。	経済労働局		・関係機関と連携し、広報、登録を進めたことで、市内全農地面積に占める防災農地の登録面積比率について、10%以上（R3.1.1時点15.36%）を維持し、目標を達成しました。 （令和3年1月1日現在登録状況：532か所、80ha）	B
	97	市街化区域内農地の一定の水準を満たす農地を生産緑地地区に指定することで、都市農地の保全を図ります。	経済労働局		・生産緑地地区の指定を推進するとともに、生産緑地の税制優遇等を延長する特定生産緑地の指定を行いました。 （R3.3.31時点　特定生産緑地指定面積　108ha） ・また、生産緑地指定の下限面積を引き下げたことで、これまで指定できなかった規模の農地についても指定することが可能となり、より多くの都市農地の保全に努めました。	B
	98	農業振興地域内において、農業用施設の多くが耐用年数を経過し老朽化しているため、安定した農業生産を維持するために必要な措置を行います。	経済労働局		・川崎市ニューファーム整備事業補助金による地元組合への補助を通じ、平成28年に3件、平成29年に1件、平成30年に2件、令和1年に1件、令和2年に1件の農業用施設の整備を行いました。	B

「川崎市国土強靭化地域計画」5か年の取組結果【一覧】

事前目標 リスクシナリオ 施策項目	項目番号	推進方針（個別事項）	所管局	参考となる重要業績指標（事前目標毎） （計画期間中の事業費はH28～R2決算額合計）	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。						
6-1 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止						
57 長期電源途絶等に対する対応の推進	99	【3-1-34（項目71）再掲のため、内容省略】		●都市計画道路進捗率【事前目標1再掲】 ●緊急輸送道路の整備率【事前目標1再掲】 ●市立小中学校等への灯油式発電機設置工事実施率 ・29.6%（H27）→100%（R2）［目標：100%（H30）］ （計画期間中の事業費：1,480,264千円） ●複数熱源化工事実施箇所数（市立小中学校） ・17.5%（H26）→100%（R2）［目標：100%（R1）］ （計画期間中の事業費：36,369千円） ●浄水施設の耐震化率 ・41%（H26）→100%（R2）［目標：100%（H27）］ ●配水池・配水塔の耐震化率 ・32%（H26）→98.5%（R2）［目標：100%（R4）］ （計画期間中の事業費：9,571,295千円） ●上水道の基幹管路の耐震化率【事前目標2再掲】 ●上水道の管路の耐震化率 ・26%（H26）→36.7%（R2）［目標：32%（H30）］ （計画期間中の事業費：29,593,078千円） ●工業用水道浄水施設耐震化率 ・67%（H26）→100%（R2）［目標：100%（H30）］ （計画期間中の事業費：420,615千円） ●工業用水道調整池耐震化率 ・52%（H26）→100%（R2）［目標：100%（H30）］ ●工業用水道管路耐震化率 ・95%（H26）→98%（R2）［目標：97.7%（H30）］ （計画期間中の事業費：706,998千円）		
	100	再生可能エネルギーの導入の検討などを進めていきます。	総務企画局 環境局 関係局区		・補助制度については、国の動向や関連機器の技術開発状況等を踏まえ毎年見直しを行い、住宅及び、事業者の省エネ化の促進と、再生可能エネルギーの導入推進を行いました。（環境局） ・令和元年11月から環境局所管のごみ焼却施設で発電（廃棄物発電）した電力の供給を受けており、第3庁舎の使用電力の一部に再生可能エネルギーを導入しました。（平日8時間50kW/h（施設のﾒﾝﾃﾅﾝｽ期間中を除く）（総務企画局）	B
58 複数熱源の確保	101	避難所において、震災発生時に都市ガスが使用できなくなる可能性をあること踏まえ、LPガスによるガス設備を整備し、生活確保期の湯沸しを行えるよう整備を行います。また、管理諸室等のガス設備を一部LPガス設備に切替改修することで、都市ガス供給停止に備えます。	教育委員会		・当初の計画から変更があったものの、対象校全校の整備を完了しました。 ・今後は適切な施設の維持・管理に努めます。	B
6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止						
59 上水道施設等の耐震化の推進	102	上水道施設については、配水池・配水塔等の基幹施設耐震化を進めるとともに、老朽管更新に伴う管路耐震化を進めます。また、小学校・高校等の避難所となる施設への供給ルート耐震化を進めます。	上下水道局		・配水池・配水塔など基幹構造物の耐震化を推進し、耐震化率が98.5%となりました。 ・重要施設（市立小・中・高等学校等の避難所及び重要な医療機関）への供給ルートや、震災時の被害が懸念される老朽配水管などの重要な管路の優先的な耐震化を推進しました。	B
	103	工業用水道施設については、浄水場及び管路の耐震化を進めます。	上下水道局		・長沢浄水場工業用水道施設の耐震補強工事を完了しました。 ・老朽化した管路の更新工事を推進しました。	B

「川崎市国土強靭化地域計画」5か年の取組結果【一覧】

事前目標 リスクシナリオ 施策項目	項目番号	推進方針（個別事項）	所管局	参考となる重要業績指標（事前目標毎） （計画期間中の事業費はH28～R2決算額合計）	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止						
60 下水道施設等の耐震化の推進	104	下水道幹線等の重要な管きょや被災時にも機能確保が重要となる水処理センター・ポンプ場の揚水機能や消毒機能等について、耐震化や耐震診断を推進します。	上下水道局	●川崎駅以南の地域の重要な管きょの耐震化率 ・33.5%（H26）→99.2%（R2）［目標：100%（R1）］ （計画期間中の事業費：11,071,570千円） ●下水道津波BCP策定 ・策定済み、現状維持	・川崎駅以南の地域の軌道横断や緊急輸送路等に布設されている重要な管きょについては、現場条件に合わせた施工方法の再検討などの影響により、一部路線で令和2年度中に耐震化が完了しなかったため、目標を下回りましたが、令和3年度の完了に向けて令和3年2月に再度発注を行い、現在は耐震化を完了しています。また、川崎駅以北の地域の重要な管きょについては、平成30年度中に耐震診断を完了し、耐震化工事に着手しました。 ・水処理センター・ポンプ場については、大規模地震時にも運転を継続するため、開口部の閉塞等の耐震補強を実施し、施設の運転制御機器が集約されている管理棟の耐震化を令和元年度に完了しました。さらに、市街地において下水が滞留・溢水しないように、水処理センター・ポンプ場の被災時に流入する汚水を排除する機能（揚水機能）の確保に向けた取組を推進しました。	C
	105	下水道工事標準仕様書に基づき、施工業者に対して埋戻しの施工方法を徹底し、マンホール等埋設物の浮き上がり防止を推進します。	上下水道局		・下水道工事標準仕様書に基づき、施工業者に対して埋戻しの施工方法を徹底し、道路陥没、マンホール・管路の浮き上がり防止を推進しました。	B
61 下水道施設等の津波対策の推進	106	水処理センター・ポンプ場の開口部から室内への浸水が想定されることから、防水扉、防水板、開口部嵩上等の津波対策を進めていきます。	上下水道局		・津波により浸水被害が想定される施設において、防水扉等により防水化を実施し、平成30年度に津波対策を完了しました。また、昨今の気候変動による風水害（洪水・高潮・内水）への対応の必要性から、施設の耐水化基本計画策定に向けた検討を推進しました。	B

「川崎市国土強靭化地域計画」5か年の取組結果【一覧】

事前目標 リスクシナリオ 施策項目	項目番号	推進方針（個別事項）	所管局	参考となる重要業績指標（事前目標毎） （計画期間中の事業費はH28～R2決算額合計）	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
6-4 地域交通ネットワークが分断する事態						
62 道路の確保等の推進【再掲】	107	【1-1-3（項目10～15）再掲のため、内容省略】				
63 海上輸送拠点の耐震化等の促進【再掲】	108	【5-4-49（項目89）再掲のため、内容省略】				
64 広域交通ネットワーク等の形成の推進	109	広域交通ネットワーク等の形成を目指し、鉄道・道路に係わる市域の交通幹線網の整備を推進し、災害時においても有効に活用できるよう検討する。	まちづくり局		・広域交通ネットワークの形成に向け、横浜市高速鉄道3号線延伸について、本市と横浜市が協調し、平成31年1月に横浜市とともに事業化していくことを公表し、令和2年1月に、概略ルート・駅位置について横浜市と合意・決定する等の取組を推進しました。 ・また、首都圏の都市構造や経済活動を支えるとともに、本市の都市機能を強化する広域的な道路ネットワークの形成や、市内の交通混雑の解消及び沿線環境の改善、災害時における物資輸送を支えるネットワークの確保のため、広域的な幹線道路網整備の取組を推進しました。	B
6-5 異常渇水等による用水の供給の途絶						
65 災害対応力の向上	110	各家庭等での節水機器や雨水貯留槽の設置への啓発等を通じ、平時からの市民の節水の取組の推進を図ります。	環境局		・雨水貯留槽の導入補助金制度については、平成27年度をもって終了しましたが、パンフレット等を通じ、啓発を行いました。	B
7 制御不能な二次災害を発生させない。						
7-1 海上・臨海部の広域複合災害の発生						
66 石油コンビナート等防災計画の見直し等【再掲】	111	【5-3-46（項目85、86）再掲のため、内容省略】		●臨海部防災対策計画の策定・見直し【事前目標5再掲】 ●海岸堤防等の整備率（市管理用地箇所）【事前目標1再掲】 ●コンビナート火災等への消防機能の強化 ・実施済み、現状維持		
67 コンビナート関連施設の耐震化等【再掲】	112	【5-3-47（項目87）再掲のため、内容省略】		●工場・事業場等への立入実施率 ・実施済み、現状維持		

「川崎市国土強靭化地域計画」5か年の取組結果【一覧】

事前目標 リスクシナリオ 施策項目	項目番号	推進方針（個別事項）	所管局	参考となる重要業績指標（事前目標毎） （計画期間中の事業費はH28～R2決算額合計）	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
68 石油コンビナート等防災訓練の実施【再掲】	113	【5-2-44（項目83）再掲のため、内容省略】				
69 石油コンビナート火災等への消防機能の強化	114	関係機関と調整しながら、国際戦略港湾に必要とされる規模・能力を有する消防艇を整備推進するため、消防艇の更新に際して、消防艇の大型化や消防力の整備指針において、消防艇の新たな規格として示された10メートル以上の放水塔の整備等、機能強化を図ります。	消防局		・平成28年度から令和2年度の間に、新消防艇（大型艇）の建造については、高さ21メートルの伸縮放水塔を備えた消防艇「かわさき」が令和2年3月に完成し、新消防艇（小型艇）の建造については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でスケジュールが若干遅れたものの、令和3年4月に最高速度約30ノットの消防艇「うみかぜ」が完成しました。	B
7-2 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生						
70 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次	115	市内にある農業用ため池については耐震性が確認されているため、適切な維持管理を行います。	経済労働局		・川崎市で保有する早野地区の上池のフェンス改修工事を行いました。 ・ため池管理組合に月ごとの点検を委託し、ため池の適切な管理業務を行いました。	B
7-3 有害物質等の大規模拡散・流出						
71 有害物質等の大規模拡散・流出	116	危険物施設の維持管理及び危険物の貯蔵取扱いの状況を検査し、所有者等の保安意識の向上を図ります。	消防局		・平成28年度から令和2年度の間に、危険物施設に対して計画どおり立入検査を実施しました。	B
	117	工場・事業場等への立入調査を実施するとともに、大気汚染物質排出量の監視、削減に向けた指導及び排出検査を行います。	環境局		・計画期間中、市内の工場・事業場に対し、ばい煙等の立入測定、排出ガスの自動監視システムによる常時監視、大気汚染物質排出状況の報告聴取等を行い、大気汚染物質の排出量の監視、削減に向けた指導を実施しました。また、毎年度、事故時の大気汚染物質の漏洩防止に向けた取組として、工場・事業場の施設管理徹底を促す文書通知等を実施しました。 ・大規模災害時の対応として、大気環境対応マニュアルについて改定案を作成するとともに、平成30年度に神奈川県環境計量協議会と「大規模災害時における有害化学物質の調査に関する協定」を締結し、この協定の実効性を担保するために緊急時の連絡体制を確認しました。	B

「川崎市国土強靭化地域計画」5か年の取組結果【一覧】

事前目標 リスクシナリオ 施策項目	項目番号	推進方針（個別事項）	所管局	参考となる重要業績指標（事前目標毎） （計画期間中の事業費はH28～R2決算額合計）	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。						
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態						
72 災害廃棄物処理計画に基づいた対策の推進	118	国、県及び他自治体との各種会議や情報交換会等に参加し、情報共有しながら、計画に基づいた対策の推進を引き続き行います。	環境局	●災害廃棄物処理計画の策定 ・策定済み、現状維持 ●防災上重要な道路に架かる橋りょうの耐震補強完了率（Ⅱ期）【再掲】 ●道路斜面等の要対策箇所の対策率【事前目標1再掲】 ●都市計画道路進捗率【事前目標1再掲】 ●緊急輸送道路の整備率【事前目標1再掲】 ●地籍調査進捗率 ・9%（H26）→11%（R2）［目標：10%（R3）］ （計画期間中の事業費：185,086千円） ●津波ハザードマップの作成・公表等【事前目標1再掲】 ●洪水ハザードマップを作成・公表等【事前目標1再掲】 ●海岸堤防等の整備率（市管理用地箇所）【事前目標1再掲】	・環境省主催の協議会等で他自治体の災害廃棄物対策について情報共有を図りながら、環境省の災害廃棄物対策指針や神奈川県の災害廃棄物処理計画の改定を踏まえ、災害廃棄物等処理計画の改定を行うとともに、災害廃棄物等の処理に係る具体的な考え方や対応方法等を定めた川崎市災害廃棄物等処理実施計画を策定しました。	B
73 ごみ焼却施設の耐震対策等の推進	119	災害発生後、迅速な対応が図れるように、引き続き施設の維持・管理を行っていきます。	環境局		・廃棄物処理関連施設の維持・管理のため、大規模改修及び維持管理を継続的かつ計画的に実施しました。	B
	120	建て替えを実施するごみ焼却施設の耐震対策や自家発電設備の設置等を進めていきます。	環境局		・橘処理センターは、施設の老朽化に伴う施設の建替えが行われており、解体工事については平成28年度に着手して令和2年度完了しました。新築工事については並行して令和元年度から着手し、令和5年度の供用開始に向け工事を進めています。 ・新施設においては、大規模地震に対応した施設として、建築基準法や官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説などに基づいて詳細設計を行い、工事を実施しています。 ・今後、自家発電設備については、常用の蒸気タービン発電機、蓄電池設備を備えた太陽光発電設備を設置するとともに、電力供給が断たれた場合に備えた非常用発電機（デュアル・フェール型）を設置する計画としています。	B
74 保管場所の確保等	121	国、県及び他自治体との各種会議や情報交換会等に参加し、情報共有しながら、計画に基づいた対策の促進を引き続き行います。	環境局		・環境省主催の協議会や神奈川県主催の情報交換会に出席し情報共有を図るとともに、災害発生時の仮保管場所確保について庁内関係局区と協議を実施し、考え方を整理しました。	B
75 他自治体等との連携強化	122	他自治体との連携については、関東ブロック協議会や県が主催する会議において、情報交換を行うとともに、受入協力等について検討していきます。	環境局		・環境省が主催する大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会や神奈川県の主催する会議において情報交換を行うとともに、災害発生時の協力・支援体制について協議を行いました。	B

「川崎市国土強靭化地域計画」5か年の取組結果【一覧】

事前目標 リスクシナリオ 施策項目	項目番号	推進方針（個別事項）	所管局	参考となる重要業績指標（事前目標毎） （計画期間中の事業費はH28～R2決算額合計）	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態						
76 他自治体等との連携強化	123	平時より関係機関や民間企業等の協定締結先と連絡先等を明確にするとともに災害時の協力体制等について連絡会等を開催するなど、協力体制の強化に向けた取組を推進します。	危機管理室 関係局区		・災害時協定の締結状況の把握や各局区への災害時協定の実効性確保に向けた確認等の通知など、災害時協定の実効性の確保に向けた取組を推進しました。 ・協定締結団体に市総合防災訓練に参加してもらい、応援協定の実効性を検証するなどの取り組みを実施しました。	B
	124	東京湾内の港と協力し、訓練を実施し管理者間の連携体制の強化に向けた取組を推進します。	港湾局 関係局区		・訓練等を通じて、東京湾内の港関係者と連携体制を推進しました。	B
8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態						
77 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	125	被害状況に応じて臨機応変に対応できるよう、復興計画策定訓練等の実践的な訓練を通じて、都市復興に関する知識やノウハウの蓄積、都市復興計画策定手順の質の向上を図ります。	まちづくり局 危機管理室 総務企画局		・柔軟な復興対策が可能となるよう発災前の復興準備を行い、 質の高いすみやかな都市復興を実現できる体制の向上を図りました。（まちづくり局） ・円滑な復興体制の構築に向けた職員向けの研修や被災地へのヒアリングを実施しました。（総務企画局） ・関係課とともに復興体制についての検討を実施しました。また、近接都市である横浜市との意見交換を行うなど、必要となる取組の整理を行いました。。（危機管理室）	B
	126	自主防災組織が訓練や会議を継続的に行い、自主防災組織同士のつながりや避難所運営会議の活動が推進されるよう支援を行うことで地域の自主的な防災体制の強化を図ります。	各区		・自主防災組織の結成や活動支援活動を行った結果、自主防災組織の結成数も、730から757組織へと増加しました。 ・各種助成制度に基づき、訓練や啓発活動の支援を実施し、訓練等の回数及び助成金の交付件数について増加傾向を継続していました。（※新型コロナウイルス感染症のまん延等がみられるようになってからは減少に転じましたが、それ以前は訓練回数は増加傾向でした。）（危機管理室） ・自主防災組織による防災訓練や啓発活動等、日頃からの地域活動を推奨するとともに、助成制度の活用を推進し地域防災力の向上を図ることができました。（各区）	B

「川崎市国土強靭化地域計画」5か年の取組結果【一覧】

事前目標	リスクシナリオ	施策項目	項目番号	推進方針（個別事項）	所管局	参考となる重要業績指標（事前目標毎）（計画期間中の事業費はH28～R2決算額合計）	計画期間（H28～R2）総括	総合評価
			127	防災に携わる人材の高齢化の課題に対し、若い世代の参加や人材育成などに繋がる啓発等を行い、市民の防災意識と知識の向上を図り、更なる地域防災力向上に繋げていきます。	危機管理室 各区		・小学校のPTA等を対象とした「ぼうさい出前講座」の実施や、若い世代の目にも止まるよう工夫した防災タブロイド誌の配布、小学生とその保護者を対象とした「こども防災塾」などの取組を通じ、若い世代を含めた市民の防災意識向上を推進しました。 （危機管理室） ・区内小中学校と連携した防災学習の実施や、ターゲットを絞った防災イベント等を企画・実施し、市民の防災意識と知識の向上を図り、地域の防災力向上に努めることができました。（各区）	B
	8-4 鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態							
		78 道路の確保等の推進【再掲】	128	【1-1-3（項目10～15）再掲のため、内容省略】				
		79 基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討	129	ライフライン事業者等と定期的に開催しているライフライン連絡会議等を通じ、災害応急対策業務の実施体制などについて情報交換を図り、災害時のより速やかな復旧に向けた検討を進めていきます。	危機管理室 関係局区		・市図上訓練へのライフライン事業者のオブザーバー参加やライフライン事業者の防災関連施設への市職員の視察を行うとともに、毎年度、ライフライン連絡会議を開催し、災害対応に係る課題や取組等について、ライフライン事業者、関係局区において意見交換や情報共有を行うことにより、連携体制の構築を図りました。	B
		80 地籍調査等の推進	130	継続的かつ計画的な地籍調査の実施に向けて、引き続き県に対し財政上の措置を要望するとともに、調査の効率化を進め事業推進を図ります。	建設緑政局		・都道府県計画に基づき、毎年度、実施計画を策定し、概ね計画どおり一筆地調査を実施しました。	B
	8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態							
		81 災害対応力の向上	131	今後想定される浸水被害のリスクに備えるため、従来の河川整備と併せ減災対策として、洪水ハザードマップを活用し、市民の危機管理意識の向上に努めます。	危機管理室 建設緑政局 関係局区		・防災タブロイド誌などにより、ハザードマップによる浸水リスクの把握の重要性や、マイタイムラインの活用について周知し、市民の危機管理意識の向上に向けた啓発を実施しました。（危機管理室） ・水防法の改正に伴う新たな浸水想定区域図の公表を受け、全区の洪水ハザードマップの改定し、説明会や防災タブロイド誌の全戸配布などによる普及啓発を行いました。また、区民祭等の機会を捉え、洪水ハザードマップの周知を行いました。（建設緑政局）	B
		82 水閘門等の耐震対策の推進	132	市内陸部への津波・高潮による浸水を防護すること及び操作作業員の安全を確保するため、迅速に防潮堤の閉鎖ができるよう、海岸保全施設（陸閘）の改良を推進します。	港湾局 建設緑政局 関係局区		・市内陸部への津波高潮からの浸水を防護すること及び操作員の安全を確保するため、迅速に防潮堤を閉鎖ができるよう、海岸保全施設（陸閘）の改良を39箇所中27箇所完了しました。	B